

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

政 地 第 9 5 号

平成24年9月28日

内閣総理大臣 様

静岡県知事 川勝 平太

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請  
します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

# 地域活性化総合特別区域指定申請書（概要版）

## 1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

## 2. 総合特別区域について

### （1）区域

#### ① 指定申請に係る区域の範囲

##### i) 総合特区として見込む区域の範囲

静岡県全域

##### ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

先導的な地域づくりモデルを創出する区域（11区域）について、実施する事業に応じて適用を想定する規制の特例措置等に基づき設定

##### iii) 区域設定の根拠

本総合特区は、本県全域を対象とした大規模災害等の有事に備えた地域づくり「内陸のフロンティアを拓く取組」を牽引する先導的なモデルの創出を目指すものであり、各地域は新東名高速道路等により結び付き、相互に連携・補完し合うことで相乗効果が得られるため、県全域を設定。

### （2）目標及び政策課題等

#### ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

##### i) 総合特区により実現を図る目標

###### ア) 定性的な目標

###### 「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」

新東名高速道路等の高規格幹線道路を最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促す「内陸のフロンティアを拓く取組」を県・市町が連携・協力して推進し、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた地域づくりモデルの形成を目指す。

###### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（1）	東海地震で想定される死者数（第3次地震被害想定 約5,900人）
数値目標（1）	△1,521人（H20年度）→ 半減（H27年度）
評価指標（2）	新エネルギー等導入率（天然ガスコージェネレーションを含む）
数値目標（2）	5.4%（H22年度）→ 8.7%（H29年度）
評価指標（3）	農ビジネス販売額
数値目標（3）	2,665億円（H22年度）→ 3,600億円（H29年度）
評価指標（4）	輸出・輸入コンテナ取扱個数
数値目標（4）	40.4万TEU（H22年度）→ 78.7万TEU（H25年度）

###### ウ) 数値目標の設定の考え方

政策課題の解決に向けて、各地域で地域資源を活用して推進する防災・減災対策や産業振興策に関する事業により、達成を目指す数値目標を設定。（各事業が目標の達成に寄与）

##### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

###### ア) 政策課題と対象とする政策分野及びイ) 解決策

**政策課題1** ≪防災・減災機能の充実・強化≫ 政策分野：t) まちづくり関係

- 解決策1**
- ①有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保
  - ②県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成
  - ③地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築

**政策課題2** ≪地域資源を活用した新しい産業の創出・集積≫ 政策分野：t) まちづくり関係

**解決策2** 【有事に強い産業基盤の構築】

- ①多彩な農芸品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出
- ②高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出
- ③新しいビジネスや研究開発の促進による需要拡大に即した農林産物の安定的な供給力の確保
- ④林地残材の有効活用と研究開発の促進による木質バイオマス拠点の創出

**政策課題3** <新しいライフスタイルの実現の場の創出> 政策分野：t) まちづくり関係

**解決策3** 【有事に強い生活環境の確保】

- ①豊かな自然環境に囲まれたゆとりある暮らし空間の確保
- ②地域資源の活用によるエネルギーの有効利用の推進
- ③地域の魅力を活用した交流の促進

**政策課題4** <暮らしを支える基盤の整備> 政策分野：t) まちづくり関係

**解決策4** 【有事に強い広域ネットワークの構築】

- ①陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実

### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ・防災先進県：地震対策事業費累計2兆円超、公立小中学校の耐震化率（H23.4）や防災行政無線整備率（H24.3）等が全国1位
- ・新東名（H24.4.14開通）・東名高速道路、富士山静岡空港、駿河湾3港等の充実した交通インフラ
- ・全国屈指の「ものづくり県」：製造品出荷額等全国3位（H22）、農林水産物生産品目数全国1位
- ・首都圏と中部圏、近畿圏の三大都市圏の中間に位置する地理的優位性

## (3) 事業

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

##### ア) 事業内容及びイ) 事業実施主体

4つの政策課題の解決策は、3つの地域区分に応じた戦略的な取組として展開する。

#### <内陸部のイノベーションモデルの創出>

##### (1) 農業と観光の新結合や物流の地域資源活用拠点の形成（三島市、函南町、長泉町）

- ①農業・観光関連施設集積事業（JA、民間事業者）
- ②三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業（民間事業者）
- ③三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業（三島市、民間事業者）
- ④高規格幹線道路を生かした安全・安心のまちづくり促進事業（民間事業者）
- ⑤ゆとりある田園居住区整備促進事業（民間事業者）
- ⑥「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業（函南町、民間事業者、農業者）
- ⑦新東名高速道路長泉沼津IC周辺物流関連産業等集積事業（物流産業関係事業者、食関連産業事業者、長泉町）

##### (2) 新富士IC周辺における物流産業の集積と観光拠点の創出（富士市）

- ①新東名新富士IC周辺物流拠点創出事業（富士市、地権者による土地管理組織、物流産業関係事業者等）
- ②富士山を眺望する観光拠点整備事業（民間事業者）

##### (3) 富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成（小山町）

- ①小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（食品・自動車産業関係事業者、小山町）
- ②木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業（小山町バイオマス発電株、林業関係事業者、小山町）

##### (4) 「食と農」の都市農村交流エリアの形成（静岡市）

- ①次世代市民農園開設事業（JA等）
- ②再生可能エネルギー利活用促進事業（県、土地改良区、JA等）

##### (5) 「食と農」関連産業のアンテナエリアの形成（藤枝市）

- ①食と農のアンテナエリア形成事業（民間事業者、JA、国立大学法人、県、藤枝市等）
- ②生産型市民農園開設事業（藤枝市、JA、県等）
- ③高度な情報システムを駆使した物流産業の立地促進事業（藤枝市、物流産業関係事業者、県等）

##### (6) 「食と農」ビジネスの振興によるセントラルキッチンの形成（袋井市）

- ①三大都市圏域「食と農」産業（研究所・工場・物流）集積促進事業（民間事業者）

##### (7) 創造的田園居住エリアの形成（森町）

- ①遠州森町PA周辺有効活用推進事業（県、森町、民間事業者等）
- ②森掛川IC周辺次世代産業集積事業（森町、民間事業者等）
- ③内陸部への移転企業の受け皿確保事業（森町、民間事業者等）

#### <都市部のリノベーションモデルの創出>

##### (1) 津波防災まちづくりによる沿岸域の災害に強い地域づくり（吉田町）

- ①物資供給拠点確保事業（吉田町、民間事業者）
- ②企業活動維持支援事業（吉田町、民間事業者）

##### (2) 沿岸域における企業移転・農地再生モデルの構築（袋井市）

- ①事業所撤退跡地の優良畑地化促進事業（農業者、袋井市、静岡県農業振興公社）

### (3) 沿岸域における企業移転による新産業創出モデルの構築（磐田市）

①事業所撤退跡地の再生利用事業（磐田市、民間事業者）

#### 《多層的な地域連携軸の形成モデルの創出》

##### (1) 広域物流拠点の創出による物流ネットワークの充実（県内全域）

①物流拠点創出事業（物流産業関係事業者、県、関係市町）

#### ウ) 当該事業の先駆性

##### 《内陸部のイノベーションモデルの創出》

・地域資源と高規格幹線道路等の機能を最大限活用し、有事と平時の機能を高次元で確保した災害に強く魅力ある地域づくりモデルを創出する先駆的な取組

##### 《都市部のリノベーションモデルの創出》

・津波浸水想定区域に立地する企業の域内移転と跡地利用の支援を組合せ、沿岸域における減災と産業転換を両立する有事に備えた新しい地域再生モデルを創出する先駆的な取組

##### 《多層的な地域連携軸の形成モデルの創出》

・新東名高速道路等の本県が有する“陸・海・空”の交通ネットワークを最大限活用し、有事と平時の機能を備えた広域物流拠点を創出し、物流ネットワークの充実を図る先駆的な取組

#### エ) 関係者の合意の状況

・地域協議会（H24. 7、H24. 9の2回開催）やワーキンググループ会議において、県、市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一丸となって推進することで合意済み

#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

・「内陸のフロンティアを拓く取組 全体構想（総論）」の策定（H24. 9）

## ii) 地域の責任ある関与の概要

### ア) 地域において講ずる措置

#### a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

・大規模地震対策等総合支援事業費（静岡県）、新規産業立地事業費助成・地域産業立地事業費助成（静岡県）など、県や関係市町において単独事業や事業費助成等を実施

#### b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

・市街化調整区域内の物流施設の立地基準の緩和、企業立地補助制度の補助対象の追加

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

・知事、副知事、関係部局長で構成する「内陸のフロンティアを拓く推進会議」を設置（H23. 12）  
・県・市町の企画担当部長で構成する「内陸のフロンティアを拓く県と市町の企画政策会議」の設置（H24. 4）等

#### d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

・津波被害から地域を守るため、民間企業が県に300億円の寄付を申出し、防潮堤整備を推進 等

### イ) 目標に対する評価の実施体制

全ての数値目標について、県総合計画の評価を活用して毎年度評価を実施するとともに、総合特区の事業の進捗状況等を加味した評価を地域協議会で協議し、結果を公表する。

## iii) 事業全体の概ねのスケジュール

### ア) 事業全体のスケジュール

平成24年度の区域指定後、国による規制緩和等が措置された事業から順次実施する。

### イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

・H24. 7. 17に地域協議会を設立、H24. 8. 9と8. 24に地域協議会ワーキンググループ会議\*を開催、H24. 8. 31に第2回地域協議会を開催（※地域協議会参画団体の実務者レベルで構成する会議）

【参画メンバー】（一社）静岡県経営者協会、（社）静岡県観光協会、静岡県農業協同組合中央会、（社）静岡県トラック協会、静岡県倉庫協会、清水農業協同組合、中日本高速道路（株）、（株）静岡銀行、スルガ銀行（株）、（株）清水銀行、（株）日本政策投資銀行、ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合、三島市、富士市、磐田市、藤枝市、袋井市、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町、静岡県

## 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設
- ・工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和
- ・市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和
- ・木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和
- ・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制の緩和
- ・区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例措置 等

# “ふじのくに”防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)

## 背景

東日本大震災

南海トラフの巨大地震

沿岸域中心の国土利用の転換

多自然共生地域への期待

## 契機

「命の道」であり「発展の道」である新東名高速道路の開通(H24.4)により  
内陸部をはじめ県内全域の発展の可能性が高まる

## 目標

### 【定性的目標】

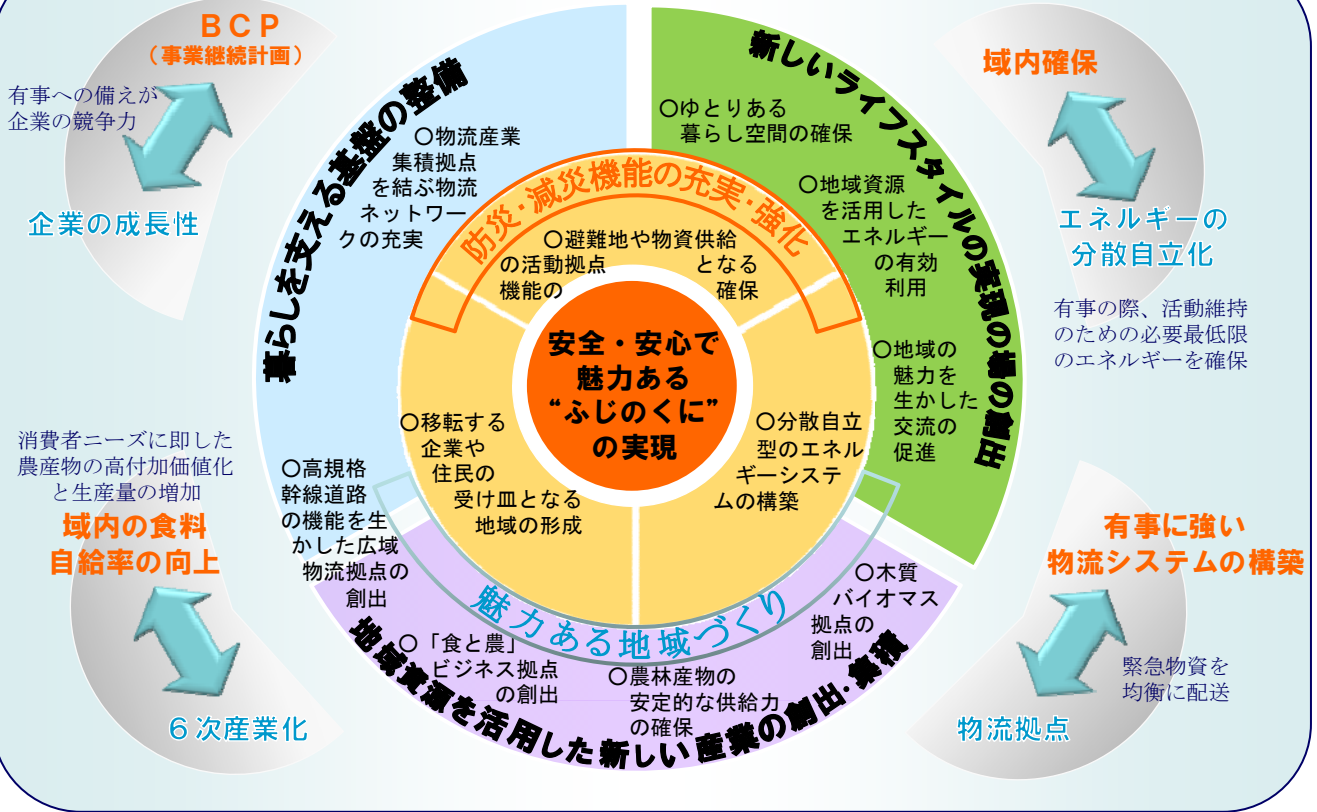
#### 安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現

新東名高速道路等を最大限活用し、内陸部に津波の心配のない先進地域を築く「内陸部のイノベーション」と、都市部で防災・減災対策を進める「都市部のリノベーション」、両地域の連携や相互補完を促進する「多層的な地域連携軸の形成」を三位一体で推進し、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた地域の実現を目指す

### 【評価指標と数値目標】

- ◆東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900人)  
△1,521人(H20年度)→半減(H27年度)
- ◆新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)  
5.4%(H22年度)→8.7%(H29年度)
- ◆農ビジネス販売額  
2,665億円(H22年度)→3,600億円(H29年度)
- ◆輸出・輸入コンテナ取扱個数  
40.4万TEU(H22年度)→78.7万TEU(H25年度)

## 政策課題



## 解決策

### 静岡県の主な地域資源

- 東海地震対策の推進により全国の防災対策をリードする「防災先進県」
- 新東名・東名高速道路、富士山静岡空港、駿河湾3港等の充実した交通インフラ
- 全国トップクラスの「ものづくり県」(製造品出荷額等、農産物生産品目数等)
- 首都圏と中部圏、近畿圏の三大都市圏の中間に位置する地理的優位性
- 豊富な再生可能エネルギーの賦存量(日照時間、木質バイオマス資源等)



## 実施取組

### 内陸部のイノベーションモデルの創出

地域資源と高規格幹線道路の機能を最大限活用し、有事と平時の機能を高次元で確保した災害に強く魅力ある地域づくりモデルを創出

### 都市部のリノベーションモデルの創出

津波浸水想定区域に立地する企業の域内移転と跡地利用の支援を組合せ、沿岸域における減災と産業転換を両立した新しい地域再生モデルを創出

### 多層的な地域連携軸の形成モデルの創出

陸・海・空の交通ネットワークを最大限活用し、物流関連企業の集積を促進し、広域物流拠点の創出により物流ネットワークを充実

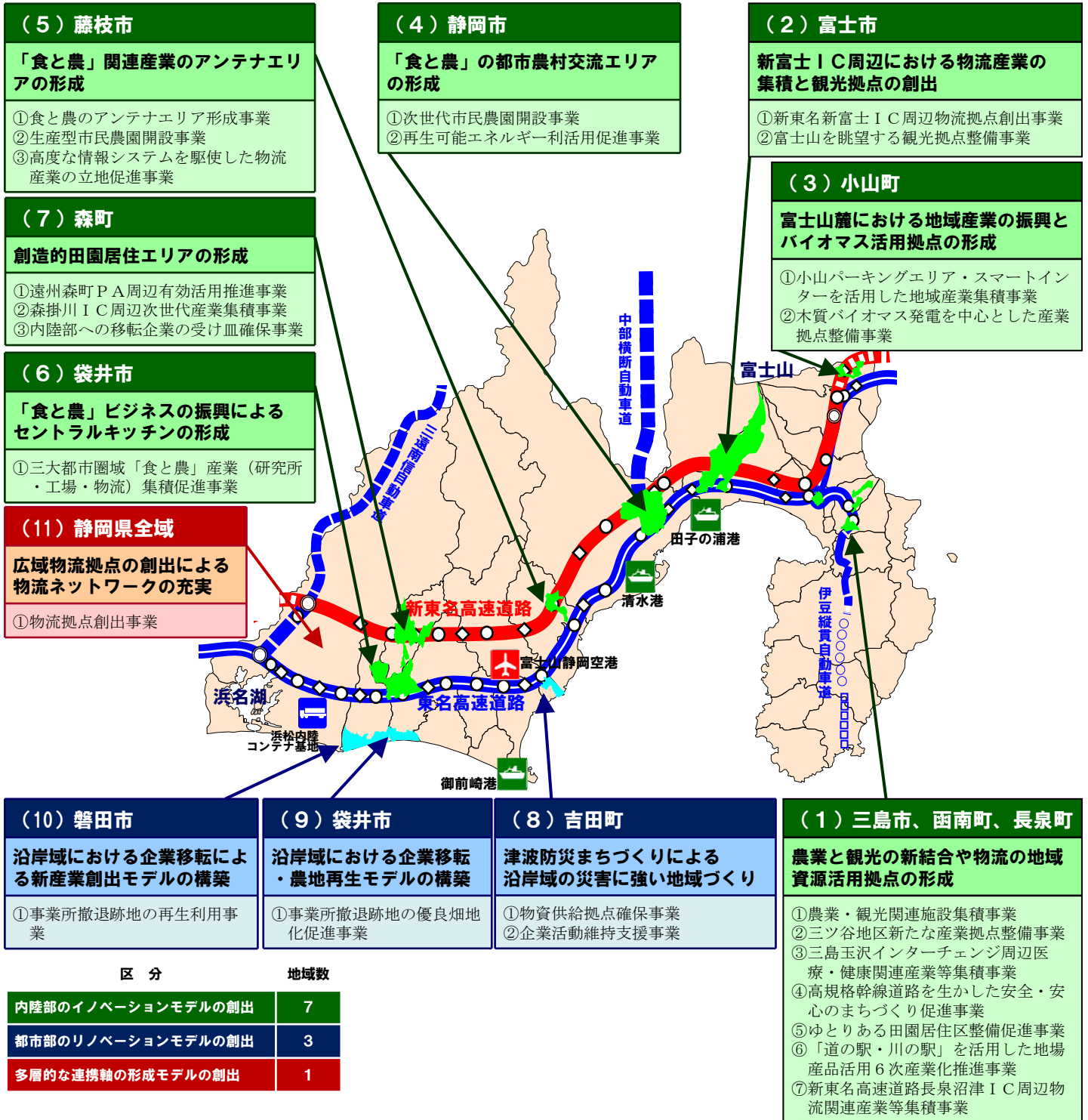
防災先進県“ふじのくに”の有事に備えた地域づくりモデルを全国へ

# “ふじのくに”防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)

## 対象区域図

<総合特区として見込む区域の範囲>

静岡県全域(※個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域を設定)



### 規制の特例措置の提案

- ・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設
- ・工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和
- ・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和
- ・市民農園における営利目的での農産物生産に関する規制の緩和
- ・木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和
- ・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に係る規制緩和
- ・区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可不要とする特例
- ・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和 等

### 税制・財政・金融上の支援措置の提案

- ・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定を締結した企業立地に対する新規立地促進税制、設備等の割増償却制度の適用要件の緩和
- ・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例
- ・沿岸域の事業所撤退跡地における農地再生に向けた財政支援
- ・災害時、新エネルギーで発電した電力の送電施設整備に関する財政支援
- ・高速道路の既存の割引制度の拡充に対する財政支援 等

“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）  
地域活性化総合特別区域指定申請書

目 次

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称	3
<b>1 指定申請に係る区域の範囲</b>	<b>3</b>
i) 総合特区として見込む区域の範囲	3
ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域	3
iii) 区域設定の根拠	4
<b>2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題</b>	<b>6</b>
i) 総合特区により実現を図る目標	6
ア) 定性的な目標	6
イ) 評価指標及び数値目標	9
ウ) 数値目標の設定の考え方	9
ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策	10
ア) 政策課題及びイ) 解決策	10
ウ) 政策課題間の関係性	17
iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要	20
<b>3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容</b>	<b>25</b>
i) 行おうとする事業の内容	25
<<内陸部のイノベーションモデルの創出>>	26
(1) 農業と観光の新結合や物流の地域資源活用拠点の形成（三島市、函南町、長泉町）	27
(2) 新富士 I C 周辺における物流産業の集積と観光拠点の創出（富士市）	32
(3) 富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成（小山町）	35
(4) 「食と農」の都市農村交流エリアの形成（静岡市）	37

(5) 「食と農」関連産業のアンテナエリアの形成（藤枝市）	39
(6) 「食と農」ビジネスの振興によるセントラルキッチンの形成（袋井市）	42
(7) 創造的田園居住エリアの形成（森町）	44
<<都市部のリノベーションモデルの創出>>	47
(1) 津波防災まちづくりによる沿岸域の災害に強い地域づくり（吉田町）	48
(2) 沿岸域における企業移転・農地再生モデルの構築（袋井市）	49
(3) 沿岸域における企業移転による新産業創出モデルの構築（磐田市）	51
<<多層的な地域連携軸の形成モデルの創出>>	54
(1) 広域物流拠点の創出による物流ネットワークの充実	55
ii) 地域の責任ある関与の概要	57
ア) 地域において講じる措置	57
a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	57
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	58
c) 地方公共団体等における体制の強化	58
d) その他の地域の責任ある関与として講じる措置	59
イ) 目標に対する評価の実施体制	60
a) 目標の評価の計画	60
b) 評価における地域協議会の意見の反映方法	60
c) 評価における地域住民の意見の反映方法	60
iii) 事業全体の概ねのスケジュール	61
ア) 事業全体のスケジュール	61
イ) 地域協議会の活動状況	62



## ◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

### 1 指定申請に係る区域の範囲

#### i) 総合特区として見込む区域の範囲

静岡県全域

#### ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに設定する、当該措置の適用を想定する区域を次表のとおりとする。

個別の規制の特例措置等	区域番号(次表参照)
土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）	1, 2, 3, 5, 6, 7, 8
市街化調整区域における開発許可の特例	1, 2, 3, 5
農用地区域の変更及び農地転用の特例	1, 2, 3, 5, 6, 7, 8
農用地区域の変更に関する要件の緩和	8
工場立地にかかる緑地等規制の緩和	1
工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和	8
補助金等により取得した財産を転用する承認手続きの特例	8, 9, 10
災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和	3, 4, 10
農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）	1, 5, 6, 7
地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）	1, 5, 6, 7
6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和	1, 6
市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和	4, 5
市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和	5
貨物自動車の乗車又は積載の方法の特例措置	4
公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置	4
農地の法面又は畦畔に設置する太陽光発電施設の転用許可の特例措置	4
土地区画整理事業の事業計画の変更に係る手続の緩和	2
指定区間で45ftコンテナ輸送が可能となる道路運送車両法に関する規制の緩和	11
同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出用完成自動車やコンテナシャーシ等の移動に関する規制の緩和	11
木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和	3
木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和	3
飛び地となる高速道路SA設置に伴う割引料金設定に対する国の許可の簡素化	2
飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置	2

区域番号	個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域
1	三島市の区域のうち笹原新田、三ツ谷新田、市山新田、玉沢、大場、田方郡函南町の区域のうち塚本、駿東郡長泉町の区域のうち上長窪
2	富士市の区域のうち厚原、大淵
3	駿東郡小山町の区域のうち棚頭、大御神、湯船、上野
4	静岡市清水区の区域のうち吉原、伊佐布、杉山、山切、草ヶ谷、庵原町、原、尾羽、広瀬、茂畑
5	藤枝市の区域のうち仮宿、高田、岡部町入野、岡部町村良
6	袋井市の区域のうち宇刈、太田、大谷、沖山梨、小山、上山梨、萱間、川会、国本、久能、下山梨、月見町、徳光、友永、延久、春岡、深見、堀越、見取、村松、山科、山田、横井、鷺巣
7	周智郡森町の区域のうち一宮、円田、草ヶ谷、睦実、中川、森
8	榛原郡吉田町の区域のうち神戸、大幡、川尻
9	袋井市の区域のうち大野、太郎助、中新田、西同笠、東同笠、湊
10	磐田市の区域のうち掛塚、駒場、白羽、豊岡、岡、西平松、中平松、南平松、東平松、飛平松、海老島、竜洋稗原、須恵新田、小中瀬、大中瀬、浜新田、請負新田、鮫島、南田伊兵衛新田、塩新田、福田中島、福田、豊浜、豊浜中野
11	静岡市清水区、富士市、御前崎市の区域のうち清水港、田子の浦港、御前崎港の臨港道路

### iii) 区域設定の根拠

#### (連携の必然性と実態)

- ・本申請は、本県全域を対象とした大規模災害等の有事に備えた地域づくり「内陸のフロンティアを拓く取組」に基づくものであり、基本理念（目指す姿）として「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」を掲げ、県・市町が連携・協力して県内各地で事業を展開することで、目標の達成を目指すものである（詳細は、「ア）定性的な目標」に記載。）。
- ・この「内陸のフロンティアを拓く取組」に関する事業は、県・市町が有事の際の備えとし、連携して推進する必然性を有することから、本申請における区域は「静岡県全域」とした。

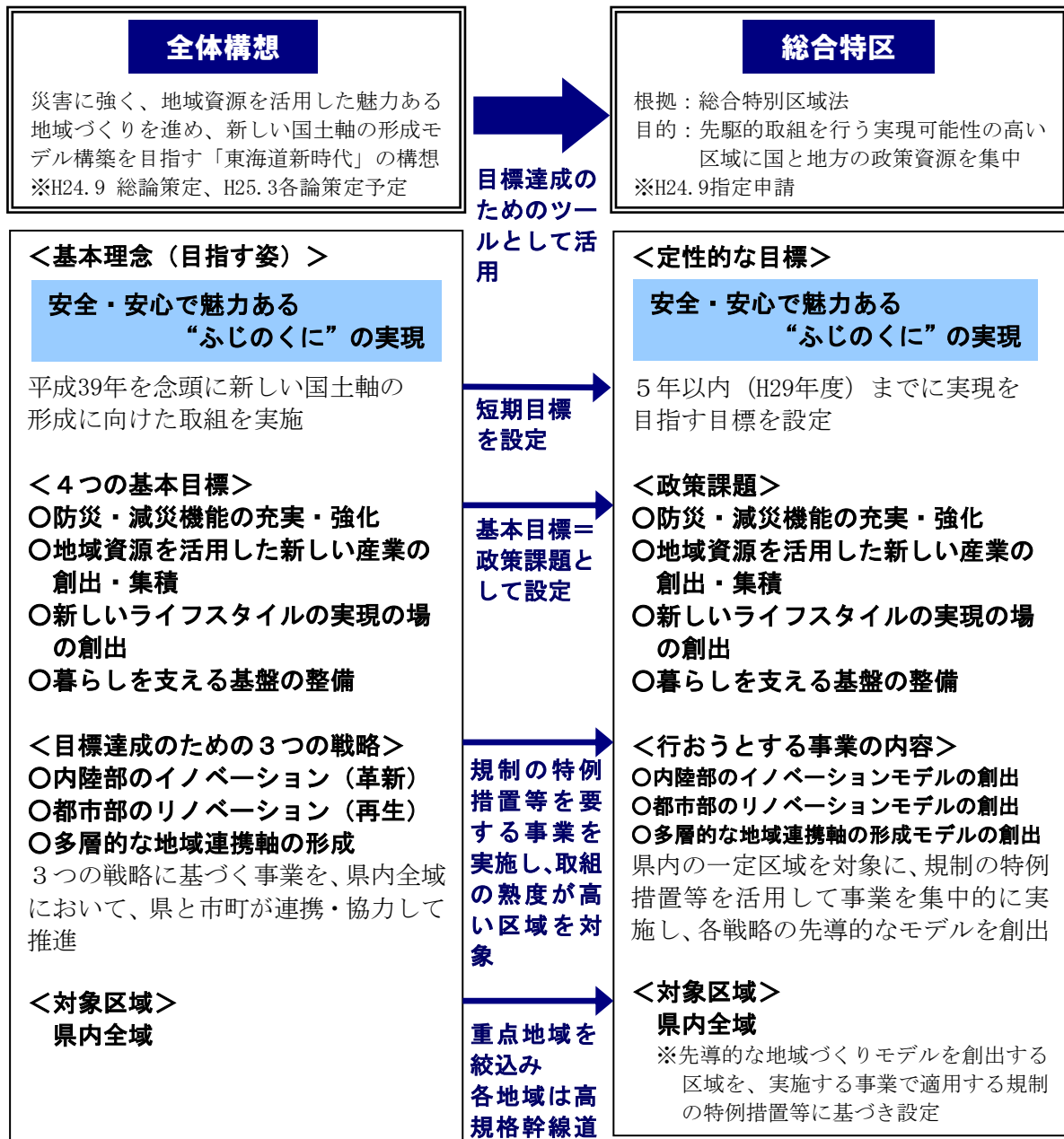
#### (連携して取組を実施することで相乗効果が得られる)

- ・本申請では、目標の実現に不可欠な要素として「内陸のフロンティアを拓く取組」に対応した政策課題を設定し、その解決に向けて、本県を地域特性から内陸部、都市部（沿岸域）、これらを繋ぐ地域連携軸の3つに区分し、各地域の地域資源や取組の熟度等を踏まえた戦略を立て、この戦略に基づく先導的な地域づくりモデルを創出することとしている（詳細は、「ii）包括的・戦略的な政策課題と解決策」に記載。）。
- ・この先導的な地域づくりモデルを創出する取組の対象区域は、地域の資源やニーズ、具体的な事業対象などを踏まえて必要な範囲で設定しているが、各取組は新東名高速道路等による広域交通ネットワークにより強く結び付き、相互に連携・補完し合うことで、相乗効果を得ることができる。

**(個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている)**

・本申請では、「内陸のフロンティアを拓く取組」の全体構想で実施する地域づくりの取組の中から、当該取組を牽引する先導的な地域づくりモデルを創出する取組であり、相対的に熟度が高く、規制の特例措置等の提案があるなど総合特区の指定基準を満たすと考えられる取組を抽出している。

**■「内陸のフロンティアを拓く取組」における全体構想と総合特区の位置付け**



## 2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### i) 総合特区により実現を図る目標

#### ア) 定性的な目標

#### 安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現

静岡県の内陸部を東西に横断する新東名高速道路などの高規格幹線道路を最大限活用し、南海トラフの巨大地震等の有事に対応する“ふじのくに”を実現するため、災害に強く魅力ある先進地域を内陸部に築く（内陸部のイノベーション）とともに、都市部で防災・減災対策を進め（都市部のリノベーション）、内陸部と都市部の連携や相互補完（多層的な地域連携軸の形成）により均衡ある発展を促す、「東海道新時代」の幕開けを告げるプロジェクト「内陸のフロンティアを拓く取組」を県・市町が連携・協力して推進する。

#### <内陸部のイノベーション（革新）>

- ・新東名高速道路の開通を契機として、内陸部の豊かな自然環境を最大限に活用し、沿岸域等からの移転の受け皿として、環境・観光などの新しい産業の創出・集積、エネルギーの地産地消、自然環境と共生した新しいライフスタイルの提供などにより、災害に強く、個性と魅力を備えた新しい地域づくりを行う。

#### <都市部のリノベーション（再生）>

- ・津波被害等へのハード・ソフト対策による多重防災機能の強化と併せて、内陸部や周辺の安全な高台等への移転の促進、移転後の空間の有効活用、自然と調和する都市環境の形成、エネルギーの地産地消などにより、防災・減災機能と居住環境の向上を図る地域づくりを行う。

#### <多層的な地域連携軸の形成（内陸部と都市部の連携）>

- ・新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道等の高規格幹線道路を背軸とし、内陸部と都市部を結ぶ交通ネットワークや交流の促進により、相互に連携・補完し合うことでネットワークの深化を図る。

解説：

本申請は、本県が地域活性化の重点戦略として推進する「内陸のフロンティアを拓く取組」を先導するもので、本県が直面している次のような地域社会づくりのための要請に対応するものである。このため、定性的な目標については、「内陸のフロンティアを拓く取組」と共通の目標を設定するものとする。

#### （防災・減災に対応した地域づくりを求める声の高まり）

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて 1 万 8 千人を超え、社会インフラ等への直接的被害は約 16.9 兆円に上る未曾有の大災害となり、発生から 1 年半が経過した現在でも、復興への道程は依然として険しい状況である。
- ・平成 24 年 8 月 29 日の内閣府の発表による南海トラフの巨大地震の津波被害は、東日本

大震災を超える甚大な被害をもたらすものと想定された。なかでも本県沿岸部のほとんどの地区に 10m 以上、最大で 33m の津波が来襲し、人的被害は全国で最も多く、国全体の被害者総数の 3 分の 1 の約 11 万人、津波等による全壊は約 32 万棟に及ぶとされた。

- ・「日本沈没」とも言われかねないこのような深刻な有事が想定されている今、防災・減災の地域づくりの取組は待ったなしの喫緊の課題であり、国家的使命でもある。

#### **(県内企業のリスク分散や防災対策への動きが活発化)**

- ・東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震の想定津波高の公表などにより、県内の沿岸域に立地する企業がリスク分散・回避のために津波被害の心配がない内陸部へ移転する動きが活発化しており、企業ニーズに応じた移転用地の確保や支援制度など早急な対応が必要である。
- ・また、県内の民間企業からは津波被害から地域を守るため、県に対して総額 300 億円の寄付の申出が行われたり、地域企業が社屋等へ周辺住民が避難するための避難用階段の設置や津波避難タワーを建設するなど、多くの民間企業が自主的に防災・減災対策に取り組んでおり、県や市町もこの動きに応えるべく、全力で取り組む必要がある。

#### **(多方面で効果を発揮する“新東名高速道路”の開通)**

- ・このような状況の中、本県においては平成 24 年 4 月 14 日に新東名高速道路が開通し、本県内陸部は首都圏と中部圏、近畿圏を繋ぐ新たな大動脈上に位置するものとなり、東名高速道路や東海道新幹線に加え、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道などの高規格幹線道路の整備による広域交通ネットワークの形成の下、災害に強く、個性と魅力ある地域として発展する可能性が飛躍的に高まった。
- ・新東名高速道路は、東名高速道路より平均 10km ほど内陸部の高台を通り、高い耐震性を有するとともに、サービスエリア・パーキングエリア 13 箇所のうち 12 箇所にドクターヘリが離着陸できるヘリポートを備えるなど、有事の機能を備えた「命の道」である。
- ・また、東名高速道路とのダブルネットワーク形成による交通量の増加や渋滞回数の減少など交通面の効果のほか、新東名高速道路上の商業施設の利用者が開通後 3 ヶ月間で約 1,300 万人に達するなど観光面においても既に大きな効果を挙げており、今後の利活用により更なる効果の拡大が大いに期待される「発展の道」でもある。

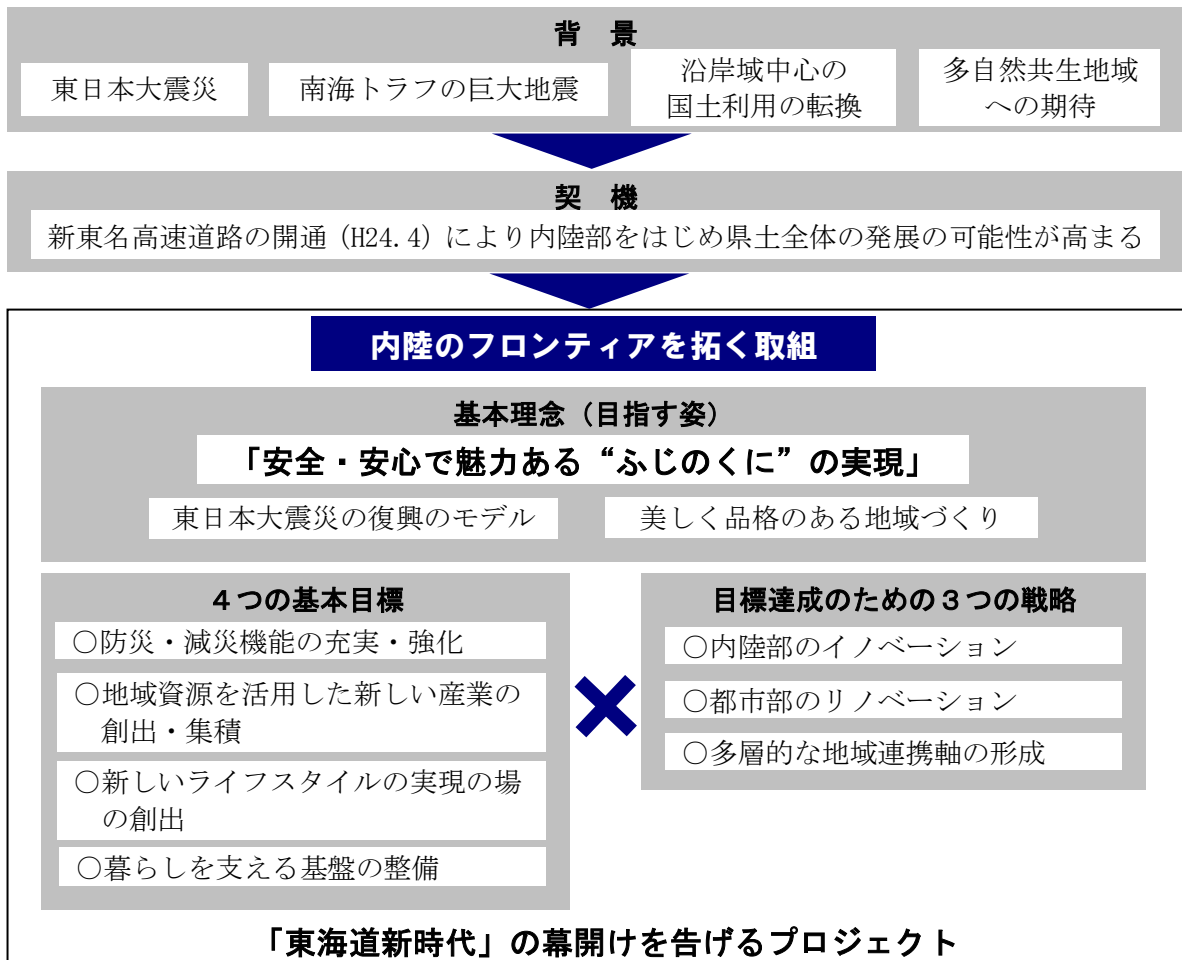
#### **(防災・減災対策を核とした内陸部と都市部を一体とした取組の推進)**

- ・このような背景を踏まえ、内陸部では新東名高速道路の機能を最大限活用し、津波対策として県内外の沿岸域等から移転を希望する企業や住民の受け皿を確保するとともに、臨海都市部ではこれまで沿岸域に集中していた開発を見直し、災害に強い都市機能の再生を行うなど、県全体が一体となって有事に備えた防災・減災対策を第一とした取組を推進することで、安全で安心な地域として持続的に発展することが可能となる。
- ・新東名高速道路の開通を契機に、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策を最優先と捉え、本県が有する人・モノ・大地の多彩な地域資源を最大限活用し、内陸部の新たな地域づくりと都市部の再生、両地域を結ぶ連携軸の形成を三位一体で展開することで、災害に強く、平時においては美しく品格がある持続的な発展が可能で活力ある地域づくりを推進する。

**(総合特区制度を活用した先導的な取組を全国へ波及)**

- ・本申請では、「内陸のフロンティアを拓く取組」を効果的・効率的に推進するため、取組を牽引する先導的役割を果たす地域を抽出し、地域の特色を踏まえた目標を設定するとともに、規制の特例措置等を活用して事業を推進することにより、平時においては予防防災対策や農林水産業等の地域産業を振興し、有事においては防災拠点機能と域内自給力を併せ持った先導的な地域づくりモデルの創出を目指すものである。
- ・南海トラフの巨大地震による甚大な被害が想定され、防災先進県として全国に先駆けた取組を進めてきた本県が創出するこの地域づくりモデルを、逼迫する大規模災害等の有事に備える防災・減災に対応した先駆的な地域づくりモデル「東日本大震災の復興のモデル」として、全国に広く発信していく。
- ・この「内陸のフロンティアを拓く取組」は、今後、新東名高速道路の東西への延伸により本県から東西に波及していく。新東名を新しい国土軸として“ふじのくに”から東西に向けて伸びていくこの取組は、「東海道新時代」の幕開けを告げるプロジェクトである。
- ・なお、本申請の取組は、平成24年7月31日に閣議決定した「日本再生戦略」に掲げられた11の成長戦略のひとつ、「持続可能で活力ある国土・地域の形成〔国土・地域活力戦略〕」の方針と合致する取組であり、本戦略の先導的モデルとなり得る取組である。

■ 「内陸のフロンティアを拓く取組」の概要



## イ) 評価指標及び数値目標

定性的な目標「安全・安心で、魅力ある“ふじのくに”の実現」を達成するために設定する包括的・戦略的な政策課題を踏まえて、評価指標を以下のとおり設定する。

本申請における事業計画の期間を平成 25 (2013) 年度～平成 29 (2017) 年度の 5 年間とし、平成 29 年度までに達成を目指す数値目標を下表のとおり設定する。

評価指標 (1)	東海地震で想定される死者数 (第 3 次地震被害想定 約 5,900 人)
数値目標 (1)	△1,521 人 (H20 年度) → 半減 (H27 年度)
評価指標 (2)	新エネルギー等導入率 (天然ガスコージェネレーションを含む)
数値目標 (2)	5.4% (H22 年度) → 8.7% (H29 年度)
評価指標 (3)	農ビジネス販売額
数値目標 (3)	2,665 億円 (H22 年度) → 3,600 億円 (H29 年度)
評価指標 (4)	輸出・輸入コンテナ取扱個数
数値目標 (4)	40.4 万 TEU (H22 年度) → 78.7 万 TEU (H25 年度)

※ (1) については、平成 25 年 6 月公表予定の南海トラフ巨大地震を前提とした静岡県第 4 次地震被害想定に基づき、数値目標の設定等の見直しを行う。

※ (3) の「農ビジネス販売額」は、農業者 (法人含む) の農産物の出荷額、加工、小売、観光農園等の販売額の合計値

※ (4) については、平成 25 年 3 月を目途に実施する企業へのアンケート調査の結果等に基づき、数値目標の設定等の見直しを行う。

## ウ) 数値目標の設定の考え方

- ・上に掲げる数値目標は、本県が推進する「内陸のフロンティアを拓く取組」の全体構想で設定する評価指標及び数値目標のうち、本総合特区において実施する事業が地域の防災・減災機能の強化や地域活性化に与える効果、進捗状況等を的確に評価できるものを抽出し、設定したものである。
- ・また、上に掲げる評価指標は静岡県総合計画に位置付けられた指標でもあるため、毎年度、確立された評価手法により、確実に評価を実施するものである。(詳細は、「ii) 地域の責任ある関与の概要」に記載。)
- ・数値目標の達成に向けては、本県が今年度策定した「内陸のフロンティアを拓く取組」の全体構想に基づく事業を県・市町・民間が一丸となって着実に推進するとともに、本総合特区において先導的な地域づくりモデルを創出する取組を一体的に推進することで、目標達成に寄与するものである。
- ・4 つの政策課題を解決するために実施する 3 つの戦略に基づく取組 (《内陸部のイノベーションモデルの創出》、《都市部のリノベーションモデルの創出》、《多層的な地域連携軸の形成モデルの創出》) による各事業 (詳細は、「i) 行おうとする事業の内容」に記載。) が、数値目標 (1) ～ (4) のそれぞれの達成に寄与するものである。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題及びイ) 解決策

定性的な目標「安全・安心で、魅力ある“ふじのくに”の実現」及び数値目標を達成するため、包括的・戦略的に取り組むべき4つの政策課題とその解決策を下表のとおり設定する。

目 標	政策課題	解決策
<b>定性的な目標</b> 安全・安心で魅力ある “ふじのくに”の実現  <b>評価指標</b> (1) 東海地震で想定される死者数 (2) 新エネルギー等導入率 (3) 農ビジネス販売額 (4) 輸出・輸入コンテナ取扱個数	<b>政策課題 1</b> <b>防災・減災機能の充実・強化</b>	①有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 ②県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成 ③地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築
	<b>政策課題 2</b> <b>地域資源を活用した新しい産業の創出・集積</b>	<b>【有事に強い産業基盤の構築】</b> ①多彩な農芸品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出 ②高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出 ③新しいビジネスや研究開発の促進による需要拡大に即した農林産物の安定的な供給力の確保 ④林地残材の有効活用と研究開発の促進による木質バイオマス拠点の創出
	<b>政策課題 3</b> <b>新しいライフスタイルの実現の場の創出</b>	<b>【有事に強い生活環境の確保】</b> ①豊かな自然環境に囲まれたゆとりある暮らし空間の確保 ②地域資源の活用によるエネルギーの有効利用の推進 ③地域の魅力を生かした交流の促進
	<b>政策課題 4</b> <b>暮らしを支える基盤の整備</b>	<b>【有事に強い広域ネットワークの構築】</b> ①陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実



## 政策課題 1

### <<防災・減災機能の充実・強化>>

新東名高速道路や東駿河湾環状道路などの交通インフラを活用した防災機能の充実・強化を図るとともに、地震や津波に強い社会基盤の整備などの減災対策の推進による、災害や事故等のリスクに強い分散自立型の地域づくりが求められる。

#### ◇対象とする政策分野：t) まちづくり関係

解説：

本県は、東西 155km、南北 118km と東西に長く、北部は富士山や南アルプスといった山岳地帯が、南部の沿岸域には平野が広がっているため、沿岸域に人口や都市機能が集積し、企業が高密度で立地している。また、沿岸域である御前崎市には、中部電力が唯一保有する浜岡原子力発電所（平成 23 年 5 月 14 日から政府の要請で停止中）が立地している。

先の東日本大震災からも明らかのように、沿岸域においては、地震等による津波が発生した場合、甚大な被害が発生することが想定される。平成 24 年 8 月 29 日に内閣府から発表された南海トラフの巨大地震による津波高の推計値は、最も高いところで 30m を超え、これまでの想定を大幅に上回るものであった。また、被害想定についても、最悪なケースでは 10 万人超の死者、30 万棟超の家屋倒壊と甚大な被害が想定されている。

県民の生命と財産を守り、安全・安心な地域を形成するためには、外的な環境の変化や有事のリスクに強い分散自立型の地域づくりが必要である。それには、沿岸域に集積している産業や人口を津波の恐れのない高台へと誘導することも有効な手段のひとつである。そのためには、移転を希望する企業や住民を受け入れられる基盤を整備する必要がある。

また、沿岸域の都市部においては、県民の生命・財産を守るため、防災・減災のためのハード・ソフト両面の対策を早急に進めるとともに、有事の際に活用可能な物資供給拠点や避難地など防災拠点を併せて確保していくことが必要となる。

本県では、平成 24 年 4 月に新東名高速道路が開通し、内陸部の交通利便性が飛躍的に向上するとともに、有事における東名高速道路の代替機能を確保できることとなった。

そこで、新東名高速道路の防災力や利便性の高さに着目し、新東名高速道路 I C 周辺において、有事でも利用可能な避難地や緊急物資供給拠点の機能を確保するとともに、沿岸域からの移転を希望する企業等の受け皿となる地域を形成する。また、有事のリスクに強い分散自立型の地域を形成していくため、エネルギー面において分散自立型エネルギーシステムを構築する取組を推進する。

#### ■南海トラフ巨大地震による人的・物的被害等

物的被害(全壊数)[冬18時、風速8m/秒]

区分	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	計
都府県計	627,000棟	115,000棟	173,000棟 (157,000棟)	4,600棟	310,000棟	1,230,000棟 (1,214,000棟)
静岡県	208,000棟	4,900棟	31,100棟 (30,000棟)	600棟	75,000棟	320,100棟 (319,000棟)

※ 上段は、堤防・水門の一部が機能しなかった場合

下段( )内は、堤防・水門が機能した場合

人的被害(死者数)[冬深夜、風速8m/秒、早期避難率低]

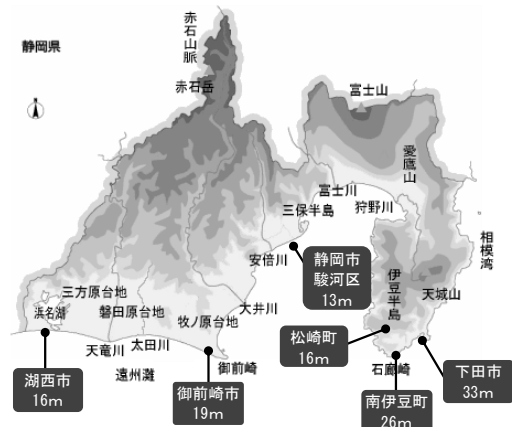
区分	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊	火災	計
		屋内※	津波			
都府県計	82,000人	6,200人	253,000人 (230,000人)	600人	10,000人	346,000人 (323,000人)
静岡県	13,000人	1,200人	100,300人 (95,000人)	40人	1,600人	114,300人 (109,000人)

※ 屋内：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物

※ 上段は、堤防・水門の一部が機能しなかった場合

下段( )内は、堤防・水門が機能した場合

#### ■県内各地域の想定最大津高



## 解決策 1

### ①有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保

- ・新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道の一部を構成する東駿河湾環状道路などの交通アクセスを活かし、I C周辺地域などに流通業務施設や工場・研究施設などの集積を図り、有事には緊急物資の供給基地となり得る機能を併せ持った拠点を形成する。
- ・都市部においては、商業施設の誘致や有事における物資供給拠点としての協力協定の締結を進め、有事の避難地や物資供給の拠点となる機能を確保する。

### ②県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成

- ・津波浸水想定区域から津波の影響や液状化のない強固な地盤である内陸部へ企業移転を進めるための受け皿として、新東名高速道路や東駿河湾環状道路などのI C周辺地域において、居住環境や自然環境等と調和した企業用地を確保し、流通業務施設や工場・研究施設などの集積を図る。
- ・移転により新規立地する企業に対し、応急仮設住宅建設用地等となる公共空地の創出や災害発生時の協力体制に関する協定締結を促すことにより、地域防災力の向上に寄与する企業立地を推進する。

### ③地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築

- ・エネルギー供給に伴うリスクを低減するため、豊かな森林資源を活用した木質バイオマス発電所の設置や豊富な日照時間を活かした太陽光発電パネルの設置などにより、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進め、災害に強い分散自立型のエネルギーシステムを構築する。

## 政策課題 2

### <<地域資源を活用した新しい産業の創出・集積>>

有事に強い産業基盤を構築するため、新東名高速道路の開通等による交通利便性の向上を契機とし、農林産物等の地域資源の有効活用による6次産業化や県産品のブランド化を進め、「食と農」のビジネス拠点を創出するとともに、環境産業等の成長分野や物流産業関連等の企業誘致を推進し、新しい産業の創出と集積を図ることが求められる。

#### ◇対象とする政策分野：t) まちづくり関係

解説：

本県の内陸部には農地が広がり、全国有数の生産高を誇るお茶やみかん、野菜、花き類など167品目にも及ぶ農産物が生産されている。また、県土の約65%は森林が占めるなど森林資源にも恵まれている。

一方で近年は、農産物価格の低迷や人口減少、高齢化に伴う農業の担い手の減少などにより、本県の農業産出額は昭和56年(1981年)の3,467億円をピークに減少傾向にあり、平成22年(2010年)には2,123億円となった。また、本県の総農家数も減少傾向にあり、平成22年(2010年)には70,283戸で、前回調査の平成17年(2005年)よりも6,435戸減少し、農業就業人口も減少傾向となっている。また、経営耕地面積は年々減少する一方

で、耕作放棄地の発生が課題となっている。

今後の農林業の振興を図っていく上では、新たな担い手を育成し、効率的で活力ある生産構造へと転換して行くことが必要となる。

このような中、本県においては、平成24年に新東名高速道路が開通し、内陸部の交通利便性が飛躍的に向上しており、首都圏や中部圏等からの新東名利用客の一層の誘客が見込まれることから、内陸部における農業の新たな展開による地域活性化が期待されている。

そこで、167品目に及ぶ全国一の多彩で高品質な農産物を生産する本県の特徴を活かした6次産業化や高付加価値化（ブランド化）を推進し、「食と農」に関する新たなビジネスを創出する取組を推進する。

また、豊富な森林資源に着目し、県産材の住宅部材としての利用を促進するとともに、間伐材や製材端材等を活用した木質バイオマスの利活用を促進することで、良好な森林の維持管理や県産材の需要拡大を図るなど、自立可能な地域づくりを推進する。

これらの農林業の新たな展開による需要の拡大は、農林業の振興と活性化に繋がり、需要に応えるための供給力を確保するための企業参入や効率化・省力化が促進され、地域内での農産物の流通拠点の集積や供給力向上を図ることにより、有事の際の円滑な支援物資の供給や一定期間の自給自足が可能な災害に強い分散自立型の地域が形成される。

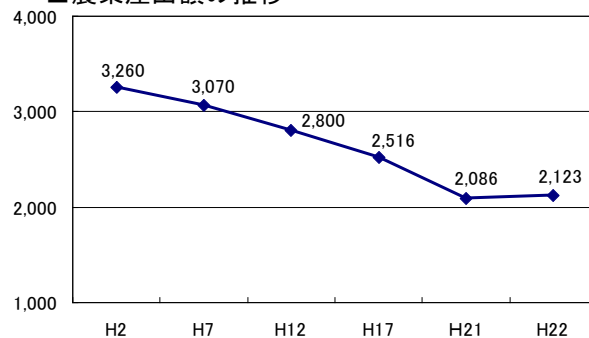
このほか、全国で本県のみが有する新東名と東名高速道路のダブルネットワークや、全国有数の陸・海・空の交通ネットワークを最大限活用した物流関連産業の集積による有事における物資供給を担う広域物流拠点の創出、内陸部の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス拠点の創出による災害に強い再生可能エネルギーの利用促進など、各地域の地域資源に応じた新しい産業の創出・集積を進め、有事に強い産業基盤の構築を図る。

■全国と静岡県の農産物の生産品目数

	全国A	静岡県B	B/A	全国順位
野菜	92	79	85.9	2位
果樹	130	58	44.6	3位
花	23	17	73.9	12位
作物	18	13	72.2	12位
計	263	167	63.5	1位

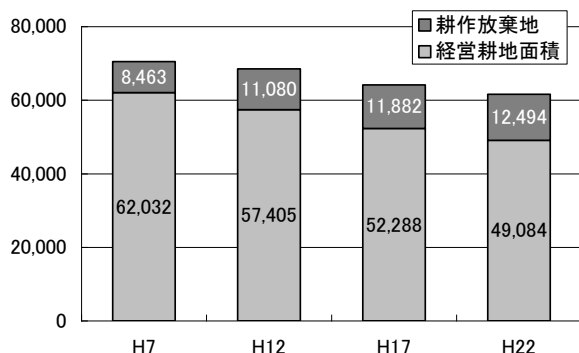
資料：静岡県経済産業部調査

■農業産出額の推移



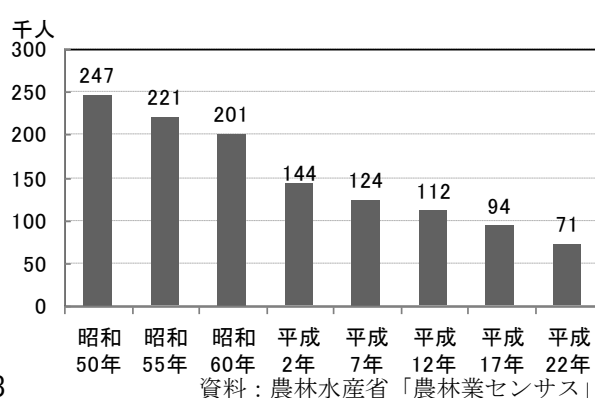
資料：農林水産統計調査

■耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」 13

■農業就業人口等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

## 解決策2【有事に強い産業基盤の構築】

### ①多彩な農芸品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出

- ・多彩で高品質な農芸品を活用した加工食品の開発から地域ブランドの創出・PR、販売・流通ルートの確保までを総合的に取り組む農業の6次産業化を推進する。
- ・新東名高速道路や東駿河湾環状道路などの交通アクセスを活かし、IC周辺地区などに食関連産業の集積を図り、食関連産業と地域農産物が連携した「食と農」のビジネス拠点を創出し、6次産業化や地産地消を推進する。

### ②高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出

- ・新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークや富士山静岡空港、駿河湾の3つの港湾の陸・海・空の交通ネットワーク、内陸部の多彩で高品質、豊富な農林産物や加工品等の生産力など、本県が有する地域資源や特徴を最大限活用し、IC周辺地域などに広域的な物流拠点となる流通業務地を形成する。
- ・広域物流拠点については、物流関連産業の集積を図り、有事において円滑な支援物資の供給を担う広域物資供給拠点としての機能確保を推進する。

### ③新しいビジネスや研究開発の促進による需要拡大に即した農林産物の安定的な供給力の確保

- ・「食と農」のビジネス拠点や広域物流拠点の創出による新たな販路や流通ルートの開拓により、農林産物の需要を拡大するとともに、木質バイオマス拠点の創出により、森林資源の需要を拡大し、供給力の確保と需要拡大の好循環の仕組みを構築する。
- ・津波浸水想定区域から内陸部等へ移転した事業所跡地を農地として再生利用できるよう農地を造成し、農産物の供給力を確保する。

### ④林地残材の有効活用と研究開発の促進による木質バイオマス拠点の創出

- ・内陸部の豊かな森林資源を活用するため、バイオマスボイラーや木質ペレット供給施設等の需要と供給の一体的な整備を促進し、県産材の需要拡大による林業振興、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

## 政策課題3

### <<新しいライフスタイルの実現の場の創出>>

有事に強い生活環境を確保するため、水と緑が溢れる豊かな自然環境の保全と復元を図りながら、生活と自然の調和する快適な暮らし空間や地域の魅力を活かした他地域との交流、地域固有の再生可能エネルギーを活用するシステムを備えた循環型社会や低炭素型社会の形成に対応した新しいライフスタイルを実現する場を創出することが求められる。

#### ◇対象とする政策分野：t) まちづくり関係

解説：

近年、物質的な豊かさよりも、ゆとりややすらぎといった心の豊かさが求められるようになり、自然環境と調和した田園環境、田舎暮らしを志向する人も増えてきている。

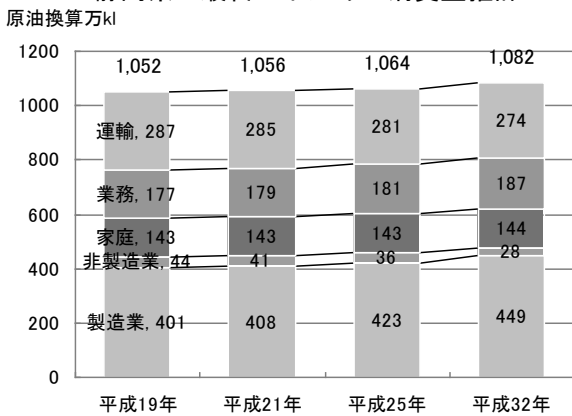
また、二酸化炭素排出量の抑制や省エネ、エネルギーの地産地消など、地球環境問題への意識も高まり、低炭素社会に対応した新しいライフスタイルを志向する人も増えている。

一方、本県の内陸部には、水と緑が溢れる豊かな自然に恵まれた地域が広がっており、新しいライフスタイルを求める人にとって最適な地域が多く残されている。さらに、新東名高速道路の開通により都市部へのアクセスが飛躍的に改善され、都市部へ通勤可能な地域も拡大し、観光地としてのポテンシャルも高まってきている。

また、内陸部は津波被害の危険性もないため、沿岸域の地価下落に反して住宅用地としての価値や都市部住民のニーズは高まってきている。

そこで、ゆとりある暮らしや安全・安心を求める声に対応するため、利便性が向上した新東名高速道路周辺において、新しい暮らし空間を創出する取組を推進する。また、観光ポテンシャルの高まりに着目し、地域資源を生かした市民農園や観光交流拠点を設置するとともに、事業所撤退跡地や森林資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図る。

■ 静岡県の最終エネルギー消費量推計



資料：静岡県 ふじのくに新エネルギー等導入  
 倍増プラン 平成23年3月

■ 静岡県の新エネルギー導入実績

種別	単位	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
新エネルギー導入率	%	4.5%	4.8%	5.1%	5.4%
うち、天然ガスコージェネ以外	%	1.4%	1.5%	1.9%	2.3%
うち、天然ガスコージェネ	%	3.1%	3.3%	3.3%	3.1%
太陽光発電	(万kW)	7.27	8.13	9.94	13.23
風力発電	(万kW)	1.42	2.21	4.51	13.01
廃棄物発電	(万kW)	1.64	1.81	3.91	4.05
バイオマス発電	(万kW)	3.08	2.07	2.16	2.44
太陽熱発電	(万kl)	5.88	5.93	5.96	5.89
未利用エネルギー	(万kl)	0	0	0	0
廃棄物熱利用	(万kl)	0.27	0.27	0.4	0.4
バイオマス熱利用	(万kl)	2.76	4.07	3.99	4.35
天然ガスコージェネ	(万kW)	42.82	44.94	45.01	42.64
クリーンエネルギー自動車	(万台)	1.31	1.63	1.63	1.68
燃料電池	(万kW)	0.03	0.03	0.03	0.04

資料：静岡県 図表でみるしずおかエネルギーデータ 平成23年11月

### 解決策3 【有事に強い生活環境の確保】

#### ① 豊かな自然環境に囲まれたゆとりある暮らし空間の確保

- ・新東名高速道路の開通に伴い都市部への通勤も可能となった内陸部において、自然環境と調和のとれた優良田園住宅等を建設することで、ゆとりある居住環境を創出する。
- ・新東名高速道路のIC周辺地域を複合型都市拠点形成ゾーンと位置付け、住・農・商・工等の機能が複合的に備わった地域を創出する。

#### ② 地域資源の活用によるエネルギーの有効利用の推進

- ・農地の基盤整備事業にあわせた太陽光発電パネルの設置や木質バイオマス発電所の整備などにより、再生可能エネルギーの利活用を促進し、既存の電力供給システムに頼らない有事に強い分散自立型の地域づくりを推進する。
- ・津波浸水想定区域から内陸部へ移転した事業所跡地において、太陽光発電パネルを設置し、エネルギーの有効利用と土地の荒廃抑制、再生利用を推進する。

#### ③ 地域の魅力を生かした交流の促進

- ・良好な農村環境の保全と形成、更には地域農業の振興に資する市民農園の建設など、「食と農」に関する都市と農村の交流地域を形成する。

- ・新東名高速道路の開通に伴い拠点性の高まる I C 周辺において、道の駅や川の駅の整備、農産物販売所や観光農園、富士山を眺望する宿泊施設などの観光拠点施設の整備などにより、地域資源や産業を生かした交流を促進する。

## 政策課題 4

### <<暮らしを支える基盤の整備>>

有事に強い広域ネットワークを構築するため、東海地震や南海トラフの巨大地震を見据え、新東名高速道路の開通に伴い東名高速道路と形成されたダブルネットワークや港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク資源を最大限活用し、代替性・多重性を確保した物流ネットワークを構築するなど暮らしを支える基盤整備を推進することが求められる。

#### ◇対象とする政策分野：t) まちづくり関係

解説：

物流関連産業は、流通加工や情報通信技術の活用によりモノの付加価値を高め、地域や産業を活性化する先端産業として発展している。また、作業の効率性や製造品の付加価値を高め、6次産業化や製品のブランド化、新たな産業や雇用にも寄与する産業である。

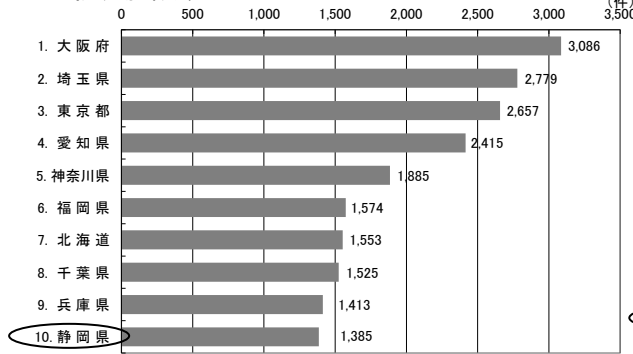
本県は、首都圏、中部圏、近畿圏といった三大都市圏のほぼ中間に位置し、東名高速道路と新東名高速道路が横断しており、富士山静岡空港や国際拠点港湾と合わせて、陸・海・空の交通ネットワークが充実した物流関連産業の集積に適した地域である。

また、物流機能に目を向けると、本県に立地する物流施設数は平成 18 年時点で全国 10 位、貨物輸送量は平成 21 年度で 201 百万トンと全国 11 位、国際拠点港である清水港や重要港湾の田子の浦港などの貨物取扱量は平成 13～22 年にかけて、清水港が年間約 1,400～1,800 万トン、田子の浦港が年間約 500～700 万トン、御前崎港が年間約 250～450 万トンで推移、航空貨物は平成 20 年で輸出量が全国 11 位、輸入量が全国 7 位（調査期間：9 月 22 日～9 月 28 日）と全国有数の物流地域となっている。

本県は新東名と東名高速道路のダブルネットワークが形成され、有事における代替機能の確保や渋滞の緩和、貨物輸送の定時性や安定性が向上し、首都圏や中京圏、近畿圏との効率的な物流が可能となっている。

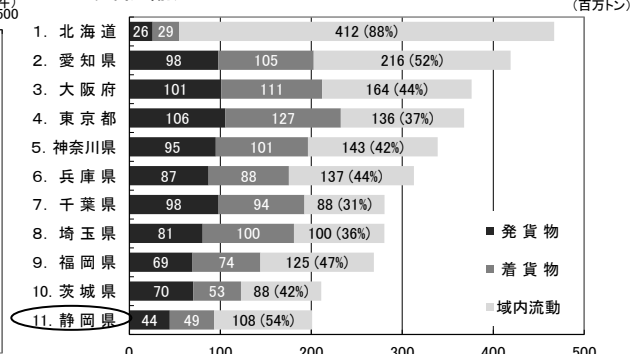
そこで、新東名高速道路の I C 周辺地域などにおいて、物流関連産業の集積を図るとともに、港湾等の物流拠点施設の利便性や機能性の向上に資する取組を推進する。

#### ■ 物流施設数



資料：事業所・企業統計調査（総務省）

#### ■ 貨物輸送量



資料：貨物地域流動調査（平成 21 年度）（国土交通省）

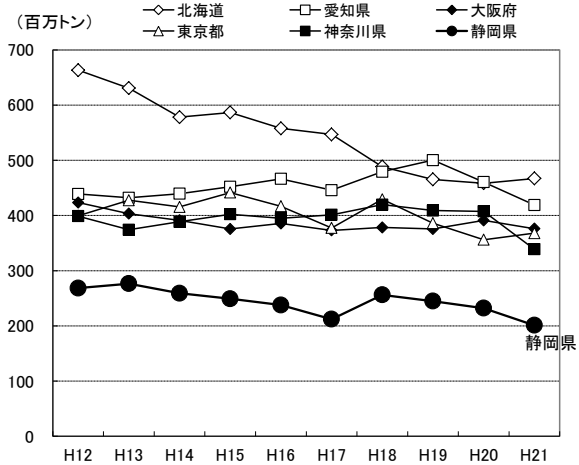
■ 都道府県別航空貨物の輸出入量

順位	都道府県名	輸出入量(トン)	都道府県名	輸出入量(トン)
1	東京都	2,849	東京都	5,924
2	大阪府	1,944	大阪府	2,868
3	愛知県	1,777	千葉県	2,420
4	神奈川県	1,385	神奈川県	1,809
5	兵庫県	1,216	愛知県	1,098
6	千葉県	922	埼玉県	916
7	茨城県	917	静岡県	608
8	埼玉県	779	兵庫県	588
9	栃木県	744	栃木県	471
10	三重県	608	福岡県	410
11	静岡県	601	福島県	401
12	長野県	578	群馬県	400
13	福島県	569	茨城県	395
14	大分県	539	岐阜県	381
15	群馬県	535	滋賀県	307
	全国	21,158		22,162

調査期間：平成 20 年 9 月 22 日～9 月 28 日

資料：輸出入貨物の物流動向調査（平成 20 年）（財務省）

■ 貨物輸送量の経年推移



資料：貨物地域流動調査（平成 21 年度）

（国土交通省）

解決策 4 【有事に強い広域ネットワークの構築】

① 陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実

- ・新東名高速道路や東駿河湾環状道路の開通に伴い、交通結節点への物流関連産業の集積を図り、広域物流拠点を創出する。
- ・新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワーク、清水港、御前崎港、田子の浦港の駿河湾 3 港、富士山静岡空港から成る陸・海・空の交通ネットワークを活用し、物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークを充実することにより、有事における代替機能の確保・強化を図る。

ウ) 政策課題間の関係性

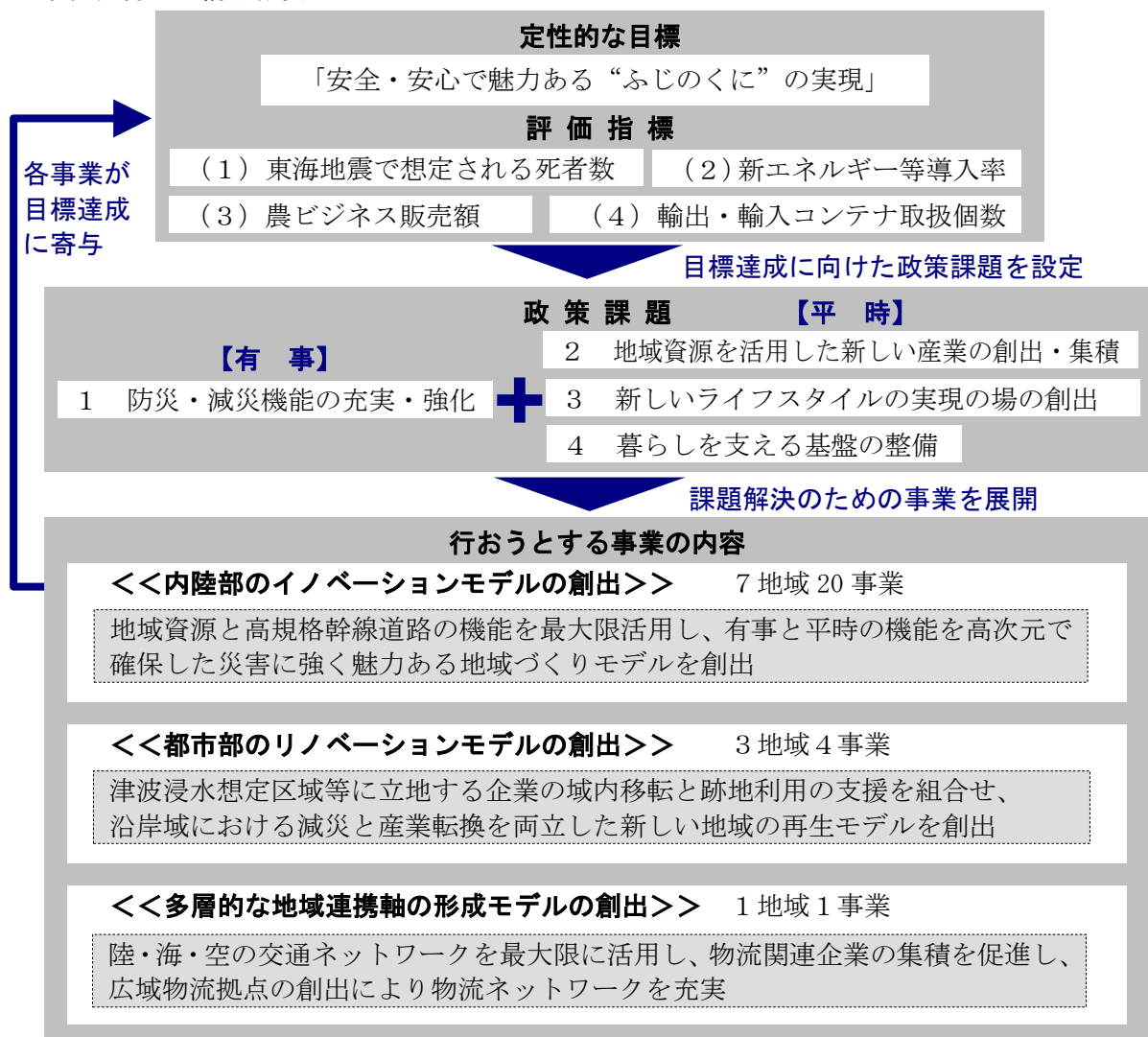
（4 つの政策課題は目標実現のためにクリアすべきもの）

- ・本申請では 4 つの政策課題を設定しているが、まず、第一に優先して対応すべきは「防災・減災機能の充実・強化」であり、大規模災害等の有事への備えとして防災・減災機能を充実・強化することが最重要かつ喫緊の課題である。
- ・しかし、防災・減災対策のみでは持続可能な発展は見込めないため、平時における産業振興・地域活性化に対する課題を 3 つの政策課題として設定し、有事における防災・減災機能の確保と平時における産業振興・地域活性化の両立を目指す。
- ・なお、平時における課題の解決策は、本県の地理的条件や地域資源を活かした取組であり、有事における域内自給力の確保に繋がる農林業の振興や物資供給拠点として機能する物流拠点の創出など、全てが有事の備えに繋がるものである。
- ・4 つの政策課題は「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」という目標実現のために不可欠な要素であり、相互に連携・補完し合っているため、課題解決に向けた取組を一体的に展開していくことが必要である。

**(4つの政策課題の解決策を3つの戦略的な取組として展開することで目標を実現)**

- ・ 4つの政策課題の解決策は、本県の地域特性から大きく、内陸部、都市部（沿岸域）、これらを繋ぐ地域連携軸を中心とした地域の3つの地域区分に応じた戦略的な取組（「内陸部のイノベーション（革新）」、「都市部のリノベーション（再生）」、「多層的な地域連携軸の形成」）として展開する。
- ・ 本総合特区により、これら3つの戦略的な取組の先導的なモデルを創出することが、同じ地域区分において同様の政策課題を抱える他地域の取組を牽引し、この新しい地域づくりが新東名高速道路や南北の高規格幹線道路等により東西、南北に連なることで、「有事」における防災・減災機能の確保と「平時」における産業振興と地域活性化を両立する「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」が可能となる。

**■本総合特区の構成概要**





## ■政策課題と解決策、3つの戦略に基づく先導的な地域づくりを行う取組の関係性

政策課題とその解決策、3つの戦略に基づく先導的な地域づくりを行う取組の区域（個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域）の関係は下表のとおりであり、それぞれの区域において、政策課題の解決に向けて地域資源を活用した取組を実施する。

政策課題	解決策	3つの戦略に基づく先導的な取組										
		A							B			C
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
防災・減災機能の充実・強化	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成	○	○	○		○	○	○	○			○
	地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築			○	○					○	○	
地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	多彩な農芸品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出	○			○	○	○	○				
	高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出	○	○			○	○	○				○
	新しいビジネスや研究開発の促進による需要拡大に即した農林産物の安定的な供給力の確保	○			○	○	○	○		○		
	林地残材の有効活用と研究開発の促進による木質バイオマス拠点の創出			○								
新しいライフスタイルの実現の場の創出	豊かな自然環境に囲まれたゆとりある暮らし空間の確保	○						○				
	地域資源の活用によるエネルギーの有効利用の推進			○	○						○	
	地域の魅力を生かした交流の促進	○	○	○	○	○		○				
暮らしを支える基盤の整備	陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点も結ぶ物流ネットワークの充実	○	○	○		○	○	○	○			○

※3つの戦略に基づく先導的な取組は、「A：内陸部のイノベーションモデルの創出」、「B：都市部のリノベーションモデルの創出」、「C：多層的な地域連携軸の形成モデルの創出」を指す。

※3つの戦略に基づく先導的な取組の数字（1～10）は、「1 指定申請に係る区域の範囲」の区域番号に対応する。ただし、11は静岡県全域を対象区域とする。

### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

#### 【静岡県の主な地域資源】

- ・東海地震対策の推進により全国の防災対策をリードする「防災先進県」
- ・新東名・東名高速道路、富士山静岡空港、駿河湾3港等の充実した交通インフラ
- ・全国トップクラスの「ものづくり県」（製造品出荷額等、農産物生産品目数）
- ・富士山に代表される歴史的、文化的価値のある地域資源が県内各地に存在
- ・首都圏と中部圏、近畿圏の三大都市圏の中間に位置する地理的優位性
- ・豊富な再生可能エネルギーの賦存量（日照時間、森林資源）

#### ①地域の歴史や文化

##### （全国の防災対策をリードする「防災先進県」）

- ・本県は、昭和51年（1976年）8月に発表された「東海地震説」を契機に、地震対策を県政の緊急かつ重要な課題と位置付け、緊急輸送路の整備・橋梁の耐震化や耐震強化岸壁の整備、緊急物資の備蓄の促進などに積極的に取り組んできた「防災先進県」である。
- ・新東名高速道路の開通により、東名高速道路とのダブルネットワーク化が図られ、物資輸送における災害代替機能（リダンダンシー）や多重性が確保されるとともに、内陸部に位置する富士山静岡空港も災害時の広域防災拠点機能を備えるなど、本県の陸・海・空の交通基盤の活用により、複数の交通機関が連携する緊急物資輸送が可能となり、本県のみならず首都圏や中部圏、近畿圏などの他圏域が被災した際の重要支援拠点となる。

#### ■地震対策事業の実績

事業区分	実績額（億円）	構成比（％）
病院・学校・社会福祉施設の耐震化	4,063	19.6
緊急輸送路の整備	3,570	17.2
山・がけ崩れ防止対策	2,655	12.8
避難地・避難路の整備	1,524	7.4
津波対策施設の整備	869	4.1
消防用施設の整備	820	4.0
通信施設の整備	489	2.4
その他市町助成等	6,721	32.5
計	20,711	100.0

資料：昭和54（1979）年度～平成23（2011）年度の事業費の合計と内訳

#### ■防災先進県としての防災対策の蓄積

- ・公立小中学校の耐震化率（H23年4月）98.2％（全国1位）
- ・防災行政無線整備率（H23年度末）100％（全国1位）
- ・県による木造住宅耐震補強工事への助成実績（H23年度末）14,777戸（全国1位）
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率（H22年度末）89.7％（全国4位）

### (富士山に代表される美しい自然や景観)

- ・本県には、県民はもとより広く日本国民のシンボリック的存在となっている富士山をはじめ、伊豆半島や駿河湾、御前崎といった四季折々に変化する美しい自然や景観が県全域に亘り広がっている。



### (歴史的・文化的な価値ある地域資源)

- ・古代を偲ばせる遺跡、中世の古寺や名刹、戦国武将たちの居城跡、江戸時代の東海道の宿場町、徳川家康ゆかりの静岡、浜松、幕末の開国の地 下田など、県内には日本史上に残る有名スポットが数多く存在する。
- ・現在の県域は、江戸時代には幕府の直轄地や旗本の知行地、諸大名の領地などが複雑に入り組み、明治4年7月の廃藩置県の時点では、現在の静岡県には韮山県(伊豆)、静岡県(駿河、遠江)、堀江県(浜名湖北部)の3県があった。明治9年4月の足柄県廃止に伴い、旧伊豆の国が静岡県と合併したのに続き、同年8月21日に浜松県と静岡県の合併により、現在の静岡県となった。

## ②地理的条件

### (太平洋に面し長い海岸線を有する)

- ・本県は日本のほぼ中央、太平洋に面して位置し、東西 155 km、南北 118km、総面積は 7,780 km<sup>2</sup> を占める。遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約 500km に及ぶ長い海岸線を有している。
- ・北側には富士山など 3,000m級の山々がそびえ、いくつかの河川が流れている。東部は火山が多く、西部には台地が見られる。

■静岡県の地形概略図



### (三大都市圏の中間に位置する地理的優位性)

- ・本県は日本のほぼ中央に位置している。本県の半径 300km 圏内には我が国の人口の約 6 割強 (8,344 万人)、国内総生産 (GDP) の約 7 割 (356 兆円) が集中している首都圏や中部圏、近畿圏といった三大都市圏が含まれる。
- ・高速道路で東京や名古屋には 2 時間弱、大阪には 4 時間でアクセス可能であり、新幹線で東京や名古屋には 1 時間、大阪には 2 時間で移動できる交通至便な立地特性を有している。

### (豊富な再生可能エネルギーの賦存量)

- ・本県の年間日照時間は 2,361.7 時間で全国 1 位 (気象庁「全国気候表 2011 年」) であり、太陽光発電には最適な地域である。
- ・太陽光のほか、盛んな農業や林業を活かしたバイオマス、海岸部や山間地における風力エネルギー、豊富な温泉を活かした熱利用、6 本の一級河川水系及び 268 本の一級河川を生かした小水力発電など、再生可能エネルギーの賦存量が豊富な地域である。

### ③社会資本の現状

#### (充実した交通インフラ)

- ・本年4月に県内の御殿場～三ヶ日間の約162kmが開通した新東名高速道路は、土木技術の粋を集め、美観と耐震性を有するとともに、これまでの東名高速道路より内陸を通ることから津波に対して安全であるという地理的にも高い災害対応性を有している。また、SA・PAにはヘリポートが整備され、災害時の被災者の搬送や支援物資の輸送等を行う結節地点としての役割も期待できる機能を有する「命の道」の役割を担うインフラである。



- ・本県には、駿河湾の清水港、田子の浦港、御前崎港の3つの港湾、富士山静岡空港が存在し、全国有数の「陸・海・空」の交通ネットワークを形成している。
- ・東海道線、東海道新幹線などの鉄道網、新東名・東名高速道路を主軸に広域・高速交通網が発達している。東海道線は県内に熱海から新所原まで40の駅があり、通勤・通学、観光や貨物輸送など様々な分野で利用されている。1964年開業の東海道新幹線は県内に熱海、三島、新富士、静岡、掛川、浜松駅の6駅があり、利便性が高い。

### ④地域独自の技術の存在

#### (全国トップクラスの「ものづくり県」)

- ・本県の県内総生産は、都道府県別順位で第10位、全国比で約3%の経済規模となっている。また、第2次産業比が約40%と全国平均(24%)に比べて高く、製造品出荷額等は全国第3位、シェア5.5%(平成22年)と高く、「ものづくり県」としての特徴がみられる。主要品目の出荷額等(平成22年)をみると、パルプ・紙・紙加工品、飲料・たばこ・飼料、電気機械器具は全国順位第1位となっている。

#### ■静岡県の主要経済指標 (製造関連)

項目	実数	全国比	全国順位
県内総生産(名目)	15兆1,128億円(平成21年度)	3.2(%)	10位
1人当たり県民所得	293万円(平成21年度)	—	5位
製造品出荷額等 (従業者4人以上の事業所)	15兆7,931億円(平成22年)	5.5(%)	3位

資料：全国都道府県市区町村面積調、国勢調査、県民経済計算、工業統計調査(産業編)

### ■主要品目の出荷額（全国上位品目）

産業中分類	出荷額等（億円）	全国比（%）	全国順位
パルプ・紙・紙加工品	7,824	11.9%	1位
飲料・たばこ・飼料	10,835	11.6%	1位
電気機械器具	16,025	11.4%	1位
輸送用機械器具	42,002	9.1%	2位
木材・木製品	1,234	6.5%	2位
プラスチック製品	6,045	6.1%	3位
ゴム製品	1,890	6.7%	4位
非鉄金属	4,712	6.0%	5位

資料：平成22年工業統計調査（品目編）従業者4人以上の事業所

### （全国に誇る多彩で高品質な農産物を生み出す農産業）

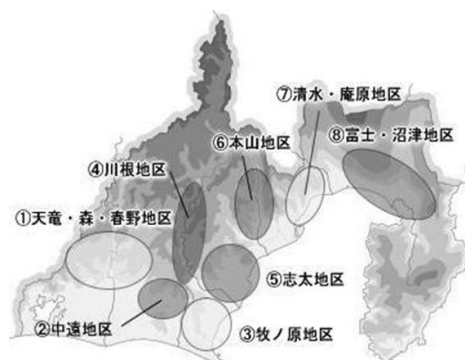
- ・温暖な気候を活かした多彩な農産物を生産しており、茶、みかん、ばら、わさびなど全国に誇れる高品質な特産物が数多くある。品目別農業産出額からみると、第1位の農産物は3品目、全国10位までに入る農産物として20の品目が生産されている。県内の主な茶の産地は、牧ノ原地区、川根地区、本山区（静岡市の北部）、中遠地区（菊川市や掛川市）などが知られている。

#### ■品目別農業産出額順位

全国順位	品目	品目数
1位	茶、わさび、ガーベラ	3
2位	チンゲンサイ、ばら、セルリー、みかん、切り枝	5
3位	みかん、観葉植物（鉢）、洋ラン類（鉢）	2
4位	メロン	1
6位	たまねぎ、きく、レタス、いちご、ばれいしょ	5
7位	かんしょ、さといも	2
8位	ねぎ	1
10位	かき	1

資料：農林水産省「生産農業所得統計」（平成22年）

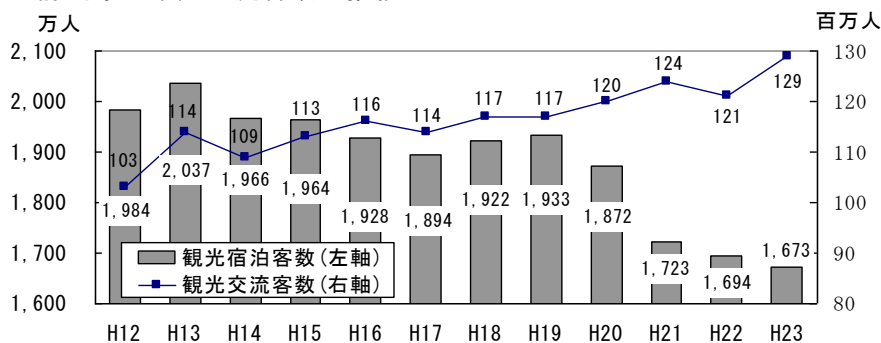
#### ■静岡県内の主な茶の産地



### （豊かな自然や景観を活かした観光）

- ・富士山麓に広がる雄大な景観、太平洋に面する長大な海岸線など豊かな自然と景観を有する地域特性から、伊豆半島・赤石山脈（南アルプス）・浜名湖などの観光等のサービス業が盛んである。

#### ■静岡県の観光交流客数の推移



資料：静岡県観光交流の動向（H23年度は速報値）

## ⑤地域の産業を支える企業の集積等

### (立地特性を活かした多彩な産業集積)

- ・地域資源と特徴ある産業基盤を活かした産業の活性化のため、県東部地域を中心に医療・健康産業の集積を図る「ファルマバレー」、中部地域を中心に食品関連産業の集積を図る「フーズ・サイエンスヒルズ」、西部地域を中心に光電子産業の集積を図る「フォトンバレー」という3つのプロジェクトを推進しており、これらを「静岡新産業集積クラスター」として連携し、次世代を担う新事業、新産業の創出を図っている。

### (企業立地の促進)

- ・本県では、企業や市町からの立地相談に対してワンストップ体制による迅速な対応や、既存の工業団地だけではなく遊休工場用地なども含めた工業用地の情報提供、工場等の新設・増設への助成により、企業の進出を支援している。
- ・また、トップセールスや企業説明会の開催等にも積極的に取り組むほか、大都市近郊と比較して地価が安いことなどから、本県への企業の進出意欲は高く、近年における工場立地件数及び工場立地面積は全国5位以内で推移している。

### ■工場立地件数、工場立地面積

順位	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	都道府県	立地件数	都道府県	立地件数	都道府県	立地件数	都道府県	立地件数	都道府県	立地件数
1位	静岡	124	静岡	144	兵庫	54	群馬	50	兵庫	56
2位	群馬	98	兵庫	102	茨城	50	愛知	47	愛知	43
3位	愛知	98	愛知	98	群馬	47	兵庫	44	静岡	37
4位	兵庫	96	群馬	83	愛知	47	静岡	41	埼玉	36
5位	茨城	92	茨城	79	静岡	44	茨城	39	岐阜	36

単位:件

順位	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	都道府県	立地面積	都道府県	立地面積	都道府県	立地面積	都道府県	立地面積	都道府県	立地面積
1位	愛知	198	静岡	186	三重	84	茨城	190	福岡	80
2位	埼玉	183	宮城	144	宮城	73	愛知	86	兵庫	64
3位	茨城	165	福島	122	新潟	73	宮城	71	愛知	53
4位	静岡	140	兵庫	122	茨城	71	静岡	42	静岡	47
5位	大阪	139	茨城	121	静岡	71	群馬	41	岐阜	44

単位:ha

資料：工場立地動向調査（経済産業省）

### 3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

本総合特区においては、県・市町・民間事業者などの様々な主体が連携・協力し、大規模災害等の有事への備えを確保するため、本県が有する人・モノ・大地の多彩な場の力を最大限活用した取組を一体的に展開し、災害に強い持続可能な地域づくりを推進し、「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」を目指す。

そのため、本県の3つの地域区分に応じた戦略的な取組（「内陸部のイノベーション(革新)」、「都市部のリノベーション(再生)」、「多層的な地域連携軸の形成」）について、災害に強い分散自立型の地域づくりモデルを創出するための先導的な事業を県内各地域で展開する。

#### ■事業実施箇所図



#### <<内陸部のイノベーションモデルの創出>>

[対象地域と事業数]

①三島市・函南町・長泉町：7事業、②富士市：2事業、③小山町：2事業、  
④静岡市：2事業、⑤藤枝市：3事業、⑥袋井市：1事業、⑦森町：3事業、  
【合計】7地域：20事業

#### <<都市部のリノベーションモデルの創出>>

[対象地域と事業数]

⑧吉田町：2事業、⑨袋井市：1事業、⑩磐田市：1事業、【合計】3地域：4事業

#### <<多層的な地域連携軸の形成モデルの創出>>

[対象地域と事業数]

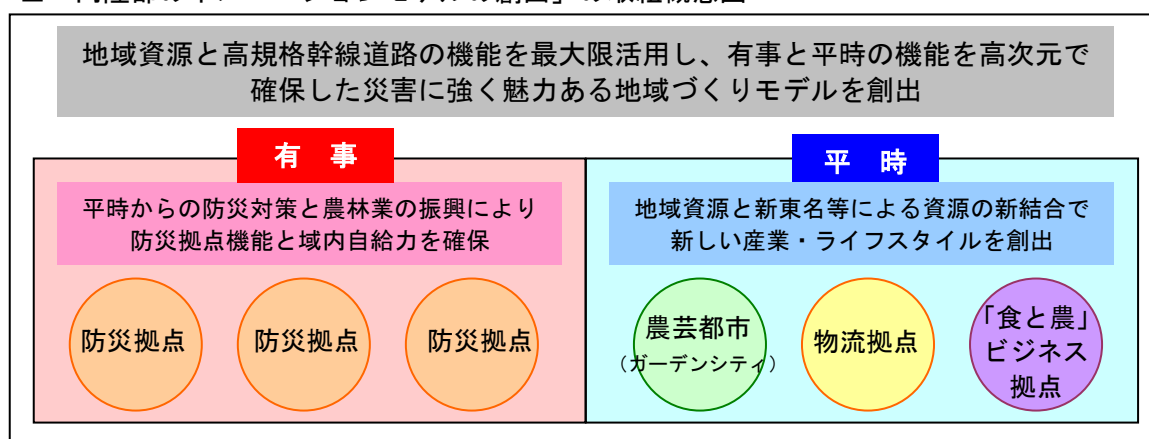
⑪県内全域：1事業、【合計】1地域：1事業

## <<内陸部のイノベーションモデルの創出>>

### ◆当該取組の概要

- ・「内陸のフロンティアを拓く取組」における「内陸部のイノベーション（革新）」は、新東名高速道路の開通を契機として、内陸部の豊かな自然環境を最大限に活用し、沿岸域等からの移転の受け皿として、環境・観光などの新しい産業の創出・集積やエネルギーの地産地消、自然環境を共生した新しいライフスタイルの提供などにより、災害に強く、個性と魅力を備えた新しい地域づくりを行うという戦略である。
- ・本総合特区における取組としては、新東名高速道路や東駿河湾環状道路等のIC周辺に位置する県内7地域において、各地域が有する特色ある固有の地域資源等をより一層活用し、新東名高速道路等によりもたらされる資源との新結合により、新しい産業や新しいライフスタイルを創出するための事業を規制の特例措置等を活用して展開し、沿岸域の企業や住民の受け皿となる災害に強く個性と魅力を備えた新しい地域づくりの先導的なモデルの創出を目指すものである。

### ■「内陸部のイノベーションモデルの創出」の取組概念図



### ◆当該取組の先駆性

- ・当該取組は、これまででは過疎地域であった内陸部が、新東名高速道路の開通により津波被害の恐れのない多自然居住地域として発展の可能性が一気に高まったこの機を逃さず、豊かな自然環境の保全や復元を図りつつ、農産物等の地域固有の資源を活用した産業振興と地域活性化により有事に強い産業基盤や生活環境が構築できるだけでなく、沿岸域からの企業や住民の受け皿となる地域を形成することで、災害に強い分散自立型の地域づくりを実現できるという点において先駆性を有している。
- ・当該取組により県内各地で創出したこの地域づくりモデルは、防災先進県としての実績を活かして、新東名高速道路等の広域交通ネットワークで形成された連携軸により内陸部に波及し、これにより実現される災害に強い魅力ある“ふじのくに”は、わが国が直面する課題である逼迫する大規模災害等の有事に備える防災・減災に対応した持続可能で活力ある地域づくりの全国に先駆けたモデルである。



## (1) 農業と観光の新結合や物流の地域資源活用拠点の形成 (三島市、函南町、長泉町)

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

三島市の区域のうち笹原新田、三ツ谷新田、市山新田、玉沢、大場、田方郡函南町の区域のうち塚本、駿東郡長泉町の区域のうち上長窪

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

##### (東駿河湾環状道路等による高い交通利便性と津波被害の恐れのない安全性)

- ・ 本地域は、静岡県東部に位置し、東京都から約 100km 圏にあり、新幹線で東京品川まで約 40 分、自動車で東京 I C まで約 90 分で、首都圏への交通利便性に優れるとともに、丘陵部に位置することから津波被害の恐れのない地域である。また、豊かな自然を活かした居住環境にも適した地域である。
- ・ 三島市は、伊豆箱根鉄道駿豆線が通り、首都圏や伊豆地方への交通利便性が高い。また、三島市内の対象区域は、大規模災害発生時に緊急輸送路の役割を担う東駿河湾環状道路の全線開通（平成 25 年度予定）により、ヒトとモノの移動優位性の確保や災害対応力の強化が見込まれる。
- ・ 函南町は、箱根山、鞍掛山、玄岳に囲まれ、緑豊かな自然環境を有している。また、函南町内の対象区域は、東駿河湾環状道路函南塚本 I C から概ね 1 km 圏内で、周辺には国道 136 号バイパスや町道 2-3 号線が整備され、伊豆への玄関口として交通の要衝に位置している。
- ・ 長泉町は東海道新幹線三島駅、国道 246 号、東名高速道路沼津 I C、新東名高速道路長泉沼津 I C、東駿河湾環状道路があり、交通の要衝となっている。平成 21 年 7 月に東駿河湾環状道路の沼津岡宮 I C から三島塚原 I C が完成し、長泉 J C T、長泉 I C が設置された。さらに新東名高速道路の開通による長泉沼津 I C の設置により、首都圏をはじめとした大都市圏との連絡が強化された。長泉町内の対象区域は、長泉沼津 I C から約 300m に位置し、県道片浜池田線にアクセスする標高 80m 以上の土地である。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

##### (これまでの産業活動・集積を活かした一層の発展性)

- ・ 本地域は、地域産業の活性化や交流拡大に繋がる企業や交流施設等の集積が進んでいる。
- ・ 三島市内の対象区域周辺では、国道 1 号沿線の「(仮称) 伊豆フルーツパーク」や「(仮称) 箱根西麓・三島大吊橋」などの大型観光施設の整備が進められており、年間 200 万人に及ぶ観光入込客数が見込まれるなど、地域産業の活性化や観光交流拡大につながる施設集積が進んでいる。また、東駿河湾環状道路及び新東名高速道路の開通による交通利便性の向上を活かした企業立地が期待される。さらに、対象区域の一部である三島市玉沢地域には、災害拠点病院の指定を受けた三島社会保険病院や介護老人保健施設、静岡県総合健康センター等など、有事の際に医療・被災者支援等の核となる施設が立地している。

- ・函南町内の対象区域周辺は、農業生産のみではなく加工・販売等に至る農業の発展に繋がる新たな企業活動・集積が展開されている地域であり、民間企業の食品加工工場（株式会社山本食品のわさび工場）や青果卸売市場（東海食品青果株式会社）が立地する。また、丹那地区では酪農による牛乳や乳製品の生産のほか、酪農王国オラッチェといった観光吸引力を有する体験・販売施設が整備されている。
- ・長泉町内の対象区域周辺は、県立静岡がんセンターを中心に、三島オリンパスやベックマンコールターなどの医療系企業が立地し、これらを活かした医療・健康関連産業を集積するファルマバレープロジェクトが推進されている。さらに、東レ三島工場や協和発酵キリンの医薬研究センター、特種東海製紙三島工場などの工業施設の集積が進んでいる。また、西部は駿河平と呼ばれる高原で、クレマチスの丘・静岡サッカーミュージアムなどの観光施設があるなど、民間企業の誘致に優れた地域である。

### ○その他の地域の蓄積

#### （6次産業化や交流の促進を支える地域資源の存在）

- ・本地域を含む各市町は、農業を核とした6次産業化や交流の促進を支える豊かな地域資源が存在する地域である。
- ・三島市の箱根連山の西南地域では、良質な土壌、農業に適した傾斜と標高、良好な日照条件を生かした「箱根西麓三島野菜」を生産しており、首都圏に高級品として出荷するとともに6次産業化を視野に入れた商品開発が進められている。
- ・函南町は、平坦地のイチゴやトマトの施設園芸、丘陵地の函南西瓜、山間地の丹那牛乳をブランドとする酪農など、6次産業化の核となる農業生産が展開されている。さらに、重要文化財阿弥陀三尊像等の歴史的資源、十国峠などを有するとともに、かなみ仏の里美術館、伊豆半島ジオパークのジオサイトとなる丹那断層や火雷神社、湯〜トピアかなみ、酪農王国オラッチェなどの観光吸引力の高い地域資源・施設を有している。
- ・長泉町は、四ツ溝柿やあしたか牛など全国に誇る地域色豊かな農産物があり、主に首都圏に出荷されている。その他の特産物は、大和芋・長泉白ネギ・長泉メロンなどがある。

### ③地域の課題

#### （高規格幹線道路や観光拠点、地場産品の有効活用）

- ・南海トラフ巨大地震の想定等を踏まえて、沿岸域から移転を希望する企業や住民の受け皿、地震発生等の有事における住民の避難地の確保、また、新東名高速道路等の新たな広域交通基盤を活用した地域の活性化を進める必要がある。
- ・三島市においては、有事に緊急輸送道路となる東駿河湾環状道路の開通による「ヒトとモノの移動の優位性」を生かした広域防災力の向上と大型観光施設の整備による観光交流客数の増加を、農業をはじめとした産業振興、地域経済の活性化につなげていく必要がある。
- ・函南町においては、東駿河湾環状道路の開通を機に、衰退傾向にある農業について効率的で収益性の高い経営を目指す必要があり、都市住民を対象とした地場産品の消費を促した産業振興を図る必要がある。
- ・長泉町においては、農業を基本とした土地利用が進んでいるが、一方で離農による遊休農地が増加しており、担い手農家への農地利用集積など効率的な土地の利活用が必要である。

## b) 地域づくりの目標

### 農業と観光の新結合や物流の地域資源活用拠点の形成

- ・新東名高速道路や東名高速道路に連絡する東駿河湾環状道路の開通を契機に、伊豆半島の玄関口としての立地特性と多彩で高品質な農産物や文化資源を活用し、農業と観光の新結合による新たな産業の形態の創出・振興と東部・伊豆地域への誘客を促進し、地域産業の活性化と交流人口の増加を図る。
- ・また、新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークを活用できる立地条件を生かして物流関連企業の立地を促進し、新たな地域の産業拠点の形成を図る。
- ・これらに加え、再生可能エネルギーの導入や医療・健康関連産業の集積、居住地整備などを通じて沿岸域等からの移転を希望する企業や住民の受け皿を確保し、有事における防災拠点機能の確保と安全・安心な経済基盤の構築を図る。

## c) 事業の内容

### ①農業・観光関連施設集積事業（三島市）

#### ア) 事業内容

- ・年間 180 万人以上の観光客が見込まれる大吊橋に隣接する三島市笹原新田地区において、箱根西麓三島野菜を活用した加工場等の農商工連携や農家レストラン等の6次産業化を進める。

#### イ) 想定している事業主体

J A、民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・民間事業者との調整を進めている。

### ②三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業（三島市）

#### ア) 事業内容

- ・津波浸水被害や液状化の恐れがない三島市三ツ谷新田地区において、企業用地を造成し、産業集積を進めていく。
- ・企業用地の造成に伴い確保する緑地については、有事において復旧拠点や仮設住宅建設用地として活用することを視野に入れ、可能な限り緑地を集積するとともに、有事に活用しやすい形態とするよう指導・誘導していく。
- ・進出企業に対し、有事の協力体制に関する協定締結や自家発電機器の設置をはじめ、屋上や空地を利用した太陽光発電や蓄電池の導入等を促進し、地域防災力の向上への寄与や再生可能エネルギー導入のモデル地区となる産業拠点の形成を目指す。

#### イ) 想定している事業主体

民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・開発事業者と協議を進めており、平成 24 年度中に開発決定する予定。
- ・代替地を希望する地権者が数名いるものの、概ね賛同を得ている。

### ③三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業（三島市）

#### ア) 事業内容

- ・医療・健康関連施設が集積するとともに津波被害や液状化の恐れがない三島市玉沢地区において、医療・医薬品や健康関連産業などの研究所・企業の集積を進める。
- ・進出企業に対し、有事の協力体制に関する協定締結や自家発電機器の設置を促進するとともに、屋上や空地を利用した太陽光発電や蓄電池の導入等を促進することで、地域防災力の向上や再生可能エネルギー導入のモデルとなる地区を形成する。

#### イ) 想定している事業主体

三島市、民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 22 年度から、区域内用地の約 2 分の 1 を所有する三島市と民間地権者（10 名）との協議を進めている。
- ・平成 24 年度中に、市や地権者代表と商工会議所、福祉・医療関連の関係者等による検討部会を設置する予定となっている。

### ④高規格幹線道路を生かした安全・安心のまちづくり促進事業（三島市）

#### ア) 事業内容

- ・津波浸水被害の恐れがない東駿河湾環状道路の大場・函南 I C 周辺地域において、農地の集約による農業振興と併せ、沿岸域からの移転を希望する住宅や企業の安全・安心な受け皿を整備する。
- ・有事における緊急物資の供給基地としての活用等、進出企業に対して有事の協力体制を促し、地域防災力の向上に寄与する地区を形成するとともに、再生可能エネルギー導入を促進していく。

#### イ) 想定している事業主体

民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 23 年に当該地の地権者から市に都市的土地利用への転換を求める要望書が提出され、市では土地利用に関する説明会を数回開催している。

## ⑤ゆとりある田園居住区整備促進事業（三島市）

### ア) 事業内容

- ・津波浸水被害の恐れがない三島市三ツ谷新田・市山新田地区及び大場・函南 I C 周辺の大場地区において、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」等を活用し、田園風景や富士山の眺望を主とした自然環境と調和のとれた優良田園住宅の建設を促進する。
- ・低密度でゆとりある居住環境を創出することで、沿岸域からの移転を希望する住民の受け皿を確保するとともに、職住近接の地域づくりと住宅整備を推進する。
- ・新たな住居地区では、スマートグリッドをはじめとした省エネルギー機器や再生可能エネルギー活用設備等を導入した「スマートタウン」の形成に向けた取組を推進する。
- ・首都圏等の都市住民の移住や二地域居住等への要望に応える自然環境や農地と調和のとれた居住環境を整備する。

### イ) 想定している事業主体

民間事業者

### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・三島市三ツ谷新田・市山新田地区は、平成 12 年に地元から住宅建設を要望する市議会への請願があり、住民の合意形成は容易に行える状況である。
- ・三島市大場地区は、地区住民から平成 23 年に市に都市的土地利用への転換を求める要望書が提出されている。

## ⑥「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用 6 次産業化推進事業（函南町）

### ア) 事業内容

- ・東駿河湾環状道路が平成 25 年度中に供用開始されることに伴い、道路利用者の休憩施設として、また豊富な地場産品の販売や食の提供を行う地域活性化拠点施設であり防災拠点施設として、「道の駅・川の駅」を整備する。
- ・本地域において、「道の駅・川の駅」を核として、豊富で多彩な地場産品を活用した農業の 6 次産業化を進め、地場産業による食の提供や加工、食品関連産業の拠点としての誘導を図るとともに、観光農園や体験農業などのゾーンを設ける。

### イ) 想定している事業主体

函南町、民間事業者、農家

### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 23 年度から関係する国・県・町の担当部局により作業部会を開催し、「道の駅・川の駅」の基本構想を策定している。
- ・「道の駅・川の駅」予定地の一部地権者からは同意を得ている。
- ・函南町は農業の 6 次産業化を議論する農業文化振興会議を平成 24 年 3 月に設置した。

## ⑦新東名高速道路長泉沼津 I C 周辺物流関連産業等集積事業（長泉町）

### ア) 事業内容

- ・新東名高速道路長泉沼津 I C から約 300m の津波被害の恐れがない位置にあり、交通利便性の高い長泉町上長窪地区において、物流関連産業や食関連産業の集積を図る。
- ・進出企業とは有事における防災拠点機能の確保についての協定を締結し、これにより有事における緊急物資保留・輸送機能を確保し、広域的な防災拠点を形成するとともに、平時は物流関連産業の集積による物流機能の強化を進め、より高度なサービスを提供する新たな物流拠点を創出する。
- ・良好な交通条件を活用し、地域資源の農産物と広域的な農産物を本地域に収集し、食関連産業により地域の活性化を図る。

### イ) 想定している事業主体

物流産業関係事業者、食関連産業事業者、長泉町

### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 24 年 4 月から長泉町の庁内会議等で検討を進め、事業実施に向けて関係者との協議を行い、大半の関係者からは同意を得ている。

## (2) 新富士 I C 周辺における物流産業の集積と観光拠点の創出（富士市）

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

富士市の区域のうち厚原、大淵

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

##### （東名・新東名による高い交通利便性と津波被害の恐れのない安全性）

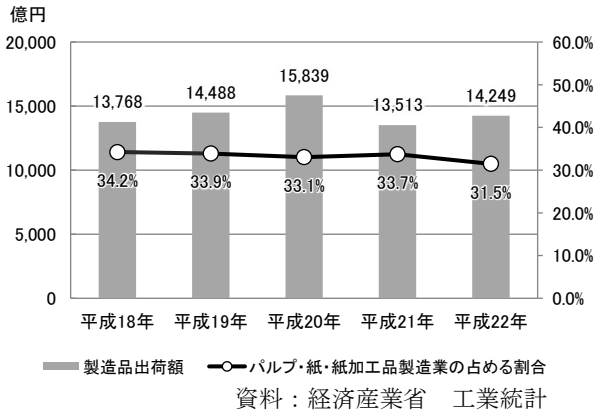
- ・本地域は、新東名高速道路の新富士 I C の直近に位置し、地域内には新富士 I C に直結する西富士道路及び県道一色久沢線（富士インター線）が走り、東名高速道路の富士 I C まで約 3 km と交通の要衝に位置している。
- ・新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークを効果的に利用できる区域である。
- ・本地域は、わが国を代表する富士山の眺望・景観に恵まれた山麓に位置する。標高 110 m から 150 m に位置し、富士山を望む眺望を備えた、津波による浸水被害の恐れのない区域となっている。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

##### （国内最大規模のパルプ・紙産業を中心とした産業集積）

- ・本地域を含む富士市の主要産業は、国内最大規模の集積にまで成長した紙・パルプ産業である。また、輸送用機械、化学工業、電気機械産業など、紙・パルプ産業を支える運輸業などの産業集積も進んでいる。

### ■富士市の製造品出荷額の推移



### ■富士市の製紙業の状況（平成22年）

分類	全国の生産量(t)	富士市の生産量(t)	全国に対する富士市の割合
板紙 (段ボールなどの厚い紙)	10,976,567	1,467,918	13.4%
紙 (コピー用紙などの一般的な紙)	16,386,761	1,518,975	9.3%
製紙/パルプ (紙の原料となるもの)	9,392,120	323,483	3.4%

資料：経済産業省「紙・パルプ統計年報」、  
富士市「紙・パルプ生産量調査」

### ○その他の地域の蓄積

#### (広域物流拠点としての発展の蓋然性)

- ・ 本地域は、東京と名古屋の大都市圏の中間地点に位置する立地優位性を有し、また東名・新東名高速道路へのアクセスが優れていることから、平時と有事の両面において物流の要衝としての機能を果たすことが期待される。
- ・ このため、静岡県流通業務市街地整備基本構想で広域物流拠点に位置付けられ、また、富士市総合計画において、流通業務施設等と潤いのある住宅地の確保を図り、新市街地を形成する「インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン」に位置付けられている。これを受け、公共団体施行の土地区画整理事業（総面積は約45ha、内流通業務地は約24ha）による計画的な整備が進められている。

#### ■第二東名IC周辺地区土地区画整理事業



### ③地域の課題

#### (高速道路ダブルネットワークの有効活用と新産業の発掘)

- ・ 南海トラフ巨大地震発生等の有事における住民の避難地として、また、高速道路のダブルネットワークを活用する物資供給拠点として、本地域の整備を急ぐ必要がある。
- ・ 新東名高速道路上には止まって富士山を眺望できる休憩施設がない。平成25年に見込まれる富士山の世界文化遺産登録により、大幅な増加が予想される国内外からの観光客の受け入れ拠点となる施設の整備が必要である。
- ・ 景気低迷や産業の空洞化により、富士市における主要産業（パルプ・紙産業）や関連産業に陰りが見え始め、地域活力の低下が懸念されており、活力再生に向けた新たな産業の掘り起こしが課題となっている。

### b) 地域づくりの目標

#### 新富士IC周辺における物流産業の集積と観光拠点の創出

- ・ 日本の新しい大動脈であり防災性能も高い新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークを活用し、有事には物資供給拠点として活用できる大規模業務用地を整備し、

物流関連企業の誘致を推進することにより、広域的な物流拠点を創出する。

- ・富士山が裾野から山頂まで美しく見える絶好のロケーションを生かし、新東名高速道路沿線には有事には被災者の避難所として活用可能な観光拠点施設を整備し、新たな産業の起爆剤とする。
- ・これらにより、富士市をはじめ県内各産業への経済波及効果を高め、雇用情勢の安定化や若い世代の人口確保、地域の魅力向上という好循環を創出し、地域活力を向上する。

## **c) 事業の内容**

### **①新東名新富士 I C 周辺物流拠点創出事業**

#### **ア) 事業内容**

- ・新東名開通に伴い交通利便性が向上した新富士 I C 周辺において、地権者と市が連携・協力し、広域的な物流拠点の形成を目的に流通業務地約 24ha を含む事業面積約 45ha の「第二東名インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業」を公共団体施行で行う。
- ・立地企業と有事における物資供給拠点としての協力協定の締結を推進するとともに、本事業地内で整備する公園(約 1ha)を避難地とすることで防災拠点機能を確保する。
- ・これにより、新富士 I C 周辺において有事の防災拠点機能の確保と平時の流通関連産業の集積を両立した物流拠点の創出を目指す。

#### **イ) 想定している事業主体**

富士市、地権者による土地管理組織、物流産業関係事業者 等

#### **ウ) 関係者の合意の状況**

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・本事業は、当初組合施行による事業執行を予定していたことから、権利者の合意形成は図られている。また、流通業務地区での早期の企業立地を実現するため、企業との交渉窓口となる土地管理組織の設立を予定している。

### **②富士山を眺望する観光拠点整備事業**

#### **ア) 事業内容**

- ・出入りが制限されている高速道路上では利用者の安全・安心を確保するため、標準的には 15km 毎に休憩施設が設置されているが、新東名高速道路の駿河湾沼津 S A から清水 P A の約 31km 区間には休憩施設がない。一方で駿河湾沼津 S A と清水 P A のほぼ中間にある新富士 I C 周辺地域は、岳南地域や山梨方面への主要な観光ルートである西富士道路との結節点に位置し、富士山眺望の絶好のロケーションを活かすことが可能な富士山観光のゲートウェイである。このため当該地域において、高速道路利用者の安全・安心の確保及び地域活性化のため、E T C を活用した飛び地となる高速道路 S A ((仮称) スマート S A) の機能を持つ展望台と宿泊施設等を備えた観光拠点施設の整備を行う。
- ・整備する観光拠点施設は高速道路本線と物理的に接続しておらず飛び地となるため、



当該施設を高速道路の区域として指定し整備・管理することを認めるとともに、高速道路利用者が施設を利用する場合には高速道路を降りていないと見なす特別割引料金を設定することで利用者の増加を図る。

#### イ) 想定している事業主体

民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・県、富士市、民間事業者による勉強会を重ねている。

### (3) 富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成（小山町）

#### a) 地域の概要

##### ①対象区域の範囲

駿東郡小山町の区域のうち棚頭、大御神、湯船、上野

##### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

##### (東名・新東名による交流可能性と津波被害の恐れのない安全性)

- ・小山町は、静岡県最北東部に位置し、森林面積が町域の67%を占めるなど豊かな自然に恵まれている。
- ・本地域は、平成32年から供用開始となる新東名高速道路小山PA(仮称)に隣接しており、周辺には東名高速道路や国道138号・469号、県道山中湖小山線が走り、山梨県と神奈川県、首都圏を結ぶ交通の要衝に位置している。
- ・本地域は、標高400m以上の高台であり、津波被害の恐れのない災害に強い地域である。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

##### (地域活性化の基盤となる食品関連産業・林業の存在)

- ・食品関連産業が小山町の主要産業の一つであり、平成22年度は、輸送機械産業(生産額294億円)に次ぐ、225億円の生産額を達成している。
- ・また、素材生産業者、製材業者、木質ペレット製造業者、流通業者の連携により安定的な原木・燃料等を供給している。

##### ○その他の地域の蓄積

##### (モータースポーツをテーマとする特色ある観光資源の存在)

- ・本地域には、多彩な農産物があり、また、ゴルフ場、モータースポーツのメッカである富士スピードウェイなどの観光資源がある。
- ・富士紡績とともに発展してきた産業は、現在、富士小山工業団地などの工業団地が中心となっている。また富士スピードウェイ周辺には自動車整備関連企

■富士スピードウェイ



業やコンピュータ周辺機器のサードパーティ部品（非純正品）関連企業が立地している。

### ③地域の課題

#### （新東名PAの有効活用と企業ニーズとマッチした産業支援）

- ・ 標高 400m超の高台に位置することから、新東名高速道路（仮称）小山PA周辺に沿岸域からの企業や住民の移転の受け皿となる用地や有事における電力供給機能を有する施設を確保し、災害に強い分散自立型の地域づくりを行う必要がある。
- ・ 本地域では、これまで首都圏への交通利便性や良好な自然環境を活用し、工業団地への企業集積や企業の保養・研修・研究施設の集積を行ってきたが、長引く景気低迷の中、資産を活用した観光サービス産業への参入などの企業ニーズに的確に対応する必要がある。

### b) 地域づくりの目標

#### 富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成

- ・ 食品関連産業と自動車関連産業を新東名高速道路（仮称）小山PA周辺に集積し、有事におけるPAと連携した防災拠点を創出するとともに、山梨県の富士五湖周辺や神奈川県箱根・強羅周辺の観光エリアと連携することで、企業と町の相互連携によるビジネス観光拠点を創出する。
- ・ 森林資源の伐採、搬出、加工、発電、電力小売までの段階的な利用を一連のスキームとする一貫した体制づくりとともに、持続可能な資源循環型林業の構築を進め、有事においても電力供給が可能な災害に強い再生可能エネルギー拠点を形成する。

### c) 事業の内容

#### ①小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業

##### ア) 事業内容

- ・ 平成 32 年に新東名高速道路（仮称）小山PAが設置されることに合わせ、上下線に併設型のスマートICを設置するとともに、周囲に地場産品販売所等を設置・集積し、地域産業の活性化を図る。
- ・ パーキングエリアに隣接する富士スピードウェイを活用した多様なイベントの展開と自動車関連用品製造・販売機能等を備えたレース村エリアの創出により交流人口の増加を図る。

##### イ) 想定している事業主体

食品産業関係事業者、自動車産業関係事業者、小山町

##### ウ) 関係者の合意の状況

- ・ 地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・ 本年から小山町の庁内において小山町経営戦略会議で検討を進め、事業実施に向けて関係者との協議を進め、一部関係者からは同意を得ている。

## ②木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業

### ア) 事業内容

- ・新東名高速道路への交通アクセスを活かし、湯船原地区に地域の森林資源を活用する木質バイオマス発電所を中心とした工業団地を造成する。工業団地において、有事における電力供給の仕組みを構築し、持続可能な分散自立型の地域づくりを実現する。

### イ) 想定している事業主体

小山町バイオマス発電株式会社、林業関係事業者、小山町

### ウ) 関係者の合意の状況

- ・平成 24 年 7 月に木質バイオマスを利用した発電及び売電や森林整備のための支援事業を行うことを目的とした事業実施主体、小山町バイオマス発電株式会社を設立した。
- ・8 月には関係者に対する説明会を実施し、また、9 月には地域住民等に対する説明会を実施している。
- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

### エ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・本地域周辺では平成 21 年度から団地化した森林に高性能林業機械を導入して計画的に間伐、搬出する事業を積極的に展開している。
- ・本地域に近接する棚頭地区には、平成 23 年度に木質バイオマス製造工場が完成し、ペレットストーブや木質資源利用温風機を利用した農家へ製造したペレットを供給する体制が構築されている。
- ・安定した木材供給体制を構築するため、地元森林組合や素材生産・製材・ペレット製造及び流通会社が一体となった原木流通センターを設置する予定である。

## (4)「食と農」の都市農村交流エリアの形成（静岡市）

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

静岡市清水区の区域のうち吉原、伊佐布、杉山、山切、草ヶ谷、庵原町、原、尾羽、広瀬、茂畑

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

##### (東名・新東名、物流拠点施設への高い利便性と災害からの安全性)

- ・本地域には、新東名高速道路と東名高速道路の連絡路が縦断しているとともに、清水いはら I C が立地するなど、新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークを効果的に利用できる地域である。また、国際拠点港湾である清水港にも近く海運による輸送も活用できる地域である。
- ・本地域は、沿岸域より離れた高台に位置する果樹地を中心とする農地で、津波による浸水被害の恐れがない大規模な平坦地で土砂災害の危険性も少ないエリアである。

## ○地域の産業を支える企業等の集積等

### (多彩で豊富、生産性の高い農業の展開)

- ・本地域は、大規模な基盤整備により急傾斜園地の平坦化を実施している。JAしみずの果樹産地構造改革計画では、品質向上による清水ブランドの確立により、農地面積400haを確保し、販売金額18億円の達成を目指している。
- ・本地域は、多彩で豊富な農産物の産地であり、温州みかん等の柑橘類をはじめ、イチゴや花卉などが栽培されている。

## ○その他の地域の蓄積

### (高い交通インフラ整備率と全国トップクラスの日照時間)

- ・本地域は、東京と名古屋の大都市圏の中間地点に位置するとともに、鉄道、道路、港湾施設等の交通インフラの整備率が高いことから、大都市圏における有事の際の支援機能を果たしていくことが期待される。
- ・本県の年間日照時間は2,361.7時間で全国1位(気象庁「全国気候表2011年」)であり、太陽光発電に最適な地域である。
- ・対象区域周辺からは霊峰富士と広大な駿河湾を望むことができ、眺望景観に優れた場所である。

## ③地域の課題

### (大規模農業基盤と再生可能エネルギーの有効活用)

- ・大規模な基盤整備により急傾斜園地の平坦化を実施している地域である。農業を取り巻く厳しい状況の中で、観光型農園の手法などの新たな取組を含め、農業の生産を維持しながら持続可能な農業を展開していく必要がある。
- ・大規模な基盤整備により発生した法面等を活用し、本県が誇る豊富な太陽光エネルギーを活用した平時における電力の農業利用と有事における電力供給機能を確保し、災害に強い分散自立型の仕組みづくりを行う必要がある。

## b) 地域づくりの目標

### 「食と農」の都市農村交流エリアの形成

- ・全国に誇る整備された大規模で平坦な樹園地団地をテーマパーク型高次農業生産団地に発展させ、多彩で豊富な農産物や新東名・東名高速道路のダブルネットワークなどの地域資源を生かした新たなサービスを創出・提供し、「食と農」による都市と農村の交流を促進する。
- ・これにより、地域の主要産業である農業振興を図り、魅力ある就業環境の整備と安定した需要を確保し、有事においては農業用施設に加え、避難地への電力供給を可能とすることで災害に強い分散自立型の農業経営モデルを構築する。

## c) 事業の内容

### ①次世代市民農園開設事業

#### ア) 事業内容

- ・樹園地団地をテーマパーク型高次農業生産団地に発展させるため、中規模以上の農園区画とクラブハウス、駐車場、トイレ、その他関連施設を完備した次世代市民農園を整備する。

**イ) 想定している事業主体**

J A 等

**ウ) 関係者の合意の状況**

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・事業実施に向けて関係者との協議を進め、一部関係者からは同意を得ている。

**エ) その他当該事業の熟度を示す事項**

- ・清水区庵原地域（新東名清水いはら I C 周辺）の大規模な柑橘生産団地において、都市住民に新たな農的ライフスタイルを提案する「ミカンの樹オーナー制度」を本年 9 月から開始し、プロの農業者の指導を受けながら収穫等の農業体験を提供している。

**②再生可能エネルギー利活用促進事業**

**ア) 事業内容**

- ・本県が誇る全国 1 位の日照時間による豊富な太陽光エネルギーと農地の基盤整備事業により生じた長大法面を有効活用するため、当該法面に太陽光発電パネルを設置し、平時においては農業用施設や集客施設へ電力を供給し、有事においては農業用施設に加え近隣の避難地等への電力供給を可能とすることで、災害に強い分散自立型の農業経営の仕組みづくりを図る。

**イ) 想定している事業主体**

県、土地改良区、J A 等

**ウ) 関係者の合意の状況**

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・事業実施に向けて関係者との協議を進め、一部関係者からは同意を得ている。

**(5)「食と農」関連産業のアンテナエリアの形成（藤枝市）**

**a) 地域の概要**

**①対象区域の範囲**

藤枝市の区域のうち仮宿、高田、岡部町入野、岡部町村良

**②取組の実現を支える地域資源等の概要**

**○地理的条件**

**(東名・新東名による高い交通利便性と津波被害の恐れのない安全性)**

- ・藤枝市は、静岡県中部の志太平野に位置し、市域北部が山間地域となっている。
- ・本地域は、新東名高速道路藤枝岡部 I C に隣接した地域で、東名高速道路焼津 I C との

距離が約5kmと至近距離にあり、この間には国道1号や国道1号バイパスが東西に走るとともに、これらを繋ぐ南北道路が整備され、交通の要衝となっている。

- ・海岸線から5km以上離れ、標高10m以上の土地であり、津波浸水被害の恐れがない区域である。

### ○地域の産業を支える企業の集積等

#### (「食と農」関連の地域資源を活用に向けた可能性)

- ・本地域の主要産業は農業が主であるが、一部の農家を除き、多くは小規模農家である。また、工場等も比較的小規模で、地域経済を支える産業の活性化が必要である。
- ・一方で、本地域中央部には研究機関である静岡大学農学部地域フィールド科学教育センターが立地し、その周辺には食料品工場等が立地するなど、これらと連携・活用した地域産業の活性化が展望される。

### ○その他の地域の蓄積

#### (周辺地域における「食と農」関連の豊富な資源の存在)

- ・本地域は、藤枝市総合計画や国土利用計画で新産業地ゾーンと位置付けられ、工業・流通業務施設、農商工の連携による新たな産業を集積することとしている。
- ・これらの産業集積を支えるものとして、藤枝市には食料品や飲料・医薬品などフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト関連業種の集積が進んでいる。また、農業生産の面では、お茶やみかん・椎茸などの多彩で豊富な農産物があり、特に朝比奈玉露は全国三大産地の一つとなっている。さらに、みかんは全国で唯一の対米輸出産地、椎茸は産地であるとともに、集散地としては日本一である。
- ・周辺には鯉の水揚げ日本一を誇る焼津市が位置し、新鮮な海産物も豊富である。

### ③地域の課題

#### (地域に適した地域産業の振興と新産業の創出・集積)

- ・海岸から5km以上離れている地理的特性を活かし、沿岸域からの企業や住民の移転の受け皿として、防災機能を有する用地を確保する必要がある。
- ・本地域の農業は従事者の高齢化や後継者不足などが進んでおり、次世代農業者（青年就農者、企業の農業参入）の確保や耕作放棄地の有効利用が必要である。
- ・市総合計画や国土利用計画における新産業地ゾーンとしての位置付けに対応し、工業・流通業務施設、農商工の連携による新たな産業の集積を図る必要がある。
- ・本地域周辺における食料品や飲料・医薬品などフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト関連業種の集積を活かす必要がある。

### b) 地域づくりの目標

#### 「食と農」関連産業のアンテナエリアの形成

- ・藤枝岡部IC及び地域資源や地域特性を活かし、有事の際の食料備蓄・避難場所機能を確保した防災拠点の整備、平時には地産地消レストラン、農産物販売所、観光農園として活用できる集客施設や食関連産業・物流企業の集積を図り、「食と農」に関する新たな産業集積の創出による賑わいづくりと地域活性化を促進する。

- ・併せて、生産型市民農園を核とした農業者と地域住民の協働による持続可能な農業を実現し、新しい地域農業振興モデルを構築する。

## c) 事業の内容

### ①食と農のアンテナエリア形成事業

#### ア) 事業内容

- ・新東名高速道路が開通しモノの輸送の利便性が向上した藤枝岡部 I C 周辺において、多彩で豊富な食材を活用した食関連産業を集積し、新たな需要の創出により地域の農林水産業の振興を図るとともに、食関連産業と地域農産物との農商工連携により新産業を創出する。
- ・地域資源である農産物や産業製品などを活かして、地産地消レストランや農産物販売所、観光農園などの立地を促進する。
- ・併せて、「食と農」関連産業への関心と興味を増進による交流促進を図るため、生産工程を見る・体験する機能を持つ企業の立地を促進する。

#### イ) 想定している事業主体

民間事業者、J A、国立大学法人、県、藤枝市 等

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 23 年度から藤枝市企業立地推進本部会等で検討を進め、平成 24 年度からは関係 5 課により、事業化に向けた取り組みを推進している。
- ・J A、民間企業、地元住民、地権者等の関係者と協議を進めている。

### ②生産型市民農園開設事業

#### ア) 事業内容

- ・新東名藤枝岡部 I C と国道 1 号バイパスに挟まれた藤枝市仮宿・高田地区において、関係機関（大井川農協、農業者団体、静岡大学農学部、農業関連企業）と連携・協力し、本格的農作業の実践と併設する食と農の関連施設（農産物直販所、農家レストラン等）と連携する「生産型市民農園」を開設する。

#### イ) 想定している事業主体

藤枝市、J A、県 等

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・本年 4 月から藤枝市庁内及び県と検討を進めており、関係機関との協議も進めている。

### ③高度な情報システムを駆使した物流産業の立地促進事業

#### ア) 事業内容

- ・新東名高速道路の開通に伴い交通利便性が向上した藤枝市仮宿地区において、新東名高速道路を活用し、食関連産業等に関わる物資の輸送を担うとともに、高度な情報システムを駆使した在庫・販売管理、流通加工、梱包や包装、仕分けなどを行う最先端の物流産業等の立地を促進する。さらに、内陸部への移転を希望する沿岸域立地企業の受け皿となる地域を形成する。

#### イ) 想定している事業主体

藤枝市、物流産業関係事業者、県 等

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 23 年度から藤枝市企業立地推進本部会等で検討を進め、平成 24 年度からは関係 5 課によるプロジェクトチームにより、事業化に向けた取組を推進している。今後、地元住民や地権者、県や物流企業等と協議を行い、合意形成を進める。

### (6) 「食と農」ビジネスの振興によるセントラルキッチン形成 (袋井市)

#### a) 地域の概要

##### ①対象区域の範囲

袋井市の区域のうち宇刈、太田、大谷、沖山梨、小山、上山梨、萱間、川会、国本、久能、下山梨、月見町、徳光、友永、延久、春岡、深見、堀越、見取、村松、山科、山田、横井、鷺巣

##### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

###### ○地理的条件

###### (東名・新東名による高い交通利便性と津波被害の恐れのない安全性)

- ・袋井市は、静岡県西部に位置し、遠州灘海岸をはじめ太田川や原野谷川、広々とした田園風景、さらには、遠州三山をはじめとする歴史的・文化的資源に恵まれる。
- ・本地域は、新東名高速道路の開通に伴い、東名高速道路袋井 I C から新東名高速道路森掛川 I C 間の距離が直線で約 8 km と県西部地区で最短となっており、高速道路のダブルネットワークを最大限に活用できる交通の要衝に位置している。
- ・本地域は内陸部に位置し、津波被害の恐れがなく、沿岸域からの企業や住民の移転の受け皿となり得る地域である。

###### ○地域の産業を支える企業の集積等

###### (「食と農」関連の地域資源と大手民間企業の立地)

- ・本地域を中心に食品、水産加工、農業種苗、農業機械、農業飼料等の「食と農」企業の工場及び研究開発拠点が多数立地している。
- ・本地域の周辺には食品香料製造の日研フード株式会社や総菜食品製造のロックフィールド株式会社、農業種苗開発の株式会社サカタのタネなどの食品及び農業関連の大手企業が立地し、地域資源及び地理的な優位性を強みに産業集積が進んでいる。



## ○その他の地域の蓄積

### (行政による“農を活かしたまちづくり”の推進)

- ・袋井市総合計画では行政経営方針に「農を活かしたまちづくりの推進」を掲げており、豊富な農資源を活用し、耕作放棄地の解消対策や6次産業化推進事業など、市民生活の質の向上及び産業振興に資する取組を実施している。
- ・また、袋井市は全国でも有数の温室メロンや茶などの多彩な農産物の産地であり、生産額では全国トップシェアとなっている。

## ③地域の課題

### (地域資源を活かした戦略的な産業集積)

- ・南海トラフ巨大地震発生等の有事に備え、安全性を最優先に考えた生産拠点の整備や食料安全保障の観点から大消費地への「食」の一大供給拠点として、交通ダブルネットワークを活用できる本地域への産業集積を行う必要がある。
- ・袋井市の政策として取り組んでいる「食と農」の産業（研究所・工場・物流）集積をさらに促進するため、本地域の交通利便性を活かした工業用地の確保が求められる。

## b) 地域づくりの目標

### 「食と農」ビジネスの振興によるセントラルキッチン形成

- ・田園都市として発展してきた袋井市の歴史や市総合計画に掲げる“農を活かしたまちづくり”の推進施策等も踏まえ、有事における安全性を最優先に考えた生産拠点用地を創出するとともに、企業と農村の相互連携による食品関連産業の集積を図ることにより、食料安全保障の観点から三大都市圏への「食と農」の一大供給拠点を形成する。

## c) 事業の内容

### ①三大都市圏域「食と農」産業（研究所・工場・物流）集積促進事業

#### ア) 事業内容

- ・交通利便性や物流面における定時性、首都圏や中部圏、近畿圏の大消費地の中間に位置する地理的条件など、本地域が有する優位性を最大限に活用するため、「食と農」関連企業用地を創出し、三大都市圏への供給拠点となる「食と農」の一大供給拠点を創出する。
- ・なお、拠点創出に当たっては、有事における供給体制の確保等の安全性を最優先に考えるとともに、新規立地企業との協力協定の締結を推進し、ダブルネットワークによる代替性や多重性を確保した物資供給拠点としての活用を図る。
- ・県と市が連携し、民間企業の立地（投資）を促進し、食品関連産業の集積を図る。

#### イ) 想定している事業主体

民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

## (7) 創造的田園居住エリアの形成（森町）

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

周智郡森町の区域のうち一宮、円田、草ヶ谷、睦実、中川、森

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

###### （新東名高速道路により交通アクセスが飛躍的に向上）

- ・森町は静岡県の西部地域のほぼ中心に位置する。三方を山々に囲まれ、緑豊かな景観を有している。新東名高速道路が東西に通り、新たに整備された森掛川 I C、遠州森町 P Aがある。
- ・本地域は、新東名高速道路森掛川 I C及び遠州森町 P Aの周辺に位置し、新東名開通により交通アクセスが飛躍的に向上した地域である。また、周辺の中川下工業専用地域では工業集積が進んでいる。
- ・津波被害の恐れがない沿岸域からの企業の移転の受け皿となりうる地域である。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

###### （周辺工業団地における製造業・物流企業の集積）

- ・新東名高速道路森掛川 I C周辺には県企業局が主体となり整備してきた北戸綿工業団地があり、豊田合成株式会社森町工場や株式会社フジコーポレーションなどの自動車用部品製造関連の企業や物流関係の企業も進出している。

##### ○その他の地域の蓄積

###### （歴史・文化的資源など特徴的な地域資源の存在）

- ・森町には、遠州の小京都といわれる風情溢れる街並み、小国神社に代表される史跡等の歴史・文化的資源があり、新東名高速道路により交通アクセスが大きく向上した中で、本地域はその玄関口ともなる地域である。
- ・森町の主要産業は農業であり、茶や米、とうもろこし、レタスなどの多彩で高品質な農産物がある。
- ・新東名高速道路森掛川 I C周辺は国土利用計画森町計画において、複合型都市拠点形成ゾーン（住・農・商・工の機能が複合的に備わった地域）として位置付けられている。
- ・森町南部における産業拠点地域において、製造業を中心に物流施設を含めて 12 社が進出し、森町中川下工業地域協議会が設立されている。

#### ③地域の課題

##### （都市と中山間地の結節点としての機能確保と産業振興）

- ・森町は中山間地域を抱えており、有事には孤立集落の発生も想定されるため、本地域は、中山間地域への交通アクセス拠点としての機能を確保していくことが必要である。
- ・地域経済の活性化や健全な財政運営のために、沿岸域からの企業移転の受け皿機能も果たしながら、未利用地の有効活用を含めた新たな施設用地の確保と企業誘致を促進することが課題である。

## b) 地域づくりの目標

### 創造的田園居住エリアの形成

- ・新東名高速道路の開通により、SA並みの広さを持ちヘリポートも設置されている遠州森町PAが開設され、平成25年度末にはスマートICも供用開始されることから、広域的な防災拠点としての整備を実施するとともに、有事に緊急輸送を担う道路（緊急輸送路）を整備し、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進する。
- ・ICやPAを最大限に活用し、大都市とのアクセスの利便性を活かした有事における避難地としての機能を確保した観光交流型農業による地域づくりを推進する。
- ・加えて、全国有数のものづくり産業の集積地である県西部地域の後背地として、内陸部への企業移転の受け皿づくりを進める。

## c) 事業の内容

### ①遠州森町PA周辺有効活用推進事業

#### ア) 事業内容

- ・緊急輸送路と接続し、かつヘリポートも設置されている新東名高速道路の遠州森町PA周辺において、緊急輸送路及び観光ルートとしての道路整備と併せて、小売店舗等の沿道利用系施設等の立地を誘導する。
- ・遠州森町PA周辺及び観光施設である小国神社に至る県道沿線において、地域活性化に資する地元特産品販売施設や観光交流施設の立地を促進するとともに、商工業者と連携し、地場産品の6次産業化を推進することで農業振興による域内自給力の向上を図る。
- ・遠州森町PA周辺において有事における避難所としての機能の確保を図る。
- ・併せて、町及び民間企業が連携・協力して、地域の特色ある農産物や交通利便性を町外にPRし、利用者との交流を促進する。

#### イ) 想定している事業主体

県、森町、民間事業者 等

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・平成24年4月17日に国土交通省よりスマートIC設置に対する連結許可を受けた。
- ・また、地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

### ②森掛川IC周辺次世代産業集積事業

#### ア) 事業内容

- ・森掛川ICからの都市計画道路森町袋井インター通り線の整備と併せて、商業・業務・地元特産品販売施設・観光交流施設等の立地を誘導する。
- ・北戸綿工業団地に隣接した地域において、周辺の集落環境に配慮した新規企業立地用地を確保する。
- ・地域資源である農産物の商品加工などを行う関連企業の誘致または物流拠点施設の誘

致を図る。

**イ) 想定している事業主体**

森町、民間事業者 等

**ウ) 関係者の合意の状況**

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・森町と掛川市との間で森掛川新東名サミットや懇話会の開催及び企業ニーズ調査等を実施し、意見や要望を集めている。
- ・森掛川 I C 周辺のまちづくりに関する地元住民参加のまちづくり検討会を平成 21 年度から開催している。

**③内陸部への移転企業の受け皿確保事業**

**ア) 事業内容**

- ・新東名高速道路の森掛川 I C から直線で 7 km、また東名高速道路袋井 I C から 4 km に位置する工業専用地域周辺の未利用地において、企業移転の受け皿となる企業用地の整備を進める。
- ・工場施設や流通・業務施設等の立地を促進すると同時に、高品質で多彩な地元農産物を使用した関連企業等の誘致を図る。

**イ) 想定している事業主体**

森町、民間事業者等

**ウ) 関係者の合意の状況**

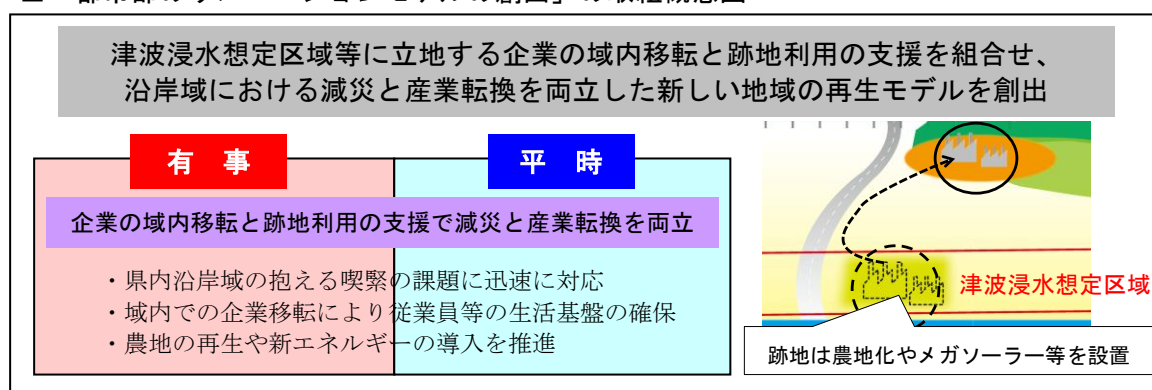
- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・平成 24 年度に工業専用地域内の未利用地の開発可能性調査を実施している。

## <<都市部のリノベーションモデルの創出>>

### ◆当該取組の概要

- ・「内陸のフロンティアを拓く取組」における「都市部のリノベーション（再生）」は、津波被害等へのハード・ソフト対策による多重防災機能の強化と併せて、内陸部や周辺の安全な高台等への移転の促進、移転後の空間活用によるゆとりと潤いのある暮らし空間の実現、自然と調和する都市環境の形成、エネルギーの地産地消などにより、防災・減災機能と居住環境の向上を図る地域づくりを行うという戦略である。
- ・本総合特区における取組としては、沿岸域の津波被害が想定される区域に立地する企業が内陸部や安全な周辺の高台等へ移転を希望する際、企業活動や従業員の生活環境の維持のため同一市町内等の域内での移転を促進し、地域活力の維持と移転後の空間を活用した農地の再生や新エネルギーの導入を推進する事業、沿岸都市部の浸水被害想定区域外に防災公園に物資供給拠点を併設する事業などを規制の特例措置等を活用して展開し、津波被害が想定される沿岸都市部の新しい地域再生モデルの創出を目指すものである。

### ■「都市部のリノベーションモデルの創出」の取組概念図



### ◆当該取組の先駆性

- ・当該取組は、防災先進県であり、南海トラフ巨大地震等による津波被害が想定される沿岸都市部を抱える本県が、共通の課題を抱える全国の他の自治体に先駆け、「有事に備えた防災・減災対策の強化」と「企業移転による沿岸域の産業空洞化の防止」という2つの喫緊の課題を同時に解決できるモデルを構築するという点において先駆性を有している。
- ・当該取組によりモデルを構築することで、本県のみならず、全国の南海トラフ巨大地震等による津波被害が想定される地域において、各地域の特性や企業のニーズ等に応じて、企業移転と移転跡地の利用方法等を選択することで、津波被害の軽減と企業活動の維持、跡地を活用した新たな産業が創出され、全国の沿岸都市部が持続可能で活力ある地域を形成することが可能となる。

## (1) 津波防災まちづくりによる沿岸域の災害に強い地域づくり (吉田町)

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

榛原郡吉田町の区域のうち神戸、大幡、川尻

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

###### (東名高速道路や空港による高い交通利便性)

- ・吉田町は、東は大井川、南は駿河湾に面した沿岸域の町で、町域の90%以上が標高20m未満の平坦地となっている。
- ・町内の沿岸域に住宅地や工業地が集積しており、8.6m(町独自想定による町内最大津波高。平成24年8月29日に公表された南海トラフの巨大地震による津波高は最大8.2m)の津波が来た場合、町面積の約40%が浸水し、約17,000人が被災する恐れがある。
- ・本地域は、吉田町北部に位置し、津波浸水想定区域に含まれていないため、沿岸域からの企業や住民の移転の受け皿となり得る地域である。
- ・また、本地域は東名高速道路吉田ICを擁すほか、都市計画道路東名川尻幹線、富士見幹線、大幡川幹線が走る交通の要衝となっている。
- ・平成21年6月に開港した富士山静岡空港も車で15分程度と近接しており、その立地優位性から商業・流通拠点としての発展が期待される地域である。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

###### (良質で豊富な水資源が支える企業集積)

- ・川尻地区は大井川に面し、良質で豊富な伏流水に恵まれていることから製造業の進出が多く、大井川沿いは工業専用地域、工業地域が連なっている。

##### ○その他の地域の蓄積

###### (町独自の津波ハザードマップの作成)

- ・東日本大震災以降、沿岸域に位置する吉田町では津波に対する備えを喫緊の課題と捉え、平成23年11月に東大地震研究所の都司准教授(当時)の監修のもと、1,000年に一度の大地震による津波災害を想定した町独自の津波ハザードマップを作成している。

#### ③地域の課題

##### (沿岸域に集中した生命、財産、企業の生産活動の守護)

- ・吉田町はこれまで沿岸域を中心として発展してきたため、町の土地利用が沿岸域と北部で二極化している。
- ・沿岸域は、用途地域が定められているほか、土地区画整理事業も実施されるなど、商業系施設及び住居が集積している地域であるが、町独自想定による津波ハザードマップでは、そのほとんどが津波浸水想定区域内となっている。そのため、津波災害時における住民の生命や財産、企業の生産活動を守る対策が喫緊の課題である。
- ・一方、町の北部は津波浸水想定区域外であるため、沿岸域の津波災害の減災等に向けた住居や企業の移転の受け皿となり得る地域であり、住居及び企業が進出するための用地を早急に確保する必要がある。

## b) 地域づくりの目標

### 津波防災まちづくりによる沿岸域の災害に強い地域づくり

- ・1,000年に一度の大津波に対する備えとして、「命を守る対策」、「財産生産活動を守る対策」、「被災時の生活支援対策」の三本柱を充実・強化することにより、沿岸域に位置する地域において持続的発展を可能にする津波被害に強いまちづくりのモデルを構築する。

## c) 事業の内容

### ①物資供給拠点確保事業

#### ア) 事業内容

- ・津波浸水想定区域外にある東名高速道路吉田IC周辺の神戸・大幡地区において、有事の際に沿岸域等で被災した住民の受け皿（避難所）となる防災公園を整備する。
- ・防災公園周辺に、有事の際に住民の生活を支える生活物資を滞りなく供給するための商業施設の誘致を行い、誘致した企業と有事における物資供給に関する協力協定の締結を行うことにより、津波災害の軽減と有事における防災拠点機能の確保を図る。

#### イ) 想定している事業主体

吉田町、民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。
- ・防災公園は平成27年度の完成を目指し、平成24年度設計業務を実施する。

### ②企業活動維持支援事業

#### ア) 事業内容

- ・津波浸水想定区域外にある川尻地区において、沿岸域の津波浸水想定区域内から移転する企業の受け皿となる土地を確保し、域内で生活する従業員等の生活環境を維持するため、同一町内における企業活動を継続するとともに、新規立地に伴い用地を取得する際に一定割合の面積（環境施設、緑地）を拠出してもらうことで、応急仮設住宅の建設用地となる公共空地を創出し、有事における防災拠点機能を確保する。

#### イ) 想定している事業主体

吉田町、民間事業者

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

## (2) 沿岸域における企業移転・農地再生モデルの構築（袋井市）

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

袋井市の区域のうち大野、太郎助、中新田、西同笠、東同笠、湊

## ②取組の実現を支える地域資源等の概要

### ○地理的条件

#### (津波被害が想定される農業生産が盛んな低平地)

- ・袋井市は、静岡県西部に位置し、遠州灘海岸をはじめ太田川や原野谷川、広々とした田園風景、さらには、遠州三山をはじめとする歴史的・文化的資源に恵まれている。
- ・袋井市沿岸域は、本年8月29日に公表された南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域を含むエリアとなっており、沿岸域からの企業や住民の移転が懸念される。
- ・今後、中長期的に土地利用が停滞すると考えられる袋井市沿岸域は、農業生産が盛んな地域である。

### ○地域の産業を支える企業の集積等

#### (「食と農」に関連する企業等が集積)

- ・袋井市を中心とした地域には食品、水産加工、農業種苗、農業機械、農業飼料等の「食と農」企業の工場及び研究開発拠点が多数立地している。

### ○その他の地域の蓄積

#### (行政による“農を活かしたまちづくり”の推進)

- ・袋井市総合計画では行政経営方針に「農を活かしたまちづくりの推進」を掲げており、豊富な農資源を活用し、耕作放棄地の解消対策や6次産業化推進事業など、市民生活の質の向上及び産業振興に資する取組を実施している。
- ・また、袋井市は全国でも有数の温室メロンや茶などの多彩な農産物の産地であり、温室メロンは生産額では全国トップとなっている。

## ③地域の課題

### (将来を見通した新たな土地利用転換の仕組みづくり)

- ・南海トラフの巨大地震の津波高の想定公表等を受け、今後、沿岸域の事業所が内陸部等へ移転する可能性があり、将来の沿岸域の土地利用状況が懸念される。
- ・国土交通省が発表した県内基準地価（H24.7.1時点）では、津波被害が想定される沿岸域の下落傾向が顕著であり、事業所撤退跡地に新たに事業所（工場等）が立地することは考えにくく、荒廃地となる可能性が大きいいため、新たな土地利用転換の仕組みが求められている。

## b) 地域づくりの目標

### 沿岸域における企業移転・農地再生モデルの構築

- ・南海トラフの巨大地震による津波被害リスクを抱える沿岸域において、懸念される企業移転及び撤退後の荒廃地化の対策として、高台への移転先用地の確保を図るとともに事業所撤退跡地の優良農地化を促進し、“農を活かしたまちづくり”の推進施策等も踏まえた中で、農業による沿岸域の活性化を推進する。

## c) 事業の内容



## ①事業所撤退跡地の優良畑地化促進事業

### ア) 事業内容

- ・南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域と袋井市が整備を進める津波避難施設（命山）の整備ラインより沿岸域において、事業所撤退跡地を農地として再生利用したいと考える企業に対して、優良畑地化に向けた支援制度を創設する。
- ・支援制度としては、「事業所撤退跡地の所有企業」と「農地として活用したい農業者」を市が仲介し、国の財政支援を活用して農地に再生（造成）し、優良畑地化して最終的には農業者への土地の所有権移転を行う仕組みを構築する。

### イ) 想定している事業主体

農業者、袋井市、静岡県農業振興公社

### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

## (3) 沿岸域における企業移転による新産業創出モデルの構築（磐田市）

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

磐田市の区域のうち掛塚、駒場、白羽、豊岡、岡、西平松、中平松、南平松、東平松、飛平松、海老島、竜洋稗原、須恵新田、小中瀬、大中瀬、浜新田、請負新田、鮫島、南田伊兵衛新田、塩新田、福田中島、福田、豊浜、豊浜中野

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

###### （津波被害が想定される遠州灘に面した低平地）

- ・本地域は、静岡県西部に位置する遠州灘に面した平坦な低地であり、本年8月29日に発表された南海トラフの巨大地震による津波被害想定において、浸水被害が発生する地域となっている。
- ・東名高速道路や国道1号から南に位置し、付近には、地域の幹線道路である国道150号など東西の幹線道路が多くみられる。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

###### （輸送機器製造を中心とした多様な企業の集積）

- ・磐田市の主要産業は輸送機器製造で、オートバイのヤマハ発動機や自動車のスズキが中心となった企業城下町となっている。また、電気・電子部品製造も盛んで、近年、光、次世代自動車開発など新技術の成長もみられる。
- ・地場産業としてのベッチン・コーデロイといった繊維産業、その他に香料（高砂香料）製造などもある。
- ・恵まれた自然環境が生み出す豊かな農水産業も盛んであり、特産物として磐田メロンと称される温室メロン（マスクメロン）、緑茶のほか、白葱、海老芋、シラスなどがある。

## ○その他の地域蓄積

### (企業立地の促進や新産業の創出に向けた着実な蓄積)

- ・ 磐田市北部の新東名高速道路沿線地域に、沿岸域等から移転する企業の受け皿となり得る新たな工業団地の造成に向けて調整を進めている。
- ・ 磐田市では、市総合計画で「再生可能エネルギーの活用促進」として大規模太陽光発電（メガソーラー）などの誘致を検討・研究している。
- ・ 企業と行政の連携による新産業創出協議会を設立し、次世代EVシステムを搭載した改造電気自動車（コンバートEV）に関する社会実験を実施している。
- ・ ロボカップジュニア、宇宙少年団磐田分団の開催による人材育成を図っており、静岡大学、静岡理工科大学、県工業技術支援センターとの連携も行っている。

## ③地域の課題

### (企業移転に伴う産業の空洞化を防ぐ新産業の創出)

- ・ 南海トラフの巨大地震等の大規模地震による津波の発生により、沿岸域に立地する輸送機器関連産業等の事業所が甚大な被害を受けることが想定される中、円高の影響もあり事業所の海外移転が懸念されており、このままでは産業の空洞化等が進行し、地域活力の大幅な低減に繋がりがねないため、沿岸域の事業所が移転を希望する場合、域内の内陸部への移転を誘導することが必要である。
- ・ 国土交通省が発表した県内基準地価（H24.7.1時点）では、津波被害が想定される沿岸域の下落傾向が顕著であり、なかでも遠州灘に近い磐田市の工業地は前年から15.0%の下落と全国で最も下落率が大きい。沿岸域の事業所の内陸部への移転が進んだ場合、事業所跡地の土地利用が進まず荒廃地となることが想定されるため、事業所撤退跡地の有効活用を図る必要がある。

## b) 地域づくりの目標

### 沿岸域における企業移転による新産業創出モデルの構築

- ・ 沿岸域は、円高の影響や津波被害の懸念による国外への企業流出が危惧されるため、新たな企業の誘致と沿岸域から内陸部へ移転するための用地を確保し、新たな雇用の場の創出及び産業の空洞化を防止する。
- ・ 沿岸域の事業所撤退跡地を有効に活用し、大規模太陽光発電（メガソーラー）や植物工場等の設置を推進し、再生可能エネルギー等の新産業を創出する。
- ・ これにより、津波浸水想定区域からの企業移転と移転後の跡地利用の対策を組合せた仕組みを構築し、新しい沿岸域の地域づくりのモデルを創出する。

## c) 事業の内容

### ①事業所撤退跡地の再生利用事業

#### ア) 事業内容

- ・ 津波浸水想定区域に立地する既存企業の域内移転を支援するため、移転を希望する企業の受け皿となる用地を同一市内の内陸部等に確保する。

- ・事業所撤退跡地には本県が誇る全国 1 位の日照時間を活かすため、大規模太陽光発電（メガソーラー）等の誘致や植物工場の設置等を促進し、放置すれば荒廃化が想定される沿岸域の土地の再生利用を促進するとともに、沿岸域においても持続的に発展できる新産業を創出する。

**イ) 想定している事業主体**

磐田市、民間事業者

**ウ) 関係者の合意の状況**

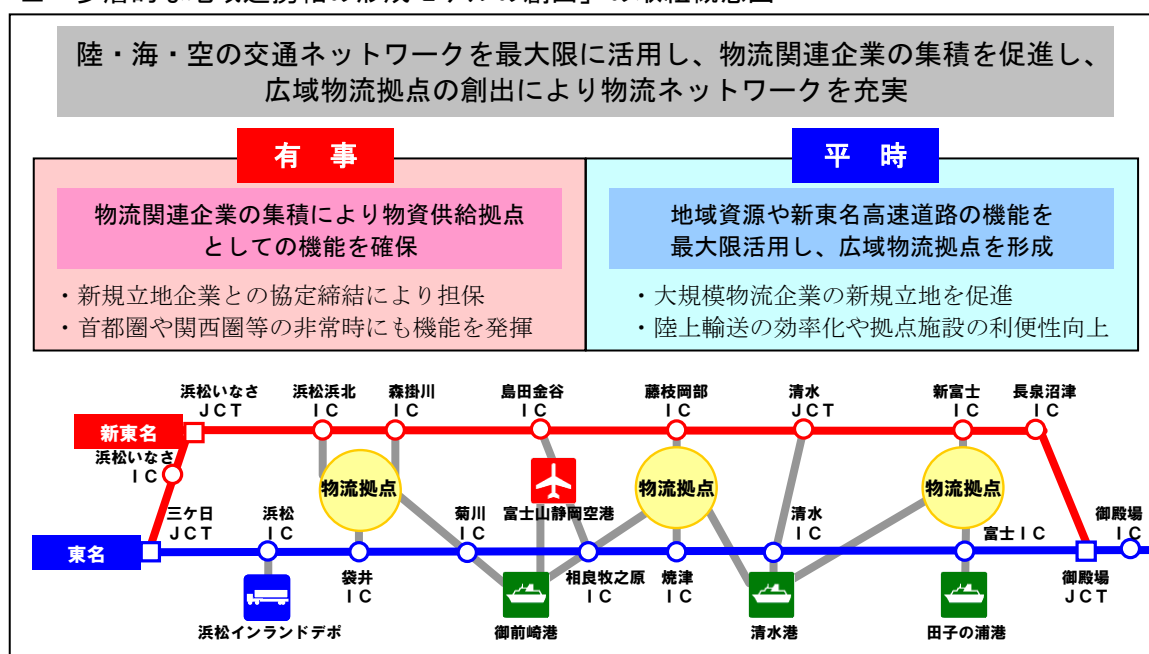
- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

## <<多層的な地域連携軸の形成モデルの創出>>

### ◆当該取組の概要

- ・「内陸のフロンティアを拓く取組」における「多層的な地域連携軸の形成」は、内陸部と都市部を結ぶ交通ネットワークや高度情報通信基盤の充実や交流の促進により、両地域が相互に連携・補完し合うことでネットワークの深化を図るという戦略である。
- ・本総合特区における取組としては、本県が有する新東名と東名高速道路のダブルネットワークと駿河湾3港、富士山静岡空港の“陸・海・空”の交通ネットワークを最大限活用するための事業を規制の特例措置等を活用して展開し、物流コストやリードタイム縮減等のインセンティブにより新東名高速道路等のIC周辺地域に物流関連企業の新規立地・集積を促進し、有事においても大きな機能を発揮する広域物流拠点を県内各地に創出することで全国に誇る有事に強い物流ネットワークの構築を目指すものである。

### ■「多層的な地域連携軸の形成モデルの創出」の取組概念図



### ◆当該取組の先駆性

- ・当該取組は、全国で本県のみが有する新東名と東名高速道路のダブルネットワークや全国トップクラスの“陸・海・空”の交通ネットワークを活用した先駆的な産業振興策であるだけでなく、地域住民が求める有事に対する防災・減災機能の充実・強化を併せて達成できるという点において先駆性を有している。
- ・当該取組によりモデルを創出することで、本県のみが防災・減災機能を充実・強化できるのではなく、首都圏や中部圏、近畿圏等の他圏域が有事の際、本県が新東名高速道路等を活用して広域物資供給拠点の役割を果たすことが可能となるため、広域的な防災・減災機能の代替性や多重性が併せて確保できる点においても本取組は先駆性を有している。

## (1) 広域物流拠点の創出による物流ネットワークの充実

### a) 地域の概要

#### ①対象区域の範囲

静岡県全域

#### ②取組の実現を支える地域資源等の概要

##### ○地理的条件

- ・静岡県は、日本のほぼ中央に位置しており、半径 300km 圏内には我が国の人口の約 6 割強 (8,344 万人)、国内総生産 (GDP) の約 7 割 (356 兆円) が集中している首都圏や中部圏、近畿圏といった大市場が含まれている。

##### ○地域の産業を支える企業の集積等

- ・静岡県は、多種多様な製造業が集積しており、幅広い分野において最先端の優れた技術力を有する企業が集積している。製造品出荷額等が全国 3 位 (平成 22 年)、工場立地件数 (平成 19, 20 年は全国 1 位) や工場立地面積が全国上位である全国屈指の「ものづくり県」であるとともに、農水産物の生産品目数が 219 品目と全国一多彩であるなど地域資源も充実しており、「日本の物流拠点」となり得る条件を備えた地域である。

##### ○社会資本の現状

- ・静岡県は、新東名高速道路や東名高速道路などの高速道路網、富士山静岡空港、駿河湾の清水港 (国際拠点港湾)、御前崎港 (重要港湾)、田子の浦港 (重要港湾) の 3 つの港湾、日本初のインランドデポである浜松内陸コンテナ基地といった“陸・海・空”の交通基盤が充実している。
- ・新東名高速道路と東名高速道路とのダブルネットワークにより渋滞の緩和が図られ、貨物輸送の定時性や安定性が大きく向上したほか、災害時の代替機能が確保された。
- ・今後、中部横断自動車道や三遠南信自動車道などの南北軸の道路整備により、山梨県や長野県、北陸圏との輸送時間の大幅な短縮が見込まれるなど、全国有数の物流機能の高い交通ネットワークの整備が約束された地域である。

##### ○その他の地域の蓄積

- ・静岡県では、平成 24 年 3 月に「ふじのくに戦略物流ビジョン」を策定し、物流機能の集積を進めることとしている。ビジョンでは、新東名高速道路沿線の内陸部において、物流機能の活用による魅力ある地域づくりの実現を目指すとともに、災害発生時における物資供給体制の構築と地域企業の活動を支える物流機能の確保を図ることとしている。

#### ③地域の課題

- ・新東名高速道路と東名高速道路とのダブルネットワークや富士山静岡空港、駿河湾 3 港などの“陸・海・空”の交通ネットワーク、全国トップクラスの「ものづくり県」である本県生産物など、本県が有する地域資源を最大限活用するため、新東名高速道路の IC 周辺等において物流拠点となる大型の流通業務施設の立地を促進し、物流拠点を創出することで、物流産業の活性化を図ることが必要。
- ・創出する物流拠点については、有事において、被災地、避難所への救援物資の不足や供給の遅れ、生産活動の停止などの問題が発生しないような救援物資の供給体制を構築し、災

害に強い機能を確保する必要がある。

## b) 地域づくりの目標

### 広域物流拠点の創出による物流ネットワークの充実

- ・物流関連産業を新東名高速道路周辺に集積し、有事に備えて市町との協定締結などにより防災拠点としての機能を確保するとともに、平時には地域資源や陸・海・空の交通ネットワーク機能を最大限に活用した物流拠点を形成する。
- ・物流拠点の形成に当たっては、陸上輸送の効率化や物流拠点施設（港湾等）の利便性向上を併せて図り、物流企業の誘致を促進する。

## c) 事業の内容

### ①物流拠点創出事業

#### ア) 事業内容

- ・新東名高速道路など高規格幹線道路の周辺地域において、対象区域に立地する物流関連企業を対象に、貨物輸送の効率化や低コスト化、税制上の優遇措置等を講じることで、物流関連企業の立地や集積を促進し、県内各地域に物流拠点を創出する。
- ・物流拠点を創出するための戦略は以下のとおりである。

- 1 企業のニーズを踏まえ、交通アクセスの良好な新東名高速道路など高規格幹線道路のIC周辺地域に企業用地を確保（土地利用規制がネックの場合は、当該特区の特例等に対応）
- 2 当該物流拠点と他の物流拠点、駿河湾3港、富士山静岡空港、浜松内陸コンテナ基地の間の指定路線における特殊車両通行許可の不要や高速道路料金割引制度の拡充、新規立地促進税制等のインセンティブにより、物流関連企業の立地を促進する。  
ただし、インセンティブは有事に当該施設を物資供給拠点等として使用するための防災協定を立地市町と締結することを条件とする。
- 3 併せて、同一港内における45ftコンテナの輸送や同一港内で公道を通行する際のナンバープレートの簡素化、保税蔵置場の利便性向上等に関する措置を講じることで、県内物流関連施設の機能強化による競争力の向上を図り、物流関連企業の立地促進に繋げる。

これらにより、県内各地域に物流関連企業の立地や集積を促進し、平時の広域物流機能と有事の物資供給機能を備えた物流拠点を創出する。

#### イ) 想定している事業主体

物流産業関連事業者、県、関係市町

#### ウ) 関係者の合意の状況

- ・地域協議会において、県、関係市町、民間団体（静岡県トラック協会、静岡県倉庫協会等）などの関係者が連携・協力し、一体となって本事業を推進することで合意している。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講じる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

事業名・実施主体	措置年度	H24年度予算額
<b>&lt;&lt;防災・減災機能の充実・強化&gt;&gt;</b>		
大規模地震対策等総合支援事業費【静岡県】	H7～	2,700百万円
新エネルギー導入促進事業費助成【静岡県】	H23～	1,270百万円
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費【静岡県】	H13～	779百万円
津波避難施設「命山」及び避難タワー等整備事業【袋井市】	H24～	346百万円
磐田市津波避難施設整備事業費補助【磐田市】	H24～	20百万円
<b>&lt;&lt;地域資源を活用した新しい産業の創出・集積&gt;&gt;</b>		
新規産業立地事業費助成【静岡県】	H7～	1,600百万円
地域産業立地事業費助成【静岡県】	H8～	600百万円
新東名高速道路活用産業集積構想策定事業費【静岡県】	H24～	5百万円
農ビジネス拡大総合支援事業費	H23～	8.7百万円
工業用地造成事業費【静岡県】	S58～	300百万円
工業用地開発可能性調査事業費助成【静岡県】	H20～	75百万円
工業用地開発可能性調査事業費【静岡県】	H24～	15百万円
ふじのくに「食の都」づくり推進事業費【静岡県】	H22～	49百万円
6次産業化推進事業費【静岡県】	H22～	20百万円
新東名活用農芸品等販路拡大事業費【静岡県】	H24～	3.2百万円
ファルマバレー関連事業所等家賃助成事業費補助金【三島市】	H24～	2.5百万円
地域活性化施設基本計画策定事業費【函南町】	H24～	5.7百万円
地域活性化・交流・防災拠点整備調査事業費【函南町】 (平成24年度 先導的官民連携支援事業)	H24～	7.5百万円
企業立地促進奨励金【富士市】	H15～	975百万円
地場産業振興事業【富士市】	S42～	6.5百万円
各種利子補給制度【富士市】	H14～	451百万円
湯船原地区可能性基本調査事業【小山町】	H24～	5百万円
企業立地促進事業費補助金(土地取得、雇用)【藤枝市】	H15～	33百万円
工業用地可能性調査委託料【藤枝市】	H24～	5百万円
藤枝市農商工連携・6次産業化ネットワーク【藤枝市】	H23～	4百万円
藤枝市新製品・新技術等開発事業費補助金【藤枝市】	H13～	3百万円
藤枝市中小企業販売路拡大事業費補助金【藤枝市】	H13～	1.5百万円
農業者支援特別資金借入れに対する利子補給【藤枝市】	H21～	0.1百万円
(中規模)市民ふれあい農園整備事業【藤枝市】	H22～	2百万円

事業名・実施主体	措置年度	H24年度予算額
<b>&lt;&lt;地域資源を活用した新しい産業の創出・集積&gt;&gt;</b>		
袋井市工場立地奨励補助金【袋井市】	H17～	6百万円
袋井フロンティア農園プロジェクト【袋井市】	H23～	1百万円
袋井市民間事業所施設事業費負担金【袋井市】	H23～	40百万円
地域開発可能性調査事業【森町】	H24～	0.6百万円
産業立地促進事業費補助【磐田市】	H17～	1,565.5百万円
産業立地奨励補助金【磐田市】	H17～	51.7百万円
<b>&lt;&lt;新しいライフスタイルの実現の場の創出&gt;&gt;</b>		
ふじのくに観光ブランド創出事業費(新東名関連分)【静岡県】	H24～	11百万円
ふじのくに交流・定住促進事業費【静岡県】	H23～	16百万円
<b>&lt;&lt;暮らしを支える基盤の整備&gt;&gt;</b>		
戦略物流ビジョン推進事業費【静岡県】	H23～	12百万円

#### b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・市街化調整区域内における「大規模流通業務施設」の立地基準（開発審査会付議基準）については、高速自動車道のIC周辺の指定地域への立地の追加（高速自動車国道ICから1km以内を高速自動車国道のICから5km以内の指定地域）や特定流通業務施設の追加を、「技術先端型業種の工場」の立地基準についてはロボット製造業及び自動車・同付属部品製造業の2業種を追加する予定であり、開発許可手続きの迅速化・明確化により物流関連企業の立地促進を支援する。【静岡県】
- ・企業立地補助制度について、流通加工等を行う高度な物流施設を補助対象に追加するとともに、成長分野（食品、医薬品・医療機器、環境関連）の工場、研究所の補助率・限度額の引上げを行い、企業立地の促進を図っている。【静岡県】

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

総合特区をはじめとした「内陸のフロンティア」を拓く取組を推進するため、県並びに関係市町の組織や体制を以下のとおり強化している。

- ・県庁内に知事、副知事、関係部局長を構成員とする『「内陸のフロンティア」を拓く推進会議』を設置（平成23年12月設置／15名）【静岡県】
- ・県と県内全市町の企画担当部長相当職を構成員とする「内陸のフロンティアを拓く県と市町の企画政策会議」を設置し、県と市町が連携・協力して取組を推進する体制を構築（平成24年4月設置／38名）【静岡県】
- ・県企画広報部に「部理事（内陸フロンティア担当）」を配置（平成24年9月／1名）【静岡県】
- ・市町や民間企業からの土地利用調整等に係る相談のワンストップ窓口「チームフロンティア」を県内4箇所の県地域政策局内に設置（平成24年6月設置）【静岡県】



- ・県庁内の関係部長等が構成員の「産業集積推進本部」の下、「リスク分散検討部会」を設置し、企業のリスク分散・移転の動きに対応（平成24年5月設置／7名）【静岡県】
- ・「富士山を望む休憩施設設置に向けた勉強会」（平成24年1月設置）【静岡県、富士市、民間事業者】
- ・「三島市戦略まちづくり推進本部会議」を設置（平成24年4月設置）【三島市】
- ・「持続可能な経済対策本部会議」を設置（平成24年4月設置）【三島市】
- ・「農業文化振興会議」を設置（平成24年3月設置／27名）【函南町】
- ・「新東名長泉沼津IC周辺土地利用調整会議」を設置（平成24年4月設置／9名）【長泉町】
- ・「小山町経営戦略会議」を設置（平成24年6月設置／16名）【小山町】
- ・「藤枝市企業立地推進本部会」を設置（平成19年4月設置／28名）【藤枝市】
- ・新東名IC周辺土地利用に関するワーキンググループを設置（平成24年4月設置／11名）【藤枝市】
- ・藤枝市とJA大井川・藤枝商工会議所・岡部町商工会を事務局とした農林・商工業者等による「藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク」を設立（平成23年8月設立／会員数51名）【藤枝市】
- ・「企業誘致推進チーム」を設置（平成22年7月設置／17名）【袋井市】
- ・「6次産業化研究会」を設置（平成24年3月設置／7名）【袋井市】
- ・「防災係」を「防災計画係・防災対策係」の2係体制とし、元自衛隊1等陸佐を防災監に採用（平成24年4月設置、12名（うちアドバイザー1名））【袋井市】
- ・新東名高速道路を活用した地域づくりに関する勉強会を開催（平成24年7月／産業課・建設課・企画財政課）【森町】
- ・「防災課」を設置（平成24年1月設置／5名）【吉田町】
- ・「理事」（地震、津波の防災対策事業を統括）を配置（平成24年1月）【吉田町】
- ・「いわた内陸フロンティア検討会」を設置（平成23年3月設置／9名）【磐田市】

#### d) その他の地域の責任ある関与として講じる措置

- ・津波被害から地域を守るため、民間企業（一条工務店グループ）から県に対し、総額300億円の寄付の申出があり、県と浜松市が連携して浜松市沿岸域に全長約17.5kmに及ぶ防潮堤を整備することで基本合意を締結した。（平成24年6月）【静岡県】
- ・富士山麓に広がる農山漁村の景観や環境・文化を守る地域づくりの活動を推進するため、県内全市町や賛同企業などの多様な主体の連合体「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」を結成した。（平成23年～）【静岡県】
- ・新東名高速道路開通を活かした都市農村交流活動の促進を図るよう、「原・新丹谷グリーンニューディール検討会」を結成した（平成24年「庵原オレンジフロンティア推進協議会」に改組）。（平成22年～）【静岡市】
- ・農商工連携及び6次産業化を推進するネットワーク形成等に支援している。また、静岡大学農学部との情報交換会を開催している。（平成23年度～）【藤枝市】
- ・企業立地補助制度について、成長分野（食品、医薬品・医療機器、環境関連）の工場、研究所の補助率・限度額の引き上げを行い、企業立地の促進を図っている。（平成24年4月～）【藤枝市】
- ・広大な農地や多彩な農産物など、魅力的で豊富な「農」の資源を活用する、農を活かしたまちづくりを推進している。（平成22年～）【袋井市】

- ・市民の参加により、耕作放棄地の再生と農の価値を体感してもらうため袋井フロンティア農園プロジェクトを実施している。(平成 23 年～)【袋井市】
- ・津波対策として人工的な高台の整備による避難施設「命山」の設置や避難タワー等を整備している。(平成 24 年～)【袋井市】
- ・町の独自想定に基づく 1,000 年に一度の大地震による津波のハザードマップを策定(平成 23 年 11 月)するなど、防災体制の強化等を図っている。【吉田町】

## イ) 目標に対する評価の実施体制

- ・本申請における評価指標及び数値目標は、本県が推進する「内陸のフロンティアを拓く取組」の全体構想で設定する評価指標及び数値目標のうち、本総合特区において実施する事業が地域の活性化や持続的発展に与える効果や進捗状況を適切に評価できるものを抽出し、設定したものである。
- ・なお、これら評価指標は静岡県総合計画に位置付けられた指標でもあるため、評価については県総合計画に関する評価を活用し、毎年度、確実に実施する。

### a) 目標の評価の計画

- ・全ての数値目標について、県総合計画の評価を活用し、毎年度評価を実施する。
- ・県総合計画の評価は、基本計画に定めた 161 の数値目標等について、①自己評価(施策の担い手による評価)、②評価部会(外部有識者による評価)、③総合計画審議会(総合計画に関する学識経験者による評価)、④パブリックコメント(県民による評価)の順に進め、評価結果を公表するという手続により、毎年度、実施している。
- ・本総合特区の目標に対する評価は、この県総合計画の数値目標に対する評価を基に、総合特区の事業の進捗状況等を加味した評価を実施する。

### b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

- ・県総合計画の評価に総合特区の事業の進捗状況等を加味して実施した評価について、地域協議会で協議し、評価結果を総合特区の目標に対する評価としてホームページ等で公表するとともに、年次計画の見直しや取組の推進に生かしていく。

### c) 評価における地域住民の意見の反映方法

- ・数値目標の評価は、県総合計画の評価を活用することとしており、その中でパブリックコメントを実施するため、そこでいただいた地域住民の意見を総合特区の評価において適切に反映していく。
- ・また、取組内容、進捗状況をホームページや県・市町の広報誌等で随時公表するとともに、県・市町主催の各種会議等の場で情報発信、普及啓発を図るなど、地域住民の意見を聴く機会を設け、年次計画の見直しや取組の推進に生かしていく。

### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

#### ア) 事業全体のスケジュール

- ・「内陸のフロンティアを拓く取組」は、県と市町が連携・協力して県内全域で施策を展開し、中部横断自動車道等の南北高規格幹線道路や中央新幹線が開通する平成 39 年（2027 年）頃までの中長期に亘る期間を念頭に置いた取組である。
- ・このうち、本総合特区は目標実現に向けた先導的な地域づくりモデルを創出する取組を短期的（5 年間）に集中して実施するものである。
- ・沿岸域から移転する企業や住民の受け皿確保は喫緊の課題であるため、関係者等との調整を早急に進めるとともに、事業実施に必要な規制の特例措置等について国との協議を進め、実施可能となった事業を平成 25 年度から順次実施していく。
- ・その他事業についても、実施主体が定める個別の事業実施スケジュールに基づき計画的に進めるとともに、前倒し可能なものは積極的に前倒しで実施し、事業効果の早期発現により、「内陸のフロンティアを拓く取組」の先導的な地域づくりモデルを創出する。

事業名	H25 年度 2013 年度	H26 年度 2014 年度	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度
<b>&lt;&lt;内陸部のイノベーションモデルの創出&gt;&gt;</b>					
(1) 農業と観光の新結合など地域産業の振興に資する拠点エリアの形成（三島市、函南町、長泉町）	農業・観光関連施設集積事業				
	三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業				
	三島玉沢 I C 周辺医療・健康関連産業等集積事業				
	高規格幹線道路を生かした安全・安心のまちづくり促進事業				
	ゆとりある田園居住区整備促進事業				
	「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用 6 次産業化推進事業				
	新東名長泉沼津 I C 周辺物流関連産業集積事業				
(2) 新富士 I C 周辺における物流産業の集積と観光拠点の創出（富士市）	新東名新富士 I C 周辺物流拠点創出事業				
	富士山を眺望する観光拠点整備事業				
(3) 富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成（小山町）	小山 P A ・ S I C を活用した地域産業集積事業				
	木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業				
(4) 「食と農」の都市農村交流エリアの形成（静岡市）	次世代市民農園開設事業				
	再生可能エネルギー利活用促進事業				
(5) 「食と農」関連産業のアンテナエリアの形成（藤枝市）	食と農のアンテナエリア形成事業				
	生産型市民農園開設事業				
	高度な情報システムを駆使した物流産業の立地促進事業				
(6) 「食と農」ビジネスの振興によるセントラルキッチンの形成（袋井市）	三大都市圏域「食と農」産業集積促進事業				

事業名	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
(7) 創造的田園居住エリアの形成 (森町)	遠州森町PA周辺有効活用推進事業				
	森掛川IC周辺次世代産業集積事業				
	内陸部への移転企業の受け皿確保事業				
<b>&lt;&lt;都市部のリノベーションモデルの創出&gt;&gt;</b>					
(1) 津波防災まちづくりによる沿岸域 の災害に強い地域づくり (吉田町)	物資供給拠点確保事業				
	企業活動維持支援事業				
(2) 沿岸域における企業移転・農地再 生モデルの構築 (袋井市)	事業所撤退跡地の優良畑地化促進事業				
(3) 沿岸域における企業移転による新 産業創出モデルの構築 (磐田市)	事業所撤退跡地の再生利用事業				
<b>&lt;&lt;多層的な地域連携軸の形成モデルの創出&gt;&gt;</b>					
(1) 広域物流拠点の創出による物流ネ ットワークの充実	物流拠点創出事業				

## イ) 地域協議会の活動状況

平成24年7月17日に「内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会」を設立

### ○設立目的

「内陸のフロンティアを拓く取組」を推進するための総合特区の運営・調整を行うことを目的とし、内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会を設置する。

### ○構成員 (24名)

会 長	静岡県副知事 森山誠二
民間団体等	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事 社団法人静岡県観光協会 事務局長 静岡県農業協同組合 専務理事 社団法人静岡県トラック協会 専務理事 静岡県倉庫協会 副会長・業務委員長 清水農業協同組合 代表理事専務 中日本高速道路株式会社 東京支社総務企画部長 ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合 会長
金融機関	株式会社静岡銀行 法人部長 スルガ銀行株式会社 カスタマーサポート本部法人推進部長 株式会社清水銀行 支店営業部長 株式会社日本政策投資銀行 東海支店長
地方公共団体	三島市 副市長、富士市 副市長、磐田市 副市長、藤枝市 副市長、 袋井市 副市長、函南町 副町長、長泉町 副町長、小山町 副町長、 吉田町 副町長、森町 副町長、静岡県 県理事 (政策企画担当)、 静岡県 部理事 (内陸フロンティア担当)

○事務局

静岡県企画広報部地域政策課

○活動実績

年月日	活動実績
平成 24 年 7 月 17 日 (火)	<p>第 1 回内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会を開催</p> <p><b>【当初構成員】</b></p> <p>一般社団法人静岡県経営者協会、社団法人静岡県観光協会、静岡県農業協同組合、中日本高速道路株式会社東京支社、株式会社静岡銀行、スルガ銀行株式会社、株式会社清水銀行、三島市、富士市、磐田市、藤枝市、袋井市、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町、静岡県</p> <p><b>【協議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の方向性について</li> <li>・各市町の提案概要について</li> <li>・指定申請に向けたスケジュールについて</li> </ul>
平成 24 年 8 月 9 日 (木)	<p>第 1 回ワーキンググループ会議を開催</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特区指定申請に向けてのスケジュールについて</li> <li>・総合特区 提案の構成について</li> <li>・規制の特例措置等の検討について</li> </ul>
平成 24 年 8 月 13 日 (木)	<p>第 1 回物流ワーキンググループ会議を開催</p> <p><b>【参加団体】</b></p> <p>社団法人静岡県トラック協会、静岡県倉庫協会、県庁物流関連部局</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特区指定申請に向けてのスケジュールについて</li> <li>・総合特区 提案の構成について</li> <li>・規制の特例措置等の検討について</li> </ul>
平成 24 年 8 月 24 日 (金)	<p>第 2 回ワーキンググループ会議を開催</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・規制の特例措置等の取りまとめについて</li> <li>・総合特区の実施事業について</li> <li>・総合特区 指定申請（案）の概要について</li> </ul>
平成 24 年 8 月 31 日 (金)	<p>第 2 回内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会を開催</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の特例措置等の提案について</li> <li>・総合特区の実施事業について</li> <li>・総合特区 指定申請（案）の概要について</li> </ul>

**別添 4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面**

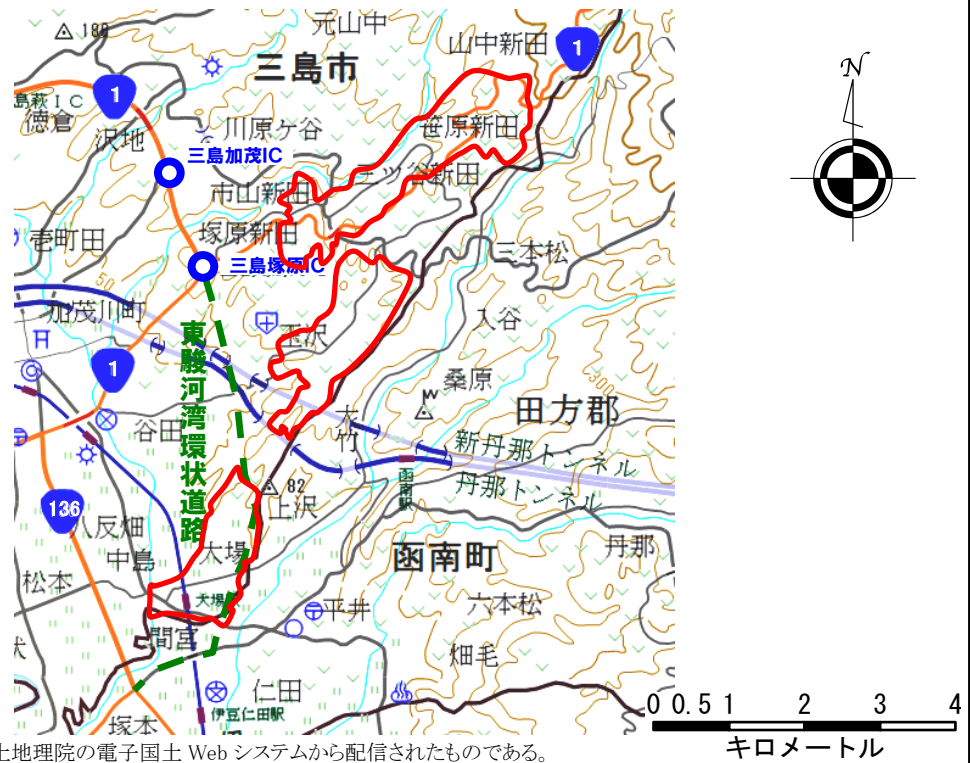


**“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)**

# 別添5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

区域番号 1 三島市の区域のうち笹原新田、三ツ谷新田、市山新田、玉沢、大場

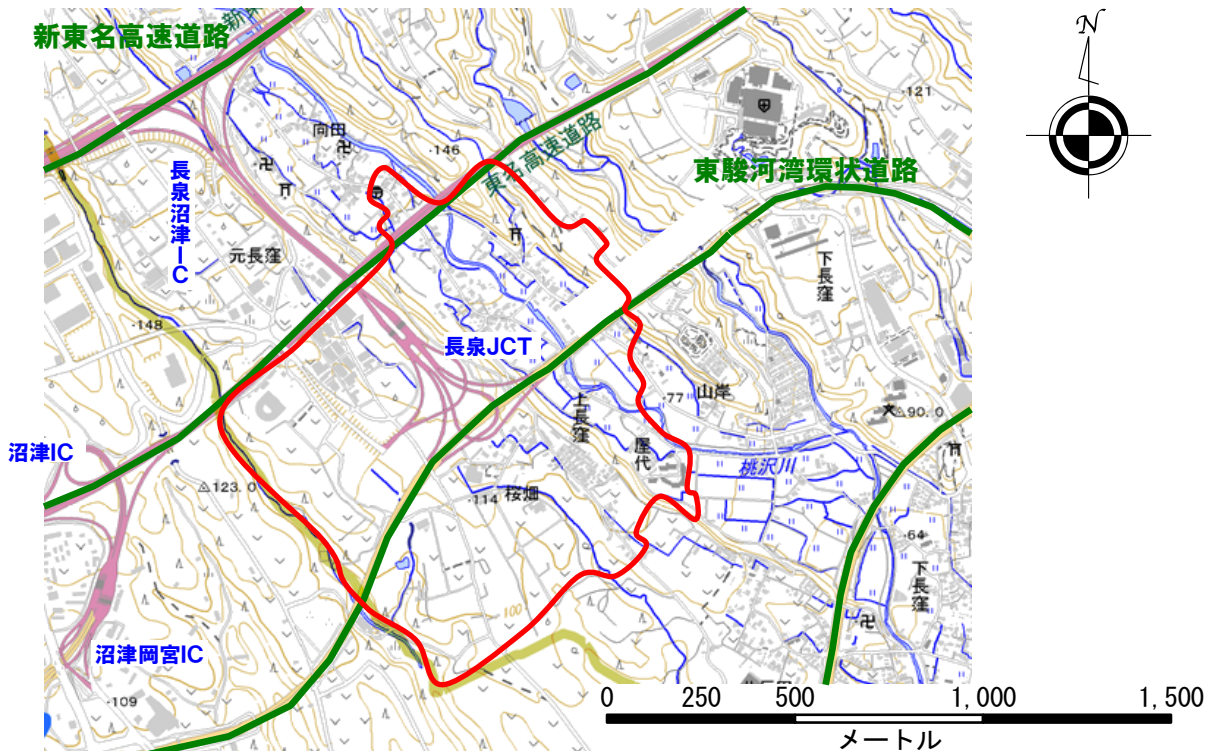


区域番号 1 田方郡函南町の区域のうち塚本



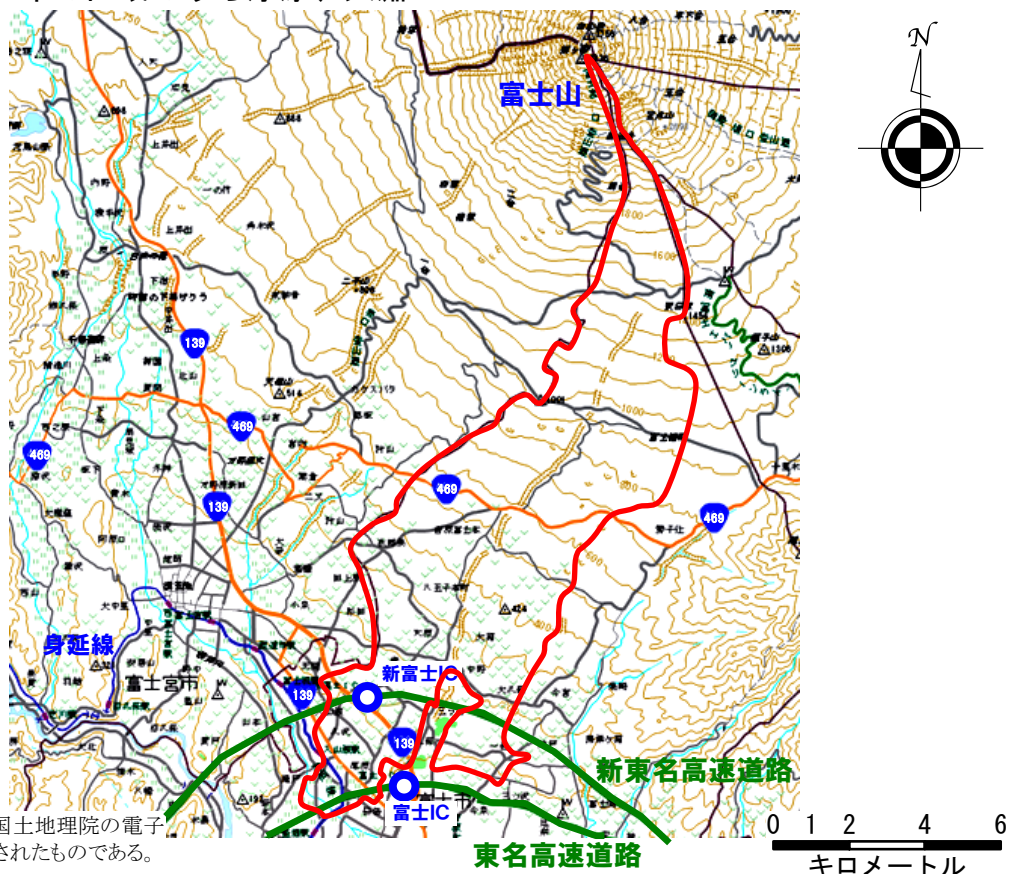
“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)

区域番号 1 駿東郡長泉町の区域のうち上長窪



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

区域番号 2 富士市の区域のうち厚原、大淵



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

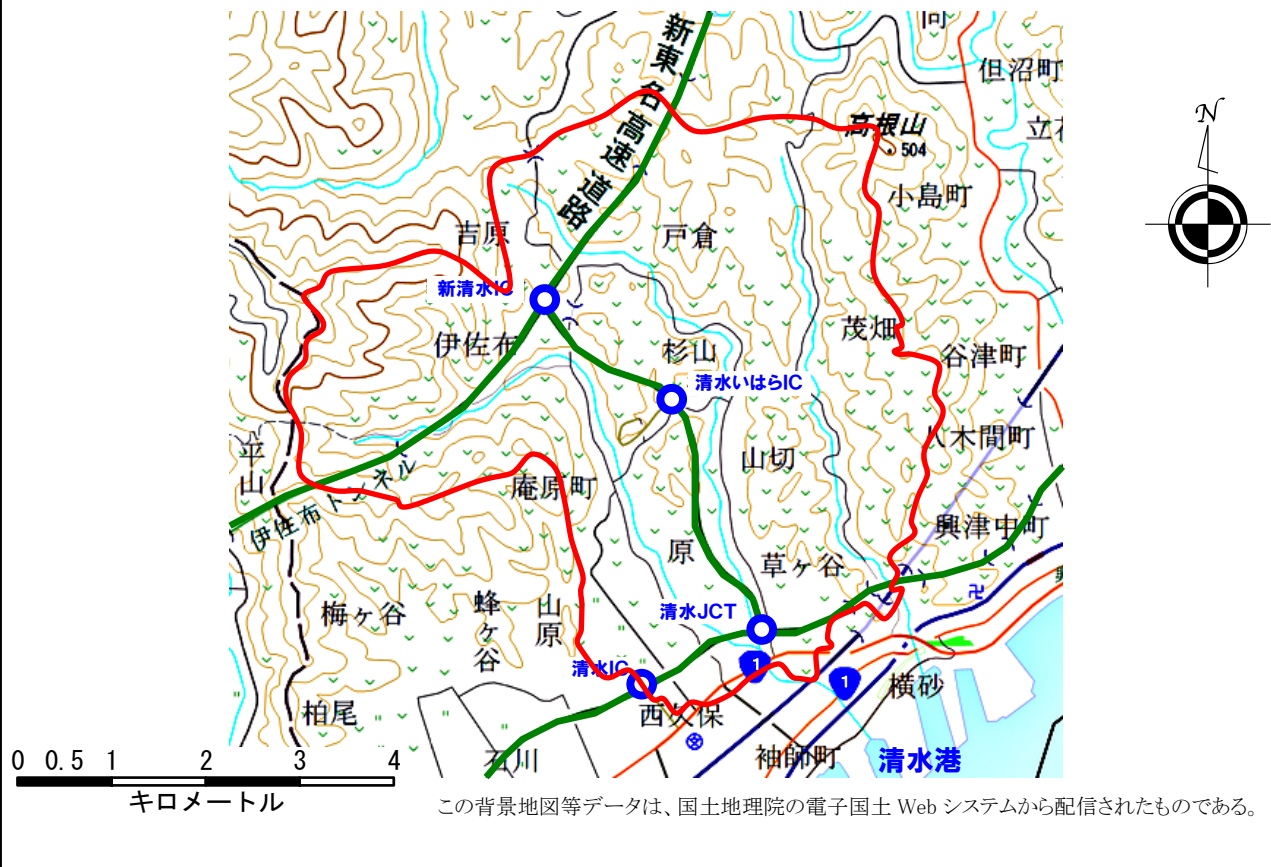
“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)



区域番号3 駿東郡小山町の区域のうち棚頭、大御神、湯船、上野

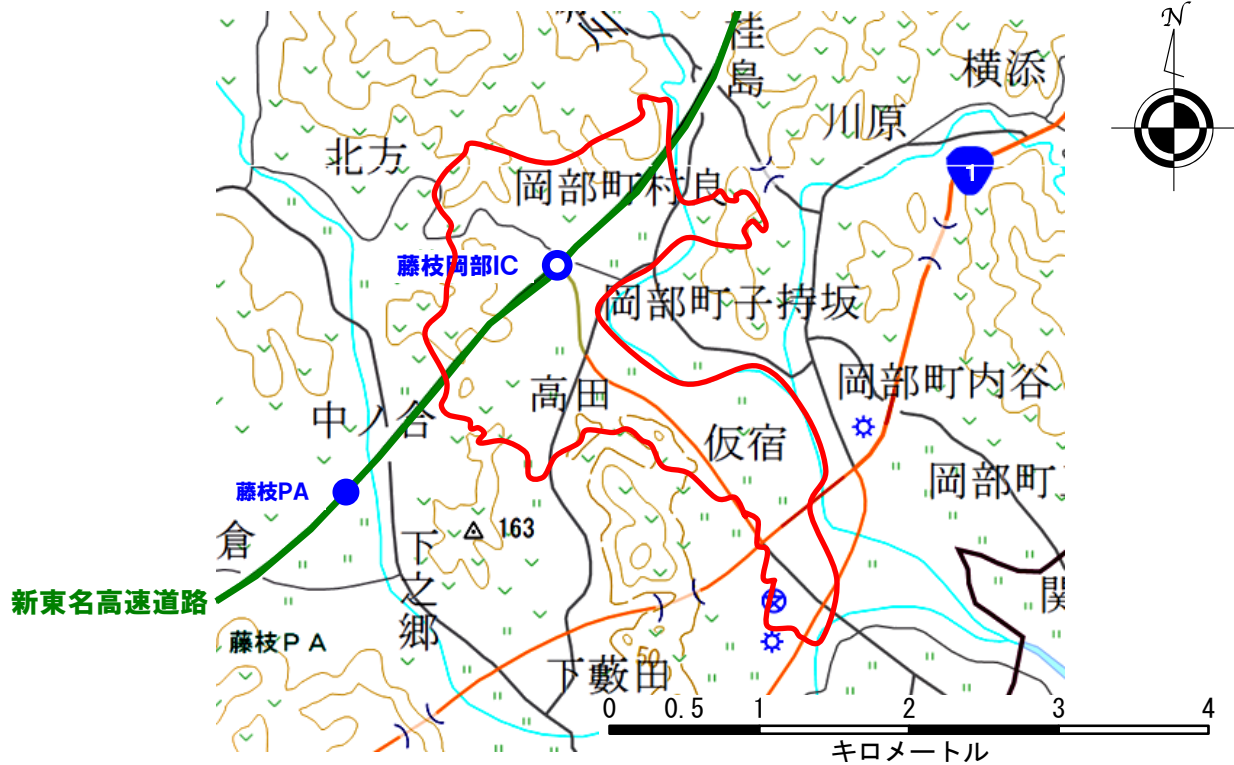


区域番号4 静岡市清水区の区域のうち吉原、伊佐布、杉山、山切、草ヶ谷、庵原町、原、尾羽、広瀬、茂畑

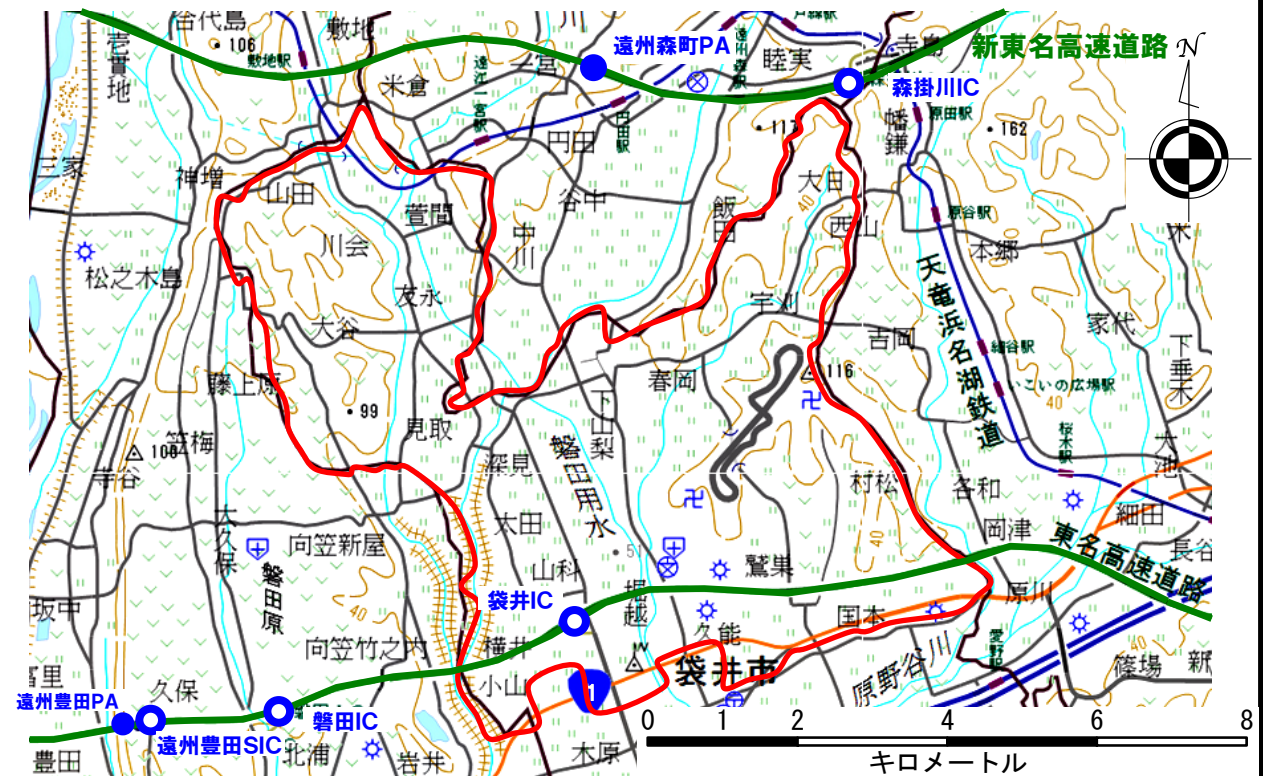


“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)

区域番号5 藤枝市の区域のうち仮宿、高田、岡部町入野、岡部町村良

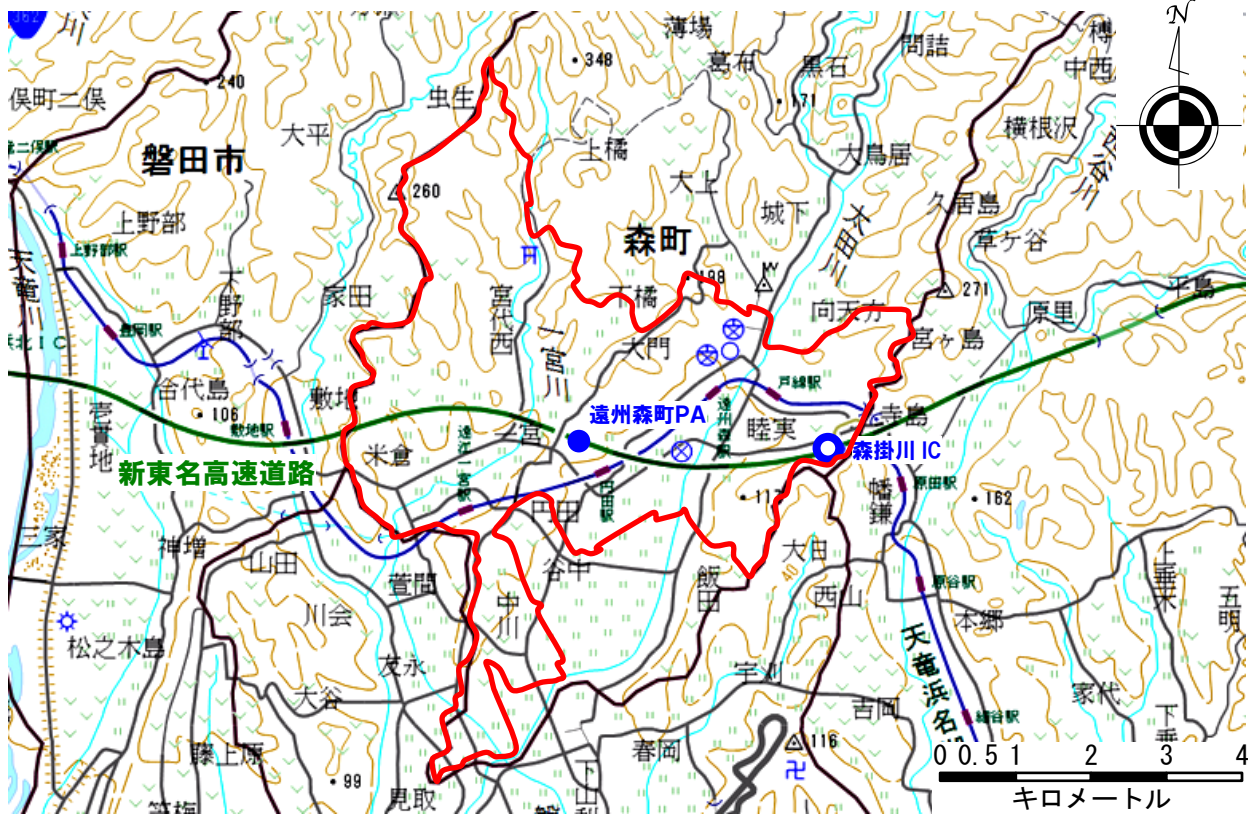


区域番号6 袋井市の区域のうち宇刈、太田、大谷、沖山梨、小山、上山梨、萱間、川会、国本、久能、下山梨、月見町、徳光、友永、延久、春岡、深見、堀越、見取、村松、山科、山田、横井、鷺巣



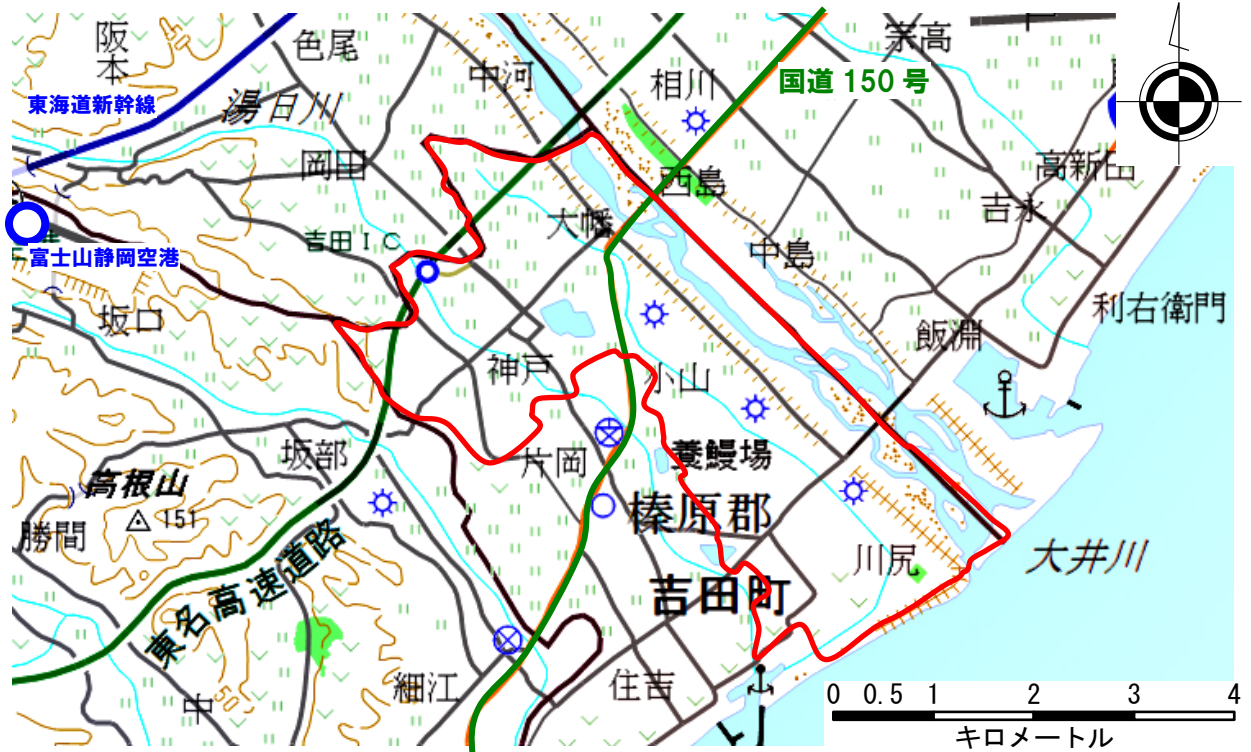
“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
 (内陸のフロンティアを拓く取組)

区域番号7 周智郡森町の区域のうち一宮、円田、草ヶ谷、睦実、中川、森



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

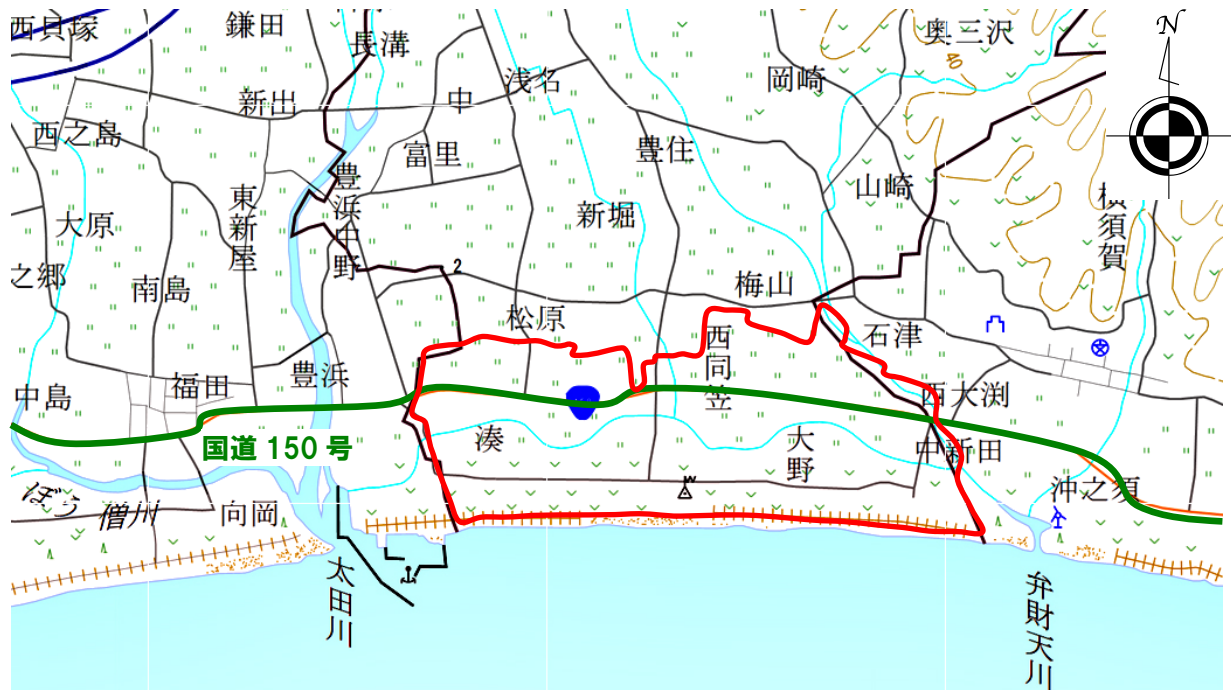
区域番号8 榛原郡吉田町の区域のうち神戸、大幡、川尻



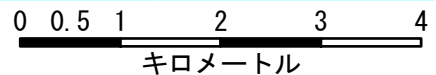
この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)

区域番号9 袋井市の区域のうち大野、太郎助、中新田、西同笠、東同笠、湊



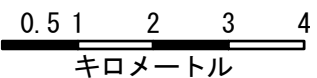
この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。



区域番号10 磐田市の区域のうち掛塚、駒場、白羽、豊岡、岡、西平松、中平松、南平松、東平松、飛平松、海老島、竜洋稗原、須恵新田、小中瀬、大中瀬、浜新田、請負新田、鮫島、南田伊兵衛新田、塩新田、福田中島、福田、豊浜、豊浜中野



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。



“ふじのくに” 防災減災・地域成長モデル総合特区  
(内陸のフロンティアを拓く取組)

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

政 地 第 9 5 号

平成24年 9 月28日

内閣総理大臣 様

静岡県知事 川勝 平太

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書のとおり提案します。

## 規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名  
静岡県

2 提案内容  
別表のとおり







別添6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：静岡県

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管 関係官庁	優先 提案	区分（※1）			別添11 事業番号 （※2）	警察庁	金融庁	消費者庁	総務省	法務省	外務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	公正取引委員会	内閣府・内閣官房					
					政策課題	解決策				規制 制度	税制	金融																					
	市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和	市民農園整備促進法では、市町が市街化調整区域に市民農園区域を指定する場合、県が策定した「市民農園の整備に関する基本方針」に基づき、あらかじめ県と協議を行った後、市民農園区域を指定することとなり、市町の意向だけでは区域指定ができない。県との協議については法指で定められているため、円滑な事業実施の支障となっている。	市町が市街化調整区域に市民農園区域を指定する場合、市民農園整備促進法第4条第2項の規定によりあらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。とされているが、当該総合特区に関しては、総合特区計画にその市民農園区域を盛り込むことで県との事前協議を不要とすることの国の承認を得る。	市町が市街化調整区域に市民農園区域を指定する際の県との事前協議を不要とすることで、円滑な区域指定による事業の推進を図り、生産型市民農園の運営による地域農業の新しい方向性の確立と、就農体験を通じた新規農業経営体の確保を図る。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成 多彩な農産品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出	・市民農園整備促進法第4条第2項	農林水産省																									
	貨物自動車の乗車又は積載の方法の特例措置	現行では、貨物自動車の運転手は、荷台に人員を乗車させる場合、毎回、出発地の警察署長の許可が必要となる。	当該総合特区で実施する事業により設置する市民農園の利用者を農作業の一環としてトラックや農作業車の荷台に乗車させる場合、道路交通法第56条により、毎回、出発地警察署長の許可が必要となるが、当該総合特区で開設する市民農園区域内でのトラックや農作業車の荷台への市民農園利用者の乗車については、運行について安全が確保できる条件（人数、走行速度、区間等）を設定し、その条件下でのみ実施することを明確にした年間計画等を年度当初に出発地の警察署長に提示し、許可を得ることでの毎回の許可を不要とする特例措置を講じることとする。	特定の用途と区間において行う乗車に関する許可手続を年度計画に基づき行うことを可能とすることで、事業実施主体となる農業者の負担軽減を図るとし、当該総合特区で開設した市民農園で体験可能なイベントを確立することで、都市部と農村部の交流促進に繋げる。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 多彩な農産品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出 地域の魅力を生かした交流の促進	・道路交通法 第55条、第56条	警察庁																									
	公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置	現行では、公衆便所を設置する場合、建築基準法に基づく「浄化槽の構造基準・同解説（日本建築センター）」により、処理対象人員の算定は、脱糞機、脱脂機に準ずることとされており、これによりがたい場合は、実績資料によるものとされている。しかし、農作業準備施設としての設置例は限られていることから、実績資料等が少なく、概算資料が整わない場合の環境決定は困難が予想される。このため、地区独自の判断により、下流に影響を与えない範囲で、処理対象人員算定計算をすることで、建設費及び維持管理費を軽減する。	総合特区のエリア内に設置する市民農園のトイレにおいては、農作業準備施設として公共事業により建設されるため、その決定に係る設計基準等の適用にあたっては、明確な説明が必要となる。この場合、建築基準法に基づく「浄化槽の構造基準・同解説（日本建築センター）」の利用が適切であると考えられるが、現行基準では、公衆便所の処理対象人員の算定は、脱糞機、脱脂機に準ずることとされており、これによりがたい場合は、実績資料によるものとされている。しかし、農作業準備施設としての設置例は限られていることから、実績資料等が少なく、概算資料が整わない場合の環境決定は困難が予想される。このため、地区独自の判断により、下流に影響を与えない範囲で、処理対象人員算定計算をすることで、建設費及び維持管理費を軽減する。	図書館補助事業で設置する公衆便所の施設設計にあたり、概算算定が困難な場合、施設が過大になることを避けるため、下流に影響を与えない範囲で、地域独自の判断による施設規模とすることで、建設費及び維持管理費を軽減する。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 多彩な農産品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出 地域の魅力を生かした交流の促進	建築基準法第31条（浄化槽の構造基準・同解説）	国土交通省																									
	農地の法面又は畦畔に設置する太陽光発電施設の転用許可の特例措置	農地に隣接する法面及び農地に挟まれた法面等は農地法上の農地となるため、農地以外の有効な利用方法はない。このため、農地に隣接する法面（農地）等へ太陽光発電施設を設置することは、農地法の規定により農振農用地区域においては農地転用は不許可である。	総合特区エリア内の地目上農地となっている法面等の急傾斜地は、耕作に不適な土地となっている。ここに太陽光発電施設を設置する場合は、農地法第4、5条の規定により、転用は不許可であるが、JA等の農業関係者が、その運営に担当する施設で、か「農業生産に支障を与えない」と判断した場合に限り、農地転用を認めるとして、再生可能エネルギーの普及を加速させる。	農地転用許可を可能にすることで、民間企業等の多様な主体による太陽光発電施設の参入を容易にする。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築 多彩な農産品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出	・農地法 第4、5条	農林水産省																									
	土地区画整理事業の事業計画の変更に係る手続の緩和	公共施行の土地区画整理事業の事業計画は、事業を実施する市町において上位計画との整合を図った上で、長期に亘る関係機関との調整や各種委員会での審議を行っており、その必要性や内容の妥当性について審査されているが、計画変更時には県の認可を受けなければならないことが規定され、円滑な事業実施に支障となっている。	土地区画整理事業の事業計画の変更については、土地区画整理法第55条第12項の規定により、「市町村においては、都道府県知事の認可を受けなければならない」とされているが、実際には事業を実施する市町村において、上位計画との整合を図った上で、長期に亘る関係機関との調整や庁内各種委員会での審議を行っており、その必要性や内容の妥当性については十分な審査がされている。このため、当該総合特区に關する公共施行による土地区画整理事業については、県の再度の審査による認可を不要とすることで、手続の簡素化と基礎自治体の主体的に計画的な土地利用計画に基づく整備を可能とする。	公共施行の土地区画整理事業の事業計画の変更において、県の再度の審査による認可を不要とすることで、手続の簡素化と基礎自治体の主体的に計画的な土地利用計画に基づく整備を可能とする。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成 高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出	・土地区画整理法 第55条第12項	国土交通省																									

別添6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：静岡県

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管 関係官庁	優先 提案	区分（※1）				別添11 事業号 （※2）	審 判 庁	金 融 庁	消 費 者 庁	総 務 省	法 務 省	外 務 省	財 務 省	厚 生 労 働 省	農 林 水 産 省	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	環 境 省	内 閣 府・内閣官 房			
					政策課題	解決策				規制 制度	税 制	財 政	金 融																	
	区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例	車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的制限値（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）、または個別的限制値（道路法第47条第4項、車両制限令第5条～11条）を超える車両は「特殊車両」として、道路の通行に当たり特殊車両通行許可が必要になるが（道路法第47条第2項）、通行許可手続きについてコストや時間等がかかり、物流関連産業におけるコスト削減や業務の円滑化の妨げとなっている。	当該総合特区の物流関連産業活性化の目的は、県内に有事と平時の機能を兼ね備えた物流拠点を創出することであるため、当該総合特区で物流拠点の創出を目的とする区域（指定申請書、F1 指定申請に係る区域の範囲）の区域番号1、2、3、5、6、7、8）に新規立地する企業及び既に立地している企業のうち、立地市町と有事における避難地や物資供給拠点としての活用を強力促進の観点等により選択した企業が利用する通行経路について、優先して路線中区間を指定して特殊車両の通行許可制度の許可を不要とする特例措置を講じる。具体的には、荷主と荷受先の間及び利用する県内物流拠点施設（清水港、御前崎港、田子の浦港、富士山静岡空港、浜内陸コンテナ基地）の間を結ぶ道路のうち、道路管理者が道路の構造の安全及び交通の危険防止上、当該車両が通行しても支障がないと認めて指定した道路については、特殊車両通行許可を不要とする規制の緩和措置を講じる。	特殊車両通行許可を不要とすることで、許可手続きの簡素化によるコストや時間の縮減が可能となるが、この特例措置を物流拠点の創出を目指す区域に立地する物流関連企業が利用する通行経路について優先して講じることで、当該区域への進出に対するインセンティブとして働き、目的とする当該区域への物流関連企業の立地・集積による物流拠点の創出が図られる。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積 暮らしを支える基盤の整備	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出 陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実	国土交通省	○	○																					
	指定区間で45tコンテナ輸送が可能な道路運送車両法に関する規制の緩和	同一港内の埠頭間でコンテナを移動する際、主に公道（臨港道路）を通行することとなるが、道路運送車両法第2条に基づき車両の幅、長さ、重量についての規制が適用されるため、海外では一般的な45t（長さ約13.5m）コンテナの輸送ができず、他の港間に荷役が送けるなどの支障が出ているため、当該総合特区において、基準車種として準拠している45tコンテナの輸送が可能となるよう道路運送車両法における自動車等の長さ、総重量の規制の緩和措置を講ずる。	当該総合特区で指定した区間の道路において、本邦の国際物流拠点である港湾の利便性が高まり、コンテナ輸送の効率化により新たな貨物の創出が図られる。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積 暮らしを支える基盤の整備	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出 陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実	国土交通省																								
	同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出入完成自動車やコンテナシャシ等の移動に関する規制の緩和	同一港内で埠頭間を輸出入完成自動車やコンテナシャシを移動させる際、公道（臨港道路）を通行するため、ナンバープレートを取り付けることが必要であり、ナンバープレート取得・取付のためのコストや時間が掛かっている。	輸出用完成自動車やコンテナシャシ等が臨港道路を通行して移動する場合は、通常のナンバーの取得・取付が不要となり、専用ナンバーで代替できることとなることで、物流拠点である港湾の利便性が高まり、輸送の効率化による物流拠点施設の競争力が強化される。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積 暮らしを支える基盤の整備	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出 陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実	国土交通省			○																					
	保税蔵置場における蔵置申請期間の延長と許可不要で実施できる作業内容の拡充	保税蔵置場は、外国貨物（関税、消費税は未払いのままで）の状態で蔵置ができる民間の施設である。その蔵置期間は2年とされているが、基本的に1ヶ月で、期間の延長する場合は税関長に申請し、やむを得ない理由で延長が必要であると認められなければならない。また、保税蔵置場内で実施が認められている作業は、点検・改修・仕分け・その他の手入れ等に限定されており、展示・簡単な加工等については税関長の許可が必要となるなど、適用上の制約が多い施設であり、使い勝手が悪い。	当該総合特区に關して指定した保税蔵置場について、蔵置期間の延長申請手続の撤廃や保税蔵置場内で行える作業内容の拡大により、保税蔵置場の利便性が向上し、外国貨物（部品、原材料等）を保税蔵置場の専ら集積場で加工・製造し、海外へ再び輸出する新たな事業の創出などに、物流拠点の競争力が強化される。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積 暮らしを支える基盤の整備	有事における避難地や物資供給などの活動拠点となる機能の確保 高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出 陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実	財務省			○																					
	木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除根に関する規制の緩和	木質バイオマス発電所を建設し、剪定枝や林地残材、製材所で発生した端材やオガ粉、樹皮等を無償や適償で引き取り、木質バイオマス燃料として使用する場合、現状では剪定枝や林地残材は一般廃棄物扱い、製材所で発生した端材やオガ粉、樹皮等は産業廃棄物扱いとなり、収集運搬するために都道府県知事や市町村長の許可が必要で、広域を対象とした自由な収集運搬ができなかった。また、使用する燃料が廃棄物扱いとなった場合、焼却炉は廃棄物処理施設となり、基準を満たすための追加設備や設置許可が必要となり、事業計画に大きな影響を与えるため、木質バイオマス発電の導入促進の障害要因のひとつとなっている。	現在、剪定枝や林地残材、木屑等を木質バイオマス燃料として無償・適償で引き取る場合、有償性が認められない場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の第2項及び平成11年3月10日最高裁第2大法廷決定（同旨）により、廃棄物と判断されるが、当該総合特区で実施する事業に關して設置する木質バイオマス発電所の燃料として使用する剪定枝や林地残材、木屑等については、関係する地方公共団体や事業実施主体が構築する仕組みにより、適正に木質バイオマス燃料としてエネルギー利用されるものに限る。廃棄物として扱わず、自由に収集運搬し、通常の焼却施設で処理できるものとする。	防災・減災機能の充実・強化 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	地域固着の再発可能エネルギーを活用した分散・自立型エネルギーシステムの構築 林地残材の有効活用と持続的な森林管理の実施による林業の再生を促す	環境省			○																					





## 別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、川根本町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	本指定申請に記載する事業のうち、《多層的な地域連携軸の形成モデルの創出》に係る事業「物流拠点創出事業」に関して規制緩和を求める「区間や車両を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例」等の対象範囲が県内全域であり、規制を緩和することで影響を与えられ考えられるため
意見を聴いた日	平成 24 年 9 月 19 日
意見聴取の方法	文書による意見照会（回答期限：平成 24 年 9 月 24 日）
意見の概要	<p>1. 特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例に際しては、特区を指定するエリアの物流関係者等の車両管理（更新含む）を行政側がいかにか確実に把握できるかが課題の一つと考える。管理方法にもよるが、行政、民間双方で事務が煩雑になる可能性がある。（静岡市）</p> <p>2. 45ft コンテナ輸送が可能となる道路運送車両法に関する規制緩和に際して、重量増加については道路構造物の基準を上げることや舗装の早期劣化が想定され、新たな予算確保が必要となる。（静岡市）</p> <p>3. 指定された車両を指定した路線や区間を通行させるためには、道路管理者との協議が一度は必要となる。路線や区間を指定することにより、通行できる車両の最大規格が指定され、その規格内の車両であれば通行可能と判断されるため、緩和措置は有効であるとする。（浜松市）</p> <p>4. 特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例に際しては、本市の市道の場合、幅員が狭小であり、特殊車両が通行する際に交互交通に支障が生じるため、市道については除外して欲しい。（熱海市）</p> <p>5. 指定道路（市道）の指定の際には、市道路管理者と協議をして欲しい。（裾野市）</p> <p>6. 特殊車両の違反車両による事故は、死亡事故等重大事故に結びつきやすく、国土交通省においても車両重量自動計測装置の設置等、指導取締りを強化している。特殊車両通行許可制度の規制緩和は、これらの事故防止の取組に逆行し、事故発生を助長する恐れはないか。（伊豆の国市）</p> <p>※意見照会に対して意見なし：沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、御殿場市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、川根本町</p>

意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 道路指定の協議の際に、通行できる車両の最大規格を定め、その規格内の車両については一律で規制緩和することにより、事務を簡素化する。</li><li>2. 今後、具体的な制度設計を行う中で、特例措置を適用する道路状況等を確認し必要な予算の確保について検討していく。</li><li>3. 意見を踏まえ、車両を限定せず、通行可能な車両の最大規格を定め、その規格内の車両については一律で規制緩和が適用される申請とした。</li><li>4. 規制緩和の条件に「道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上、当該車両が通行しても支障がないと認めて指定した道路」としており、市道、町道は各市町の判断となる。</li><li>5. 特例措置を適用する道路を指定する際は、該当する市町と協議する。</li><li>6. 規制緩和の条件に「道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上、当該車両が通行しても支障がないと認めて指定した道路」としており、安全性が確保されない道路は、当該特例措置は適用しない。</li></ol>
----------	--

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成 24 年 7 月 17 日
地域協議会の構成員	別表のとおり
協議を行った日	平成 24 年 7 月 17 日 第 1 回内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会
協議の方法	協議会を開催（会場：静岡県庁）
協議会の意見の概要	<p>総合特区申請提案の方向性、市町から地域づくりの提案について説明、意見交換を行った。</p> <p>1 農地の転用が各市町であるが、地元が活性化するように企業を誘致して、企業だけが元気になるのではなく地域が元気になるような、地元の意向、意見を聞いた、しっかりした基本計画を立ててもらいたい。</p> <p>2 内陸フロンティアの区域範囲が、高規格幹線道路、新東名をイメージしていると思うが、ここから半径何キロというコンセプトがある中で、今回、協議会に参加している市町としていない市町があるが、この整理が必要である。どのような形で参加しているのか。</p>
意見に対する対応	<p>1 各市町からの提案事業については、県と市町間でヒアリングを実施し、関係者の合意状況等も確認しながら事業の見直しや調整を行った。</p> <p>2 確定した場所で何をするか計画があり、そこでの規制緩和を明確にしなければならぬため、それに該当する市町が参加している。これで固定ということではなく、途中から入ることも可能である旨、周知した。</p>
協議を行った日	平成 24 年 8 月 9 日 第 1 回ワーキンググループ会議
協議の方法	会議を開催（会場：静岡県庁）
協議会の意見の概要	<p>総合特区提案の構成、規制の特例措置等について意見交換を行い、総合特区に関するアンケート調査を依頼した。</p> <p>1 新エネルギーで発電した余剰電力を一定地域内で融通できる制度の創設のところで、電力会社以外にも電気事業者をつくるイメージか。電力会社のバックアップがないと安定した供給にはならない。</p>
意見に対する対応	<p>1 契約関係で 1 対 1 の契約しか許されていない部分の規制の特例措置を求めていくものであるが、発電する施設がどの程度のものか、近隣で使用する電力がどの程度のものか電力会社との関係があるため検討していく。</p>
協議を行った日	平成 24 年 8 月 13 日 物流ワーキンググループ会議
協議の方法	会議を開催（会場：静岡県庁）

協議会の意見の概要	<p>物流に関する総合特区の概要説明及び規制緩和に関するアンケート調査を依頼するとともに、意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 拠点として考えているのは富士市、藤枝市、袋井市とのことであるが、今後、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の開通もあり、その他の市町も含めて考える必要があるのではないかと。物流拠点としての活用を考えている市町からの申請だけで、3市と決めてしまうのはいかがかと。</li> <li>2 特殊車両通行許可に係る許可要件の緩和がされても、実際の道路の通行には重量や高さの制限があるため、ハード面の整備がない限り実効性は薄い、すぐにハード整備が追いつくとは思えない。</li> <li>3 広域防災拠点として設定するにあたっては、県において定めた8箇所の広域物資拠点や国がとりまとめた「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で指定した広域物資拠点を補完する24箇所の民間物資拠点との整合性を図る必要がある。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の物流拠点は、物流企業の進出の可能性のある内陸部のイノベーションモデルの7地区と都市部のリノベーションモデルの1地区の計8地区を物流対象地区とした。</li> <li>2 道路のハード整備については鋭意進めていくが、今回申請の許可要件の緩和については、検討時の道路の状況で安全性が確保できる範囲内で規制緩和を行っていく。</li> <li>3 今回の特区での物資拠点は、当面は市町における物資仕分け所のような位置付けとしている。</li> </ol>
協議を行った日	<p>平成24年8月24日 第2回ワーキンググループ会議</p>
協議の方法	<p>会議を開催（会場：静岡県庁）</p>
協議会の意見の概要	<p>アンケート調査結果に基づく規制の特例措置等の修正案及び指定申請書の概要（案）を示し、意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中山間地には平野部が少ないため必要最小限の開発でも、結局農地が点在してしまう。少ない平地のため、新たな造成という前提がないと今の農地が容易に開発されてしまわないかと危惧している。</li> <li>2 港湾の中で道路がつながっていれば敷地内ということで問題ない。港湾から公道に出なければならないという構造上の問題のため、このこと自体を根本的に考え直して、港湾一つという考えであれば問題ない。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地を狙ってという開発はしない。どうしても農地に手を付けなくなるといことがあれば、地元の方と話をしながら決めていく。</li> <li>2 すぐにはできないと思いますが、港湾計画を担当部局に伝えて検討する。</li> </ol>



協議を行った日	平成 24 年 8 月 31 日 第 2 回内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会
協議の方法	協議会を開催（会場：静岡県庁）
協議会の意見の概要	<p>規制の特例措置等の提案、指定申請（案）の概要について説明及び意見交換を行い、大筋で了解を得た。</p> <p>1 民間企業としての対応でなく、県、国との協議の中で特区構想を使った新たな拠点の開発に協力したいと考えている。災害対策にも焦点をあてて物流総合効率化法を改正する動きがある。そのようなことも連携して考えていく必要がある。</p>
意見に対する対応	<p>1 今後の積極的な対応を依頼するとともに、今後も、指定申請書提出に向け協力して進めていく旨、合意した。</p>

(別 表)

内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会構成員名簿

団体名	役 職	氏 名	摘 要
一般社団法人静岡県経営者協会	専務理事	青木 清高	
社団法人静岡県観光協会	事務局長	永島 和俊	
静岡県農業協同組合中央会	専務理事	杉山 克明	
社団法人静岡県トラック協会	専務理事	曾根 修一	
静岡県倉庫協会	副会長・業務委員長	近藤 晃	
清水農業協同組合	代表理事専務	鈴木 康弘	
中日本高速道路株式会社	東京支社総務企画部長	片岡 慎一	
株式会社静岡銀行	法人部長	金井 隆明	
スルガ銀行株式会社	カスタマーサポート本部 法人推進部長	桐部 都宏	
株式会社清水銀行	支店営業部長	大城 雅美	
株式会社日本政策投資銀行	東海支店長	山本 貴之	
ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合	会長	齋藤 文彦	
三島市	副市長	落合 光一	
富士市	副市長	小林 卓	
磐田市	副市長	鈴木 裕	
藤枝市	副市長	桜井 幹夫	
袋井市	副市長	池野 良一	
函南町	副町長	佐口 則保	
長泉町	副町長	杉山 僖沃	
小山町	副町長	土村 暁文	
吉田町	副町長	須永 宣	
森町	副町長	鈴木 寿一	
静岡県	副知事	森山 誠二	会長
静岡県	県理事(政策企画担当)	伊藤 秀治	
静岡県	部理事(内陸フロンティア担当)	高 秀樹	

## 別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
農業・観光関連施設集積事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>
三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>
三島玉沢インターチェンジ 周辺医療・健康 関連産業等集積事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>

	<p>立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
高規格幹線道路を生かした安全・安心のまちづくり促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
ゆとりある田園居住区整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> <li>・社会資本整備総合交付金（財政上の支援措置）</li> </ul>	○
新東名高速道路長泉沼津IC周辺物流関連産業等集積事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・工場立地にかかる緑地等規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
新東名新富士IC周辺物流拠点創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の事業計画の変更に係る手続の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> <li>・社会資本整備総合交付金（財政上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○
富士山を眺望する観光拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・飛び地となる高速道路SA設置に伴う割引料金設定に対する国の許可の簡素化（規制の特例措置）</li> <li>・飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置（規制の特例措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○

<p>小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> <li>・社会資本整備総合交付金（財政上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和（規制の特例措置）</li> <li>・木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の送電施設整備に関する財政支援（財政上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> <li>・森林整備加速化・林業再生事業費補助金（財政上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>次世代市民農園開設事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・貨物自動車の乗車又は積載の方法の特例措置（規制の特例措置）</li> <li>・公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置（規制の特例措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○
再生可能エネルギー利活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和（規制の特例措置）</li> <li>・農地の法面又は畦畔に設置する太陽光発電施設の転用許可の特例措置（規制の特例措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の送電施設整備に関する財政支援（財政上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○
食と農のアンテナエリア形成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
生産型市民農園開設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> </ul>	○ ○
高度な情報システムを駆使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> </ul>	○

<p>した物流産業の立地促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域における開発許可の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>三大都市圏域「食と農」産業（研究所・工場・物流）集積促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>遠州森町PA周辺有効活用推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対す</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>る商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○
森掛川 I C 周辺次世代産業集積事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
内陸部への移転企業の受け皿確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○
物資供給拠点確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更に関する要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○
企業活動維持 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続のワンストップ処理）（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更及び農地転用の特例（規制の特例措置）</li> <li>・農用地区域の変更に関する要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（規制の特例措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和（税制上の支援措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
事業所撤退跡 地の優良畑地 化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸域の事業所撤退跡地における農地再生に向けた財政支援（財政上の支援措置）</li> </ul>	○
事業所撤退跡 地の再生利用 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和（規制の特例措置）</li> <li>・農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等の企業立地に対する商品開発等に係る研究開発税制の特例（税制上の支援措置）</li> <li>・災害時、新エネルギーで発電した電力の送電施設整備に関する財政支援（財政上の支援措置）</li> <li>・総合特区計画の推進に資する事業（農業と連携する食品産業や環境産業、物流産業等に関する企業が実施する事業）に必要な資金の融資に対する利子補給金（金融上の支援措置）</li> </ul>	○ ○ ○ ○
物流拠点創出 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例（規制の特例措置）</li> <li>・指定区間で45ftコンテナ輸送が可能となる道路運送車両法に関する</li> </ul>	○ ○

	<p>規制の緩和（規制の特例措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出用完成自動車やコンテナシャーシ等の移動に関する規制の緩和（規制の特例措置）</li> <li>・ 保税蔵置場における蔵置申請期間の延長と許可不要で実施できる作業内容の拡充（規制の特例措置）</li> <li>・ 高速道路の既存の割引制度の拡充に対する財政支援（財政上の支援措置）</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
--	---	----------------------------

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

政 地 第 9 5 号

平成24年 9 月28日

内閣総理大臣 様

静岡県知事 川勝 平太

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙のとおり提出します。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	静岡県
総合特別区域の名称	"ふじのくに"防災減災・地域成長モデル総合特区 (内陸のフロンティアを拓く取組)	
国際・地域の別	地域	対象地域
		静岡県全域
計画期間	平成25年度～平成29年度(5年間)	

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充 既存	新規・拡充内容	規制改革 実現必要 性の有無	備考	総事業費 (単位:千 円)	H25		H26		H27		H28		H29		
											うち、国費 (単位:千 円)	事業費 (単位:千 円)	国費 (単位:千 円)	事業費 (単位:千 円)	国費 (単位:千 円)	事業費 (単位:千 円)	国費 (単位:千 円)	事業費 (単位:千 円)	国費 (単位:千 円)	事業費 (単位:千 円)	
1	木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業(電力供給施設整備)	木質バイオマス等の新エネルギーで発電した電力を、災害時において総合特区内の災害・停電時における協力協定を締結している特定施設(避難所や物資供給拠点等)に対して融通するため、災害時専用線の整備を図る。	小山町バイオマス発電株式会社、小山町	経済産業省		新規	新エネルギーで発電した電力を、特定施設に対して融通するための、災害時専用線の整備に対する財政上の支援措置を求める。	有		50,000	50,000	0	0	30,000	30,000	20,000	20,000	0	0	0	0
2	木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業(バイオマス発電所整備)	新東名高速道路や県道山中湖小山線といった交通アクセスを活かし、湯船原地区に地域材を利用するバイオマス発電所を設置し、周辺に工業団地を造成する。	小山町バイオマス発電株式会社	林野庁	森林整備加速化・林業再生事業費補助金	既存		無		1,400,000	650,000	1,400,000	650,000	0	0	0	0	0	0	0	0
3	再生可能エネルギー活用促進事業	太陽光等の新エネルギーで発電した電力を、災害時において総合特区内の災害・停電時における協力協定を締結している特定施設(避難所や物資供給拠点等)に対して融通するため、災害時専用線の整備を図る。	県、土地改良区、JA等	経済産業省		新規	新エネルギーで発電した電力を、特定施設に対して融通するための、災害時専用線の整備に対する財政上の支援措置を求める。	有		50,000	50,000	0	0	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
4	事業所撤退跡地の再生利用事業	太陽光等の新エネルギーで発電した電力を、災害時において総合特区内の災害・停電時における協力協定を締結している特定施設(避難所や物資供給拠点等)に対して融通するため、災害時専用線の整備を図る。	磐田市、民間事業者	経済産業省		新規	新エネルギーで発電した電力を、特定施設に対して融通するための災害時専用線の整備に対する財政上の支援措置を求める。	有		50,000	50,000	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000
5	事業所撤退跡地の優良畑地化促進事業	沿岸部から内陸部等へ移転した事業所撤退跡地は、撤退後土地利用が進まず荒地となることが想定される。事業所撤退跡地を農地として再生利用することにより撤退跡地の荒廃防止と、農地造成の促進を図る。	農業者、袋井市、静岡県農業振興公社	農林水産省		新規	沿岸部の事業所撤退跡地の優良畑地化に係る農地造成費用・地目変更費用・売却までの管理経費に対し、財政支援を求める。	有		140,000	140,000	0	0	0	0	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000
6	物流拠点創出事業	県内物流拠点(富士山静岡空港、清水港、御前崎港、田子の浦港、浜松内陸コンテナ基地)を活用し、新東名高速道路並びに東名高速道路の県内特定区間を乗降する特定の貨物運送車を対象に、割引制度の上乗せ割引を行い、県内の物流産業の活性化を図る。	物流産業関連事業者、県、関係市町	国土交通省		新規	高速道路の割引制度を拡充し、特定区間内での特定車両に対する上乗せ割引による減収の補填措置として財政上の支援措置を求める。	有		1,080,000	1,080,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000
7	「道の駅・川の駅」を活用した地産品活用6次産業化推進事業	交通休憩施設、観光・地域の活性化及び防災機能を兼ねた道の駅(A=1.4ha)建設事業。	函南町	国土交通省	社会資本整備総合交付金	既存		無		1,300,000	156,000	0	0	650,000	78,000	650,000	78,000	0	0	0	0
8	新東名新富士IC周辺物流拠点創出事業	<第二東名インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業> 施工面積 A=44.95ha 総事業費 C=8,710,000千円 権利者数 195人 事業期間 平成18年度～平成32年度	富士市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	既存		無		5,024,820	1,248,500	941,604	302,500	1,158,036	330,000	1,063,048	275,000	989,060	198,000	873,072	143,000

9	小山パークینگエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業	新東名高速道路に(仮称)小山パークینگエリアが設置されることに伴う、周辺沿道の整備(町道3975号線)	小山町	国土交通省	社会資本整備総合交付金	既存		無		1,136,000	624,800	260,000	143,000	250,000	137,500	230,000	126,500	200,000	110,000	196,000	107,800
---	-----------------------------------	--	-----	-------	-------------	----	--	---	--	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
  2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
  3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
  4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
- 新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
- ※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
  6. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
  7. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
  8. 「事業費」欄: 補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
  9. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。
  10. 計画の根幹をなすため、早期の実現が望まれる提案については、優先提案欄に「○」を記載してください。